

平成 2 3 年

第 9 回 飯 館 村 議 会 定 例 会 会 議 録

自 平成 23 年 9 月 22 日
至 平成 23 年 10 月 5 日

飯 館 村 議 会

平成23年第9回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期14日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	9. 22	木	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	9. 23	金	休 会		議案調査
第3日	9. 24	土	休 会		議案調査
第4日	9. 25	日	休 会		議案調査
第5日	9. 26	月	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～5番）
第6日	9. 27	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順6～7番）
第7日	9. 28	水	決算審査 特別委員会	午前9時	平成22年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第8日	9. 29	木	決算審査 特別委員会	午前9時	平成22年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第9日	9. 30	金	休 会		議案調査
第10日	10. 1	土	休 会		議案調査
第11日	10. 2	日	休 会		議案調査
第12日	10. 3	月	休 会		議案調査
第13日	10. 4	火	休 会		議案調査
第14日	10. 5	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 決算審査特別委員会審査報告

					3. 議案審議 閉 会
--	--	--	--	--	----------------

平成23年9月22日

平成23年第9回飯館村議会定例会会議録（第1号）

平成23年第9回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	平成23年9月22日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成23年9月22日 午前10時12分				
	閉議	平成23年9月22日 午前11時47分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	3番 北原 経		4番 伊東 利		5番 北山文子	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野久子		書記 三瓶 真	
地方自治法の 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野 司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤隆明	○
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農業委員会 会長	菅野宗夫	○	農業委員会 会長	高橋一清	○
選挙管理委員会 委員 会長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記 会長	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年9月22日(木)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任
- 日程第 6 発議第8号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害賠償請求手続きの簡略化に関する意見書(案)

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第9回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時12分）

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、条例案件4件、決算認定案件8件、計14件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が8月30日及び31日、平成16年10月発生の新潟中越地震により全村避難をされた旧山古志村の村民帰村に至る経過等の調査のため、長岡市へ訪問しております。

次に、9月16日に議会運営委員会が本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として、村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から8月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、3番 北原 経君、4番 伊東 利君、5番 北山文子さんを指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの14日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月5日までの14日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第60号から議案第73号までを一括上程し、村

長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成23年第9回飯舘村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、原発事故から6カ月が経過をいたしまして、ようやく村民の避難のほうもほぼ完了し、新たな課題への取り組みを進めているところであります。具体的には、復興プランや除染計画の策定、リスクコミュニケーション、健康づくり対策、新たなコミュニティづくり、幼稚園、小・中学校の仮設校舎建設などの教育環境の充実などなど、課題が山積みをしているところであります。

なお、復興プラン策定については、現在、庁内検討委員会で基本理念、基本方針などの素案づくりを進めており、10月中旬ごろまでに出来上がる予定になっております。その後、村民、議会、関係機関団体、有識者などで構成する復興会議、仮称でありますけれども、復興会議を10月中旬ごろから立ち上げ、12月定例議会までに復興プランを策定したいというふうに考えているところであります。

また、この復興プランの策定に先立ちまして、帰村するためには放射性物質の除染が第一条件でありますので、除染物の仮置き場を含めた除染計画を早期に策定し、国・県に予算の確保を含め強く要望してまいりたいと考えているところであります。

なお、これらの当面する課題につきましては、議会とも十分協議をさせていただきますので、何とぞご理解とご支援をお願いするものであります。

それでは、6月議会以降の諸般の報告をさせていただきます。

まず、村民、避難生活でございますけれども、村民6,177人の避難状況ですが、9月14日現在、県内の民間借り上げアパートには1,479戸の3,811人、応急仮設住宅には581戸の1,211人、公的宿舎等には214戸の715人、県外へ自主避難している村民は311戸の559人、村内に残る未避難者は8世帯の13人、こういうことでございます。

なお、各自治体の避難状況ですが、福島市には1,238世帯の3,747人、伊達市には241世帯の636人、相馬市には195世帯の430人、南相馬市には138世帯の252人、川俣町には170世帯の508人、国見町には37世帯の74人が主なところでございます。避難の住まい方の比率を見ますと、いわゆる民間借り上げアパートというものが70%、それから、仮設住宅や公的宿舎が30%と、こういう状況でございます。

避難者の生活支援については、緊急雇用事業による仮設住宅の管理人を初め事務補助職員など10名を採用し、県の「絆」づくり応援事業で社会福祉協議会に派遣していただいているスタッフともども、村民のさまざまな相談その他に応じながら、きめ細かな生活支援の体制をつくっているところでございます。

次に、避難先での新しい自治会組織であります。ほぼ避難が完了した7月中旬から9月中旬にかけて、公営宿舎、仮設住宅などを中心に、避難所において新たなコミュニティづくりとして12の自治会組織をつくらせていただきました。立ち上げさせていただきました。この自治会組織には、住民の転住居管理、村からの情報の伝達、住民の意見や課題の集約などを行っていただくとともに、行政と住民あるいは村民同士のきずなを維持して、疎外感、孤独感をなくして避難所の生活基盤をつくることを目的としているところでござ

います。既に9月16日に第1回の飯館村避難村民自治組織連絡協議会を開催をいたしました。各自治会から意見、要望を聞いたところであります。各自治会からは多くの意見が出されましたので、今後の取り組みに反映させていきたいと思っております。

次に、村の復興計画に関してであります。全村避難を今までに経験した三宅村の村長さん、あるいは前山古志村の村長さんなどにそれぞれ来ていただきまして貴重な経験を聞く会を催したところであります。三宅村には、7月27日から29日にかけて、職員も6人派遣をし、実際に村役場のさまざまな部署で全村避難と帰村を経験した多くの職員から、経験をした人にしかわからない示唆に富んだ話を聞くことができたところであります。8月9日には、村職員と4名のアドバイザーなどで構成される「いいたてまでいな復興プラン」庁内検討委員会を発足させまして、村の復興計画策定の第一歩を踏み出したところがございます。9月13日には、第3回目を実施をいたしまして、9月末までにあと1回の会議、あるいは10月あたりというふうに考えまして、何とか、「いいたてまでいな復興会議」に諮問する事項や復興計画の基本的な考え方をまとめていく予定でございます。

なお、これから起こします復興会議には、村民の代表や議会の代表、有識者などにも入っていただく予定ということでございます。

次に、税関係です。大震災により、現在も国税を初め県税・村税にかかわる納期限が延長されているところであります。平成23年度の国民健康保険税につきましては、7月の臨時議会において承認をいただきました新たな税率によって算定を行い課税をいたし、あわせて、国民健康保険税の減免に関する条例に基づいて減免決定通知書を8月18日付発送をしているところがございます。減免の内容は、1,157世帯、税額で1億9,586万9,900円となっているところがございます。

次に、村内の防犯です。6月から、「いいたて全村見守り隊」であります。約370人の各方々に各行政区24時間体制でパトロールを実施していただいているところで、現在のところ、盗難や犯罪などの報告はございません。

なお、これから冬に向かいますので、当然、パトロールにおける課題などもありますので、隊員の皆様と十分協議をしながら、隊員の安全確保と効果的なパトロールに努めてまいりたいというふうに思っています。

なお、防犯、盗難防止のためのホームセキュリティーでございますが、希望ということで、約280世帯に設置をして警備業務をやっていると、こういうことでございます。

次に、交通事故防止であります。全村避難の中、去る7月18日、主要地方道原町川俣線の深谷地内において死亡事故が発生をしてしまいました。村の交通事故死ゼロは1,799日でストップということがございます。また、続いて、8月13日に、また白石地内で死亡事故が発生し、一転して、まさに死亡事故のない村が事故多発路線になってしまいました。このような痛ましい死亡事故が連続して発生したことから、村内における交通安全対策が急がれまして、村としては、当面、原町川俣線沿いに、議会のご理解をいただいて、立て看板30基を設置をして安全運転への喚起を促しているところがございます。

次に、健康福祉関係であります。まず、ホールボディカウンターによる内部被曝検査であります。7月2日と7月4日に、千葉県にあります放射線医学総合研究所で、放射線

量が高いとされている3地区の方18名とその他の地区の方2名を各年齢階層別に選考して実施をしたところでございます。検査結果については、7月29日に、飯野出張所で、本人及び保護者に対し説明がなされました。その内容については、原発事故による放射能が飛散し体内に取り込まれた放射能について、検査日の値からさかのぼって推計するとともに、子供については今後70年間、成人については今後50年間の預託実効線量を推計するというものであります。今回の検査で、将来にわたって受けるであろう内部被曝による放射線量は、検査を受けた全員が「検出されず」、または、「1ミリシーベルト未満」ということであります。

また、7月21日から8月18日までの8日間、茨城県の東海村の日本原子力開発機構において、県が主体となってホールボディカウンターによる内部被曝の検査を中学生以下の子供及び3地区の方、高校生など605名を対象に実施をしたところであります。これもいずれも「検出されず」、また、「1ミリシーベルト未満」ということであります。

次に、村内の企業及び見守り隊の方を対象とした健康診断もやっております。8月6日に飯館中学校で実施し、153名が受診しました。これは以前、比曾、長泥、蕨平の方々の検診を引き受けていただいた東京大学の医学研究所にお願いをし、お医者さん10名ほどに来ていただいて、主に健康相談に重きをおいていろいろと診察をしていただいたところでございます。検査の結果については、原発事故に伴う所見は現在のところ見受けられないということではありますが、野外での活動時間が大幅に減少していることに伴う生活習慣病が悪化していること。あるいは、避難を余儀なくされていることよっての不規則な労働時間やストレスの多い状況の中で、不眠とかうつ傾向が見られるということがあったようでございます。村としては、専門医の受診を進めるなど適切に対処することに伴って健康管理に努めていきたいというふうに思っています。

なお、村民全体の健康診断であります。県が実施いたします県民健康調査の検査項目に沿った内容にする予定でありまして、現在、福島県衛生協会と詰めておりますが、10月末から11月ごろに実施する予定となっております。

次に、プリペイドカードであります。中学生以下の子供1人に対し、コンビニエンスストアやレストランなどで使用できるクオカード1万円と図書カード3,000円分の合計1万3,000円を子供1人から交付をさせていただきました。対象者数は437世帯、815名で、9月11日と17日に交付したところでございます。

次に、敬老会であります。9月18日に75歳以上の方1,136名と金婚夫婦12組を対象に、飯野小学校体育館をお借りして開催をいたしました。ことしは計画的避難で避難先がいろいろありますから、例年に比べて出席率は少ないのかなと思っておりましたが、例年の出席者とほぼ同等の310名の出席をいただきまして盛大に開催することができました。避難後初めて顔を合わせる方が多く、久々の懐かしい方との再会を果たし話が尽きない様子でございました。また、草野幼稚園児の遊戯、あるいは飯野老人クラブ、あるいは一葉会などの演芸も大変喜ばれたようでございます。

次に、産業振興の関係であります。村が計画的避難指定を受けた後、畜産農家及びJAそうまと協議をしながら、出荷などによる牛の避難を実施してまいりました。繁殖牛につ

いては、JAそうまと連携をとり、本宮の競り市場で5月と6月の通常と臨時競りなどで1,621頭の牛が出荷されたところがございます。肥育牛に関しても、並行して飯舘牛ブランドを守る検討会などを重ねながら、矢吹市場で3回の臨時競りでおおむね出荷をしたところがございます。

また、村外の避難先で引き続き飼養を希望される畜産農家ということで、避難先で飼養する畜産農家は13戸の348頭でありました。長年かけて築き上げた飯舘牛ブランドの継承のために、村の優良牝牛を導入した畜産農家に対し、1頭当たり10万円の支援策をとりましたところ、8農家で132頭の購入実績があったところがございます。

次に、農産物の賠償請求であります。これもJAそうまが、委任状の提出のあった農家からの取りまとめをしていただいて請求を行っております。5月から廃棄にかかわる請求を4回行い、東電に対して約9,800万円の賠償請求を行ったところがございます。それに対して、東電からは第2回目での請求のうち、出荷制限にあった品目についての請求に対し2分の1の仮払いとなる約1,200万の支払いがあったようでございます。その他の品目については、9月上旬に仮払いが行われました。原発事故に由来する農畜産物の不耕起・休業補償の請求については、7月から8月にかけて4地区においてJA相馬主催による賠償請求の説明会が開催されました。不耕起・休業補償の請求は、廃棄にかかわる請求と違い、東電に対し月2回の請求を行う予定となっており、第1回、8月上旬分の請求、約7億4,200万円を東電に対し請求が行われました。

村で実施している農地土壌の汚染対策プロジェクトの話でございますが、5月28日からの各種の研究、実証実験が実施されております。主なものとしては、ひまわりや稲などによる放射性物質セシウムの吸収試験、農地の表土及び草地のはぎ取りによる放射線量の減量比較と農業用機械の開発と処理方法、焼却方法による植物等の減容化試験、コンクリート構造物封入による放射線量の減量比較試験などがあります。これらの研究実証は、9月14日に公に発表されました。これらの除去、除染方法について、国と検討を行いまして、即効性、実効性のあるものにしてまいりたいというふうに思っております。

次に、企業の移転状況でございます。村内に立地する209事業所の移転について、移転先のあっせん、物件の紹介、各種助成制度の案内など、支援にこれまで努めてまいったところがございます。8月末現在の村内企業の避難状況は、屋内で作業ができる、そこで線量の管理をするという条件をつけて継続が認められた企業が9事業所、村外へ移転した、あるいは予定をしている企業が111事業所、休業が81事業所、廃業が4事業所、意思を示していない事業所が4事業所となっております。村外へ移転した、あるいは予定している111事業所のうち、91事業所については既に民間の物件を借りるなどの移転を終えており、残る20事業所についても村及び中小企業基盤整備機構が行う仮設事業所工場整備事業を利用し、順次移転の見込みでございます。このほか、一度は休業の意思を示した事業所も、避難先での生活が落ちつくにつれて営業を再開する動きも出てきておりますので、今後も定期的に各事業所の意向把握を努めながら、補償や助成制度の情報提供など各企業の支援に取り組んでいきたいというふうに思っています。

次に、屋根がわらの補修事業ということでありますが、申請件数は155件でありまして、

総事業費は5,200万、補助金1,125万5,000円を予定しております。8月末現在で工事完了はまだ16%余りということで、これからであります。つまり、かわらの入荷不足のためということではありますが、9月中旬からはある程度流通するのではないかと、このように思っておりますので、早期に補修が完了するよう施工者及び納入業者に働きかけていきたいというふうに思っております。

次に、震災による被災道路の補修状況でございます。草野飯樋線ほか48路線、79カ所において被災箇所があったわけではありますが、通交どめ路線以外はすべて補修を完了しているところであります。通交どめという路線は、小滝大倉線及び小宮風兼線の2路線でありまして、どちらも落石の可能性があるということでとめているということでもあります。復旧に当たりましては、落石しそうな石の処分と落石防止の措置などが必要かと思っております。

村道の維持管理であります。一時立ち入りや村内継続事業所あるいは見守り隊などがやっておりますので、通交の安全確保や台風などによる災害対応のために、8月より、村内の4事業所に作業員の放射線量の管理をしていただきながら、月1回の定期パトロール、交差点や見通しの悪い箇所や路肩の除草、異常気象時のパトロールなど、協定を結ばせていただいて村道等の路線の維持管理・補修に努めているところでございます。

教育関係であります。児童生徒の状況であります。4月21日から川俣町の学校施設をお借りをいたしまして本年度の授業を再開をして、7月20日に無事第一学期を終了いたしました。第一学期末時点での児童生徒数は、幼稚園児が72名、小学生が237名、中学生が134名の計443名であります。震災前の児童生徒数からは219名、33%ほどが減っているということでございます。

夏休みの状況であります。できるだけ、子供たちに思い切り体を伸ばしていただきたいということで、全国の自治体やNPO法人から数多くのサマーキャンプのお誘いをいただきまして、長野県の松本市に64名、静岡県富士宮市に43名の子供たちが行って貴重な体験を積んでおります。また、こうした厳しい状況だからこそ、村の将来を担う子供たちに広い視野と高い理想を持ってほしいという思いもありまして、村に寄せられました寄附金を財源として、ドイツの自然エネルギーなどを学習する未来への翼事業を実施をして、中学生18名が10日間のドイツの農村を訪問しております。また、いわゆる中学3年生を対象にした村塾も福島市の尚志学園の学校を会場にして、57名中、52名の中学3年生が勉強に励んでいるということでございます。

次に、8月1日付で平成23年度の教職員の人事異動が変則的であったわけですが、20名の教職員が新たに飯館村のほうに入ってきていただきまして、8月25日から第二学期がスタートしております。県内では、夏休み中に転校する児童がふえていると、こういう状況ではありますが、本村においては、若干戻ってきているということで、それは飯館村の子供たちは飯館村の学校で育てたいという保護者の思い、あるいは子供の思いがあるのではないかと、このように思っているところであります。

懸案となっていました小・中学校の学校の完全給食でございますが、伊達市さんのご協力によって再開をしているところであります。子供たちから、「うれしい」、「おいしい」

という声が寄せられているところであります。

次に、議会のほうにもお話をしておきました小学校の仮設校舎及び幼稚園仮設園舎の建設事業でございますが、現在、その開設に向けて事務を進めているところでございます。中学校につきましても、現在、借用している川俣高校が手狭なため、10月から教室及び体育館、校庭の追加開放をお願いをしておりました。了解いただきましたが、今後も独立した校舎の確保なども含めて、学習環境の改善に取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。学校は、子供のみならず、村民の心のよりどころであります。村としても、教育環境の整備に努めてまいりたいというふうに思っておるところであります。

次に、義援金、見舞金の状況をお知らせさせていただきます。全国の方から村に寄せられた義援金は9月14日までで944件、2億7,700万余りとなっているところであります。この中から、いち早く、村民1人当たり3万円を村から皆さん方に見舞金としてお渡しをさせていただきます。総額は1億9,614万円であります。

次に、国・県からの義援金の配分でございますが、一次配分額が1世帯当たり40万円、支給額で7億9,035万です。二次配分は1人当たり20万4,000円ということで支給額は13億3,788万円ということでございます。ご厚意を寄せていただきました全国の多くの皆様方に厚く御礼を申し上げるところであります。

以上が諸般の報告でございます。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第60号は、平成23年度飯館村一般会計補正予算（第6号）でございます。既定予算の総額に1億8,169万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を54億753万2,000円といたしました。

歳出の内訳は、総務費として、総務管理費200万、選挙費1,066万9,000円、民生費として、社会福祉費516万1,000円とか児童福祉費で334万2,000円であります。衛生費としては、保健衛生費が362万6,000円、水道費が196万4,000円であります。消防費としては、7,624万3,000円あります。教育費は、教育の総務費として2,832万8,000円、小学校費が2,229万円、中学校費が1,604万6,000円、幼稚園費が1,188万7,000円ということで計上をさせていただいたところであります。

これを賄う財源としては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、村債などを充当しているところであります。

議案第61号は、平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。既定予算の総額に196万4,000円を増額をいたしまして、総額を1億5,560万3,000円といたしました。

歳出の内容ですが、田尻浄水場のダクト系が古くなったことに伴う修繕でございます。

議案第62号から議案第69号までは、平成22年度飯館村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。一般会計の決算額は、歳入総額50億9,517万1,000円、歳出総額47億2,294万4,000円、歳入歳出の差し引きが3億9,222万7,000円の黒字決算でございます。そのうちに、繰越明許費の財源繰越額1億970万1,000円を差し引いた実質収支は2億8,252万6,000円あります。その中から、財政調整基金に1億5,000万を積み立てて

いるところでございます。

以下、各特別会計に含めた決算については、監査委員の決算審査の意見書並びに決算にかかわる主要施策の成果報告書を付しているところでございます。

議案第70号は、災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは遺族に対してのみ支給されるものでありましたが、今回の改正で、生計を同じくしている兄弟姉妹まで支給の範囲を拡大する改正でございます。

議案第71号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。これはスポーツ振興法の改正によりまして、「体育指導員」という名前が「スポーツ推進員」に改正ということでございます。

議案第72号は、飯舘村まで子育てクーポン交付に関する条例の一部を改正する条例でございます。これはお話ししましたクーポン交付を飯舘村が計画的避難区域が解除されるまで交付をしないという改正を行うものでございます。

議案第73号は、飯舘村税条例の一部を改正する条例でございます。主な改正内容は、1点目は、村民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税について、正当な理由がなく納税管理人などの申告をしなかった場合に課する過料を「3万円」から「10万円」に引き上げる改正でございます。

また、たばこ税、鉱産税、特別土地所有税に正当な理由がなく申告書の提出をしなかった場合については、新たに10万円以下の罰金を課するという規定を設けるものであります。

2点目は、村民税における寄附金控除額について、現行では、控除外とする額を「5,000円」としていたわけですが、「2,000円」とすることによって、これからも寄附の推進を促すと、こういう改正でございます。その他、牛の飼養農家に対する免税の見直し、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減率の特例期間を2年間に延長するという改定でございます。

以上が提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由とさせていただきます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時49分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時39分）

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤長平君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第62号「平成22年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第63号「平

成22年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第64号「平成22年度飯舘村診療所特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第65号「平成22年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第66号「平成22年度飯舘村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第67号「平成22年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第68号「平成22年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第69号「平成22年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上の8議案については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第69号までの8議案については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長(佐藤長平君) 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第1項の規定によって、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君、以上10人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました10人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を委員会室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎日程第6、発議第8号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害賠償請求手続きの簡略化に関する意見書(案)

議長(佐藤長平君) 日程第6、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害賠償請求手続きの簡略化に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番(大谷友孝君) ただいま議題となりました発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害賠償請求手続きの簡略化に関する意見書(案)」について、朗読をして提案いたします。

原発事故から、はや6カ月が過ぎたが、いまだ収束の道筋が見えない事態となっている。本村は、全村民が必ずふるさとに戻り、光り輝くふるさとの再生が図られることを確信し、これまで以上に強固な結束と連携を図り全力を尽くす決意であるが、避難を余儀なくされ

ている多くの村民は、仕事や住宅が狭いなどの都合で、これまでの家族が離散している状況にあり、ひとり世帯や高齢者世帯が多くなっている。

このような中、東京電力は、9月12日、原発事故被災者に対し賠償請求に係る書類が発送された。今回の賠償請求に係る書類は、日本弁護士連合会の指摘では、この請求書自体が、放射能汚染により居住困難となった建物や土地等の財産価値減少による補償など、中間指針において補償の対象とするようになっていたが、書類には明記されていないこと。また、請求用書類の説明書が160ページにも及ぶ膨大なもので、高齢者等には理解ができないほどの書類の量となっている。さらには、文面の説明内容が難しく、多くの村民は記入に困難な状況にある。よって、賠償請求の手続においては、だれにでも理解でき、記入が容易なものとした請求書類となるよう、速やかな措置を講ずるよう要請する。

1 だれにでも理解でき、記入が容易なものとした賠償請求書類となるよう簡略化すること。

2 原発被災損害賠償請求に関する合意書を撤廃すること。

3 原発被災損害賠償手続は被災者の立場に立って、個別訪問、個別面談等、誠意ある対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成23年9月22日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

経済産業大臣

原発担当大臣 あて

であります。

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから、提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害賠償請求手続きの簡略化に関する意見書」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害賠償請求手続きの簡略化に関する意見書」は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。
ご苦労さまです。

（午前11時47分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月22日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

” 会議録署名議員

北原 経

” 会議録署名議員

伊東 利

” 会議録署名議員

北山文子

平成23年9月26日

平成23年第9回飯館村議会定例会会議録（第2号）

平成23年第9回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成23年9月22日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣告	開議	平成23年9月26日 午前10時01分				
	閉議	平成23年9月26日 午後 3時34分				
応（不応） 招議員及び並 出席議員に欠 席議員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	6番 佐藤幸正		7番 菅野義人		8番 大和田和夫	
職務出席者	事務局長 但野誠		書記 菅野久子		書記 今井一起	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤隆明	○
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	
	農業委員会 会長	菅野宗夫	○	農業委員会 会長	高橋一清	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記	中井田栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年9月26日(月)・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 1～5番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 本日の出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

9月22日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に志賀 毅委員、副委員長に佐野幸正委員を選任した旨の報告がありました。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 佐野幸正君、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。1番 松下義喜君の発言を許します。

1番（松下義喜君） おはようございます。

私は、いつ飯館村に戻れるかわからない現時点での村民が安心して安全に暮らせることを願っているものの一人であります。

さて、3月11日の大地震、そして、原発事故、それに伴っての全村避難と、これまでに想像もしなかった出来事が次々に起こっており、次に何が起こるのかと常に心配が絶えません。そのような中で、多くの村民は、それぞれ事情は違うけれども、大変なご苦勞を強いられています。これまで一緒にいた家族が避難先の住宅が狭い、職場が遠いなどの理由で離ればなれになる傾向が多くあります。このような実態をいつまでも続けさせるわけにはいきません。原発の早い収束と一日も早い帰村を願うものであります。

さて、村長は「までの希望プラン」の中で、九つの希望を出しており、その中の一つに、避難生活は2年くらいにしたいという項目と、また、平成26年の成人式は歌手を迎えて村に戻って実施すると言っていますが、その計画に無理はないのでしょうか。多くの村民は、放射能除染を行なっても飯館には戻れない。若い子供のいる家族は戻らない。また、戻ると思っている人はごく少数の高齢者だけだという話が最近多く聞かれるようになっていきます。これが現実とするならば、何とも寂しい限りであります。

そこで、一日も早く、我が飯館村に戻れることを願って、次の項目について質問いたします。

一つは、避難している村民の現状と今後の対策についてであります。

全村民が避難する前までの村の世帯数は、避難前が約1,700世帯程度であったものが、現在では約2,600世帯となっていると、先日、村長から報告があったところであります。ひとり世帯や老人世帯、ややもすると家族の仕事の都合などで夫婦が別々な市町村の住宅に住まざるを得ない状況になっており、家庭崩壊につながるような状況になっているのが現状であります。そのため、このような状況にならないための対策とケアが必要であると思うが、その考えを伺います。

次に、特に老人世帯については、国民年金暮らしの低所得者が多いため、当面の生活費に困る人が多いと思われま。現時点では、これまでの多少の蓄えと原発の仮払金などで何とか生活はできていますが、これ以上避難生活が長引くとするならば、当面の生活費の貸付制度なども必要と思うが、実施する考えはあるのか伺います。

次に、復旧・復興プランについて伺います。

今、村は一日も早い復旧・復興に向けた復興プランを12月までに策定したいとしています。その計画について伺います。若者、特に子供やその親は、放射能に対する危険感が強いので、長期的、おおむね5年程度は村に帰れないのではないかと考えている人が多くなっています。1人でも多くの村民が村へ戻るためには、若者、特に20代から30代の若者に対しては、今からでも早急に近隣市町村での仕事場のあっせんを強力的に進める必要があると思います。村の近くにいればこそ、将来は村に帰られるという思いと考を保持していただくのも必要と思うものであり、その考について伺うものであります。

次に、近い将来、計画的避難区域の解除についても検討されると思うが、そのときになって直ちに帰村する住民は、私が村民の話を聞く中ではほぼ5割程度ではないかと思われるところであります。そのため、少なくとも7割以上の村民が直ちに帰れるような帰村の推進プランを講ずる必要があると思いますが、伺います。

次に、帰村するに当たって、これまで多くの村民は農業所得での生活者が多かったわけでありま。多くの村民が村に戻るためには、農地の除染を早急に行なう必要があります。しかしながら、一度、放射能に汚染された土壌から作付される作物を食用に購入するにはかなりの勇気と多くの時間が必要だと思っています。私は、帰村後、直ちに生活のための所得を得る方法としては、国・県が村で作付された農作物の全品買い上げを行なうことが必要であり、また、その農作物を使って農地などの除染を行なう研究機関を国などの責任で村内に設置するようにすることも必要であると思うが、その計画を復興プランに入れる考はないか伺うものであります。

以上5項目について伺いますので、簡潔明瞭にお答えをお願いいたします。

村長（菅野典雄君） 1番 松下義喜議員の質問にお答えをさせていただきます。

大きく二つありますが、二つ目の復旧・復興プランについての3点に私からお答えをさせていただきます。

まずは、雇用状況でございますが、村内継続の9事業所、現在は一つが休止をしておりますので8事業所になっておりますが、この8事業所で約500名近く、それから、緊急雇用創出基金事業を活用しての「いいたて全村見守り隊」ということで約380名が村内にて雇用の維持が図られているということでございます。また、移転を余儀なくされました111

の事業所につきましては、91事業所が福島市や相馬市などで事業を再開しておりますし、20事業所が中小企業基盤整備機構の仮設事業所工事整備事業を利用いたしまして、9月、10月末には稼働の予定であり、一度は休業の意思を示した事業所の中にも営業を再開する動きも出てきているというのが近ごろの状況でございます。そのほか、避難者支援業務で、県の「“絆”づくり応援事業」などによって、約80名を見込んでいるところであります。現在も就職あっせんということで、ハローワークと連携をし、仮設住宅や公営住宅に避難された方を対象に求人案内や就職相談を実施しておりまして、村外で農業継続を希望される方には、避難先近くの農地などの情報を収集し提供を行なっているところであります。

今後も村民の雇用と所得の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでありますが、村民の中に、国・県の義援金や東電の仮払い、失業保険などの収入があるため、仕事への意欲がなくなっている方もいるようでありまして、大変心配をしているところであります。帰村後における雇用、職場の確保につきましては、原子力災害からの復旧・復興のため取り組まなければならない最重点課題と位置づけておりますし、飯舘村の場合、避難の先を1時間以内というふうに、ある程度考えて、皆さん方に避難をしていただいておりますので、そういう意味では、これからの雇用などをしながら村に帰る日を待つと、こういうこともある程度可能ではないかと、このように思っておりまして、12月に出てくるところであります。村の復興プランにおいて具体的な施策をその中に幾らかなりとも盛り込んでいきたいと、このように思っているところでございます。

二つ目の、多くの村民が戻れるような推進計画をつくる必要があるのではないかという質問でございます。現在、庁内に飯舘までいな復興プランの検討委員会というものを設けておりまして、村に帰る、復興へ向けた課題の洗い出しや今後必要な施策などについて検討をしていただいているところであります。10月からは、復興会議というものを立ち上げまして、村民の何人かの方、議員の代表にも入っていただいて、より具体的な復興計画をこれから考えていくつもりでございます。

帰村率を少しでも高めていく施策としては、まずは、放射性物質の除去を進め、少しでも早く帰村を果たすことというのが一番大切だというふうに思っています。そして、除染が完了するまでの避難生活に関しましては、村民同士の新たなコミュニティーをつくっていただいたり、避難生活を健康で健やかに過ごせるよう避難村民のケアに力を入れることが大切であります。放射能について村民に正しい理解と防御策を身につけてもらうということも大切でありますので、リスクコミュニケーションというものをこれから実施をしていく予定になっているところでございます。

また、帰村に備えて、雇用施策や新たな産業の育成にも力を入れること、見守り隊や除染作業などを通して村との関係を維持するということなどなど、そういうものをこれから復興プランに盛り込み、より多くの村民が帰村できるようにしていきたいというふうに考えているところであります。

三つ目でございます。

村といたしましては、計画的避難区域の解除に向けて精力的に除染をこれから進めてまいりたいというふうに考えておりますが、帰村後の農作物の作付に当たっては、消費者の

目線に立った食の安全・安心な農作物の出荷が求められており、これに対しての支援、指導が必要かと考えております。また、風評被害により市場、消費者に受け入れられない状況になるのではないかとこの思いも持っているところでありまして、非常に微妙な問題でございます。村としては、今後、先ほど申しました村の復興プランで検討すべきと考えておりますが、農作物の施設栽培とか、食用以外の施設園芸栽培とか、いろいろ農業分野の新たな施策というものもあわせて考えていかなければならないのではないかとこのように思っております。

農作物の全品買い上げについてであります。農作物の作付及び出荷時点での土壌、農産物の放射性物質の基準値により、作付や出荷の対応が変動されると考えておりますので、その点はぜひご理解をいただきたいというふうに思っています。

次に、農地等の除染に伴う国の研究機関をいかがかというご質問であります。除染推進するために、当然、現地対策室というものがあつたほうがいいでありますし、また、発生した土の一時仮置き場についての保管管理のための機関というものもどうなのかなとか、今後、こういう原発事故が起きてから、村あるいは福島県の新たな展開を図るためにはいろいろな機関が考えられるだろうというふうに思いますが、一つでも多く、村の中にあることによって村の長い将来についての対応をしてもらうことができると、このように思っていますので、これから、プランの中で考え、そしてまた、精力的に国・県に要望をしまいたいと、このように考えているところであります。

1の問題については担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 私からは、避難している村民の現状と今後の対策についてということのご質問に答えをさせていただきます。

2点ございますが、関係がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、第1点目のひとり世帯や老人世帯に対する対策とケアについてであります。避難前の世帯数は約1,700世帯、避難後が約2,600世帯となって、900世帯がふえているということでもあります。これはもとの世帯が2世帯あるいは3世帯に分かれての避難生活を強いられているあらわれであり、当然、ひとり世帯や高齢者世帯が多くなっていることは議員おただしのとおりであります。この方々に対する対策には、精神的な対策と身体的な対策が必要であると考えておりまして、まず、精神的な対策としましては、看護師、保健師、生活支援員などの巡回による健康相談と生活相談などを行なっているところであります。今後は、高齢者等の話の相手となって長時間話を聞く傾聴ボランティアや外出支援を行なうガイドヘルパーあるいは外出支援ボランティアの確保が必要であると考えているところであります。また、介護予防教室や高齢者など同士が集える交流サロンの実施、精神科医などの専門職による相談会の実施などを考えているところであります。

また、環境の変化等により、認知症の症状が見られる高齢者がふえつつあります。認知症予防のための対策とあわせて、認知症サポーター養成講座を開催し、一人でも多くの方に認知症の理解を深めていただき、地域での見まもりにより安心して生活できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、身体的な対策としては、避難生活により体を動かす機会の減少によって、運動不足が原因での生活習慣病の悪化や耐力が衰えている方が見受けられます。このようなことから、今回の補正予算にも計上させていただきましたが、少しでも運動不足を解消していただくため、スポーツインストラクターなどによる運動教室を計画したところであります。また、県の事業であります、松川工業団地仮設住宅地内に、サポート拠点施設が整備され、デイサービスや総合相談窓口、交流サロンなどのサービスが受けられる運びとなっております。また、伊達東の仮設住宅入居者については、伊達市の支援により筑波大学が中心となって、健康づくりプロジェクトが設立され、プログラムがスタートしたところであります。いずれにいたしましても、計画的避難区域が解除され、帰村するときに村民の方が身体的にも精神的にも健康で帰村できることが大切でありますので、それに向けて努力をしてまいります。

2点目の生活費の貸付制度が必要とのおただしであります。現在、生活資金の貸し付けは低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支える生活福祉資金貸付制度があり、今回の避難に当たって、制度の中の緊急小口資金の貸付制度がありますが、その実績は、88件で1,410万円というふうになったところであります。村としては、現在、独自の貸付制度の創設は考えてはおりません。貸し付けはあくまでも貸し付けであり、返済を伴うものでありまして、返さなくていいという性質のものではありません。本当に生活が立ち行かなくなった場合のために公的扶助制度として生活保護制度がありますので、相談等を通じて適切に対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

1番（松下義喜君） 今、答弁の中に、長時間話を聞く傾聴ボランティアや外出支援を行なうガイドヘルパー、外出支援ボランティアの確保が必要であり、介護予防教室や高齢者等同士の交流サロンの実施、精神科医等の相談会の実施などを考えているところでありますということですが、考えるのではなくて、これはやるのか、やらないのか、お聞きしたい。

健康福祉課長（菅野司郎君） このことについては今計画中でありまして、精神科医について、福島県の中ではなかなか難しいかなということでありまして、今、村長のほうに、村のほうに応援していただけるような精神科医のお医者さんがいるという話も聞いておりますので、そちらのほうの方と進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

1番（松下義喜君） それでは、ままでの希望プランの中で、避難生活は2年くらいにしたいという村長のお考えでございますが、本当に2年で戻られるのか、戻られないのか、本音でお聞かせいただきたいと思えます。

村長（菅野典雄君） 希望プランは大変な避難生活を村民の皆さん方に強いるに当たって、全くそこに夢も希望もないという話では大変ではないかということで、九つほど出させていただいた。その中のトップに、帰る期間を明示をさせていただいたということですが、あくまでも希望でございますので、2年と、こういうふうにさせていただきました。少なくとも、村民の皆さん方はこれをどのようにとられるか、ある意味では、希望ととる方もいるだろうし、あるいは、どうも本当にそうなのかという懐疑的にとる方もいるかもしれませんが、少なくとも、そういうお話を村民の間でしていただくということが、ある

意味では一つ大切なことではないかというふうに思っております。それから、当然、我々としても、目標を持ってやらないとできませんし、国にもやはりそういう明示をしっかりとしていくということが村として大切なんだろうというふうに思っています。

本音という話であります、なかなか、今、除染が非常に飯舘村の場合には計画的避難ということで、これまでに手をつけられない状況がずっとあったわけですが、これ以上は待てないと、こういうことで、今、国とかなり強い折衝をして、できるだけ早く除染に取りかかると、こういうことでありますから、これから年内には、さほどということ、そんなにはできないと思いますが、来年度、どの程度進められるかということも一つのポイントになるだろうし、また、避難に当たっては、当然、全員で帰るのか、それとも一部なりでも戻れるということのほうがいいのか、あるいは、地域的にということなのか、そういうことも、当然、これから皆さん方と議論の課題になるだろうというふうに思いますが、いずれにいたしましても、多くの皆様方という話ではありますが、少しでも早く、やっぱり避難生活から抜けて自分の家に戻りたいと、こういう思いの方は結構いるだろうというふうに思いますので、それに向けて努力を一生懸命させていただきたいと、こういうことであります。

以上であります。

1 番（松下義喜君） 2年くらいは目標だと。村民は目標だけでは戸惑うだけなんですよね。仮に、今、除染のお話がされましたけれども、除染作業を行なって空間線量がどのくらい下がるのか。2年、もう少しで1年を迎えようとしているんですよ、秋になって。そういう中で、まていな希望プランだというような形で、村民に2年くらいを目標にというような形というのは、それが一番不安を与えているのではないかと私は思うのであります。であるならば、5年なら5年、3年なら3年と、そういうような段階で村民へお知らせすべきと思うのであります、どう思われますか。

村長（菅野典雄君） 2年ぐらいにしたいというものを、いわゆる不安と思うか、希望ととるかはそれぞれの判断というふうに思っております。私は飯舘村の皆さん方は大方は希望というふうにとって、何とかその辺で戻れないものか、村でしっかりやってくれよ、国とかかけ合えよと、こういう思いではないかというふうに思っているところであります。

以上であります。

1 番（松下義喜君） であるとするならば、その2年くらいの目標のフォローというもの村民に私は伝えるべきだと思います。だれもが線量が高い中で、2年といたならば本当の短い期間で夢と希望を与えるというような村長のお話でございますけれども、それが本当に不安感を私はあおっているのだと思います。

ところで、今、村長が除染についてお話触れましたけれども、結局、仮置き場を模索している中で、私は、緊急時避難準備区域等が解除された時点で、計画的避難の飯舘村は、というようなところで村内の仮置き場のお話が進められていいのではなかろうかと思えます。また、村民の声をお聞きするたびに、いろいろな生活面や帰村するものに関してのアンケート等を広く村民の声も吸い上げるべきではないかと思われますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今、いろいろ、国のほうでは緊急時避難区域をどういうふうにするかというお話があるようでありましてけれども、それが一段落してから村のほうを考えてもいいのではないかという話ですが、そうしますと、どんどん遅くなるということでもありますから、私はそうは全く思っていません。むしろ、緊急時避難区域よりも我々の計画避難の区域のほうやはり先にやってもらおうという考えで取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

それから、村民の声というのは全くおっしゃるとおりでありますので、これから、いろいろな形で村民の声などを聞かせていただいて、それを皆さん方にやはり正直に報告をさせていただいて、村民の総意がどこにあるのか、そういうこともしっかりとこちらのほうにフィードバックをしながらこれからやっていかなければならないと、このように思っていますので、随時、ある程度アンケートなども、少しずつですが、準備にかかっておりますので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思っております。

以上であります。

1 番（松下義喜君） 仮置き場の件なんですけれども、仮置き場を村内に設置したならば中間処理場になってしまうのではないかなという不安も多く聞かれます。そこら辺、仮置き場が中間処理場のような形になって、本当に若者たちが戻られるような村になるのか。絶対、そうであるのか、ないのか、そこら辺を再度確認しておきたいと思えます。

村長（菅野典雄君） まず、とりあえず除染を進めるということになりますと、出たものをやはりどこに置くかというものを決めないと前には進めないと、こういうことでもありますし、ですから、仮置き場としてはやはり村の中ということが大前提になるのではないかなという気がいたします。その後、中間と最終と、こういう形であるわけですが、まだ国のほうで確たるところが出ておりませんが、多分、そう遠くない時期に国のほうなり県のほうがある程度の方向性を示すと、こういうことでございますので、そういう意味からいたしますと、そちらのほうにしっかりと、はっきりと、中間なり最終というものを要望しながら、両にらみ、並行してやはり進めていくという形になるのではないかなというふうに思っています。

なお、仮置き場については、当然、今おっしゃったように、村民の心配というものがありますので、どのような形が皆さん方がより安心していただけるかという、置き方なり何なりにもこれから意を配るといいますか、国・県のほうに対応として当たっていききたいと、あるいは要望としていききたいと、このように思っているところであります。

1 番（松下義喜君） 飯舘の仮置き場でございますが、飯舘村のどこかに決まるとするならば、その地区の住民等々にどのようなご説明等々で納得していただくのか。また、住民の説明等々も踏まえながら、村長のお考えをお聞きしたいと思えます。

村長（菅野典雄君） いずれにしても、その地区だけではなくて、村民の皆さん方、周辺の皆さん方のやっぱりある程度了解をもらうということが大切だろうというふうに思いますが、まさに普通るときではありません、有事です。お互いにそれぞれを言い合っていたのでは全く進まない。それは飯舘村だけではなく、福島県でもありますから。それぞれ広い気持ちでしっかりと、やはり、みんなで少しでも早くもとの形に戻るよう努力

をするという考え方が私は必要だろうというふうに思いますから、その辺も皆さん方にお話をしながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

1番（松下義喜君） それでは、復旧・復興プランでございますが、私は、この辺は戻られないのではないかと思っている一人なんですけれども、本当に、除染作業を行なって、線量が下がって戻られる時期になるのには、私は、5年はかかろうと思います。その中で、除染プラン、復旧プラン等も12月までは考えている方向でございますが、戻れないときのプランも必要ではないかというような声も多く村民から承っております。そういう考えはあるのか、ないのか、ひとつお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 戻られるか、戻られないかというのは、それはある意味では、最終的には個人の判断ということになるだろうというふうに思いますが、少なくとも、今の段階で戻れないプランをつくっておくべきだなどというつもりは全く今のところ持っていません。

以上であります。

1番（松下義喜君） そうすれば、飯舘には、除染をすれば必ず戻られると、そういうお考えのとり方でいいのかなと思いますけれども、2年が5年、10年に長引く中のプランも私は村民にお伝えすべきではないかと思えます。その中で、復旧プランの中に、私は研究機関を国の責任で村内にさせていただきたいというようなご提案を申し上げました。だから、どういう研究機関が必要なかというのは、これから、復興等々でいろいろなアドバイザー的な人選をした中で考えていただきたい。私も考えたいと思います。回答の中で、現地対策室とか、そういうものは当然であります。それは復興プランの中に現地対策室を置くとか、そんなものは当たり前のことであって、復興プランというものは、現状のままの復旧ではなくて、よいものにするための復興プランというもの。ある大臣が、何も考えないものは国では面倒を見ないと言っていた大臣もいたところでございますので、ひとつ、こういうような除染作業をしながら、飯舘村に戻る中でいろいろな仕事の場等々を安全にできるような研究機関等々のものをひとつ考えて取り組んでいただきたいと思えます。いかがなものでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今、福島県が復興プランの委員にも一部なららせていただいておりますので、これから申し上げていきたいというふうに思いますが、福島県がいかに今回の原発事故にかかわるいろいろな機関、土壌の分析にしる、あるいは食品の分析にしる、あるいはいろいろなものが多分あると思えます。新しいエネルギーをどう研究するかとか、そういうものやはり研究機関を福島県に幾ら持ってくるかというのが福島県の大きな課題だろうというふうに思えます。それがどういう形で出てくるかわかりませんが、その中で、一つでも二つでも、飯舘村であったり、あるいは何々村や何々町であったりというところの現場にやっぱりあるべきだという話もこれからはしていきたいというふうに思いますが、いずれにいたしましても、少なくともそういうものが身近なところにあることが我々にとってはやはり復興に向けての大切なことだろうと、このように思っていますので、これからいろいろなところでその辺の発言を、今おっしゃっていただいたようなことを申し上げていきたい、あるいは要望していきたいと、このように思っているところであります。

1 番（松下義喜君） 復興プランの中に、村長独自としてはこういうものを取り入れたいなどという希望、夢等がございましたならば、簡単でいいから、こういう施設、こういう機関、こういうものが私は復興計画で入れてやっていくんだというような思いがあれば、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 飯舘村は農業の村であります、その農業の土壌が汚染されているということですから、非常に難しい立場に立たされているというのは私も十分考えております。したがって、どう、やはり、農地を使うか、使わないか、両面あると思いますが、その辺での、やっぱり、産業振興ということが村にとって大切なことではないのかなど。このように思っております、そのための土壌の除染も含めて、そこら辺が一番のポイントになるのではないかと、このように思っているところであります。

以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 2 番 飯樋善二郎君。

2 番（飯樋善二郎君） 私からは、飯舘村議会 9 月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭に、このたびの震災で犠牲になられた多くの方々にこの場をおかりいたしまして心よりお悔やみとお見舞いを申し上げさせていただきます。

そして、さらには、追い打ちをかけるように日本全国でたび重なる大雨などの自然災害による痛ましい事故が多発しています。富とぜいたく、そして、近代的な生活だけを求めてきた我々に警鐘を鳴らしているようにも思われてなりません。

そして、日本の国、福島県、さらには私たちの飯舘村にとって一生忘れることのできない、あってはならない原発の事故が発生してしまいました。3月11日を境に、私たちの生活が一変してしまいました。運命とはいえ、だれがこのような結果を想像したでしょうか。いざ、事が起これば、この文明と科学の優れた世でさえも、人間の力をもってしても制御不可能な原子力に頼り、コスト削減だけを優先して国策で推進させてきた原発政策は、余りにも代償が多過ぎるのではないのでしょうか。ある科学者が訴えていました。荒廃と犠牲しか残らないのです。あれから早くも半年が過ぎようとしています。美しい村連合にも加盟が認められて、ある意味では、これからが本当の理想の村づくりが始まろうとしていたのではないのでしょうか。そんなやさき、東電の原発事故により、私たちの健康に大きな影響を与えるとして、避難を余儀なくされてしまいました。なれ親しんだ村、そして、住みなれた村、家を捨てて、家族も隣同士もばらばら、離ればなれになり、夢も希望も失いそのような毎日を過ごさなければならない。現実には、余りにも無念で想像を絶する過酷過ぎる生活ではないのでしょうか。村民が一日でも早く安心してこの村に帰られ、もとの生活が取り戻せるよう心から願わずにはられません。

さて、そこで、質問に入らせていただきますが、松下議員からもありましたから、重なるところがあると思いますが、まず、除染対策についてお伺いいたします。

皆さんが一日も早く帰村していただくためには、しっかりとした除染作業が不可欠です。現在、あらゆるモデル事業が進められているようですが、まだまだ有効な手だては見つかっていないのも現実ではないのでしょうか。部分的には、一定の効果が認められている作業

もあるようですが、村全体の効果的な手段はそう簡単な話にはならないのではないのでしょうか。国では、農地の除染方法は、表土を削り取る方法が有効としていますが、これも残土処理が大きな課題で、仮に一定程度軽減されたとしても、またもとに戻るとの御指摘もありますように、さらに一番大事なのは、森林の除染で、膨大な手間と費用がかかること。それよりも、手法や有効度が全く見通しが立っていないことなど、課題が大き過ぎます。森林の除染は事実上困難ではとする声もあります。しかしながら、このことが進まなければ先に進むことができないのも事実ですから、何としてもやり遂げなくてはなりません。

除染後の仮置き場所も含めた基本的な作業を村独自で進めるとしてはいますが、懸念される問題も多くあるのではないのでしょうか。まず、除染後の基準が明確に示されていないこと。健康に全く影響を与えない数値目標は幾らなのか。さらに、除染物質の処分方法と期間がいまだに示されていないこと。このままでは、仮置き場が長期間そのまま放置されて、中間処理場として何年もそのまま放置される可能性が否定できないこと。それから、残土の量が膨大なことなどを含めて、村で、どう進めていくおつもりか、ご所見を伺うものです。

次に、復興プランについてお尋ねいたします。

除染もさることながら、村民の生活をどう守るか。先の見えない現時点で、村民は多くの不安を抱え悩み苦しんで、村の対応に疑問を投げかけている方々も少なくありません。それはどういうことかと言いますと、今、村民に伝わっているのは、除染をして一日も早く村に帰るということだけなのです。それでは不安解消にはならないのではないのでしょうか。仮に、除染が一定程度進んで帰村するとしても、私は村民の選択肢は一つではないのではないかと考えています。すぐに帰られる方、帰らない方、また、帰りたくても帰れない方など、さまざまな選択肢を示すこととあわせて、それぞれの復興・復旧ビジョンを考えていく必要があるのではないのでしょうか。このことを論ずるのは、時期尚早かもしれませんが、あえて言わせていただきますが、今、村民に求められていることは、そうした方々が幾らかでも不安を払拭するためには一定のさまざまな方向性を示してやることではないのでしょうか。それには、帰村後の雇用形態も含めた産業をどうしていくのか。風評被害と過酷な環境に耐え忍んでもとの生活をどう立て直すのか、具体的に示してやること。そして、何よりも子供たちも含めた健康をどう守っていくのが最大の課題ではないのでしょうか。放射線量の低い場所を求めていく方、親子、新たな仕事を求めていく方々、さらには、何よりも一番心配しているのがそうした方々が家族全員で本当に村に安心して帰れる日が来るのか。こうした方々が幾らかでも心休まる環境を整えることが今求められているのではないのでしょうか。村のご所見を伺うものです。

以上2点について質問をいたしました。真摯なご答弁をお願いいたします。

村長（菅野典雄君） 2番 飯樋善二郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、飯樋議員のほうからおっしゃられたとおり、なぜ、こんな事故が日本で起きてしまったのか。なぜ、飯舘村なのか。そういう腹立たしさ、悔しさ、怒り、全く同じ思いであります。現実には、今、飯舘村はこのような状況になっているわけですから、そこから、どう、やはり、解決をするかということが必要なんだろうというふうに思ってい

ます。

村では、当初から、やはり、除染が必要だということで、国家プロジェクトとして除染事業を入れてほしいという要望を出していたところではありますが、それが実現をして、今幾つかの除染の実験をさせていただいているところでもあります。農林水産省は、平成23年の9月14日付で村内で実証した農地土壌の放射性物質の除去技術の研究結果について、これまでの試験、実証、研究で得られた成果を取りまとめまして、地目や放射性セシウム濃度に応じた農地土壌除染の技術的な考え方を公表をしたところでございます。

村内の農地での研究は、5月下旬から9月上旬までの間に実施され村内5カ所の田や畑での表土を削り取り、水による土壌攪拌の除去、あるいは高吸収植物による除染の3種類であったわけでもあります。

表土削り取りについては、農業機械等で表土を薄く削り取る手法と、こうすることでセシウム濃度は75%下がると、このような結果が出ました。飯樋町で実施された牧草ごとの表土をはぐ実験では、放射性セシウムが97から99%減少するということが実証されております。伊丹沢で実施された化学物質の固化材を使って表土を固めてからの表土削り取りというものは、セシウム濃度は82%減という実証であります。

水による土壌攪拌除去については、放射性セシウムの低減率は36%にとどまった。

あるいはヒマワリを植えたニマイバシの実験では、約100万ベクレル含まれている放射性セシウムのうち、吸収されたのは2,000分の1の520ベクレルということで、ほとんど効果がないのではないかとということがわかり、現時点での実用化は困難というような結果でございます。

これらを踏まえて、今後、国では、10月、11月に村内においてモデル事業を実施し、来年1月以降に除染計画を策定し除染作業を開始する予定になっているということでもあります。

村としても独自の除染計画をつくりながら、国・県に提案し、早急に除染活動を進めたいというふうに考えているところでもありますし、土壌の放射性物質を計測できる測定器あるいは高圧洗浄機の購入、今回の議会において宅地等除染モデル事業を計上しているところでもありますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っているところでもあります。

次に、これからの村民の所得と健康を守るという対策であります。

非常に重要な問題であり、大変な問題。こういうふうに認識をしているところではありますが、所得については、先ほどお話しさせていただきましたように、村内で操業している事業所やあるいは見守り隊などなどである程度の雇用の維持をほかの市町村よりは図ってこられたなど、こんなふうに思っていますし、避難に伴う村民の支援ということでも県の“絆”づくり応援事業により、80名ぐらいの雇用の場を設けていると、こういうことでもあります。当然、これからも必要でありますから、ハローワークと連携をして相談会などをしていきたいというふうに思っていますし、仮設の住宅の集会施設などには情報の提示を行なっていきたい、このように思っておりますが、何せ、先ほどもお話ありましたように、やはり、働くという意欲をやっぱり持っていただくことも大切だろうし、そのために、

どう我々が対応していくかというものも大きな課題だなというふうに思っております。

健康のほうでございますが、県が実施する県民健康管理調査というものと歩調を合わせまして、これまでに幾つかの健康診断を実施してきたところでありますし、これからもしっかりとその辺を進めていく。あるいは、全村民の年1回以上の健康管理も実施をしていきたい。このように思っているところであります。

なお、先ほど、おおむね2年ぐらいで戻りたいという話の中に、また子供たちも2年ぐらいで戻して危ない目に遭わせるのかと、こういう話を言っている人もいますようでありませぬけれども、そんなことは全く考えているところではありません。当然、我々の年代よりははるかにやはり線量に敏感な方たちはやっぱりしっかり守るというのが村の姿勢でございます。今、その点について議会の皆様方と相談をさせていただきながら、しっかりと次の世代に人たちをやっぱり守っていくという施策を今やろうとしているところであります。

いずれにいたしましても、これからいたてまでいな復興プランの庁内検討委員会から復興会議に立ち上げていくわけでありませぬけれども、やはり、相手が放射能ということでございますので、いわゆる地震の被害や津波の被害とは全く異質でございますので、いわゆるリスクコミュニケーション、放射能に対してどうしっかりと向き合うか、あるいは会話をしていくかということをお我々の考えの中に、頭の中に、心の中に正しく持っていたいくということが大切だろうというふうに思っていますので、そういう意味で、これからのリスクコミュニケーションというものも、その他いろいろな施策を講じさせていただいて、皆さん方の不安を少しでも取り除きながら、だからといって、安心だという話ではございませんので、その辺をしっかりとやっていきたい、このように思っているところであります。

以上でございます。

2番（飯樋善二郎君） 何点か、再質問をさせていただきます。

村としては独自の除染を進めていくとしていますが、村の除染計画案の中に、作成した数値目標を定め、年間積算線量1ミリ以下をめどに段階的に進めるとしていますが、一定の安心を得るためにはそれなりの科学的根拠が必要と思われませぬが、この目標が実現されれば子供たちも含めた家族全員がそろって戻れる環境が整うわけですから、大変評価をいたしますが、厳しい数値目標とも思われませぬが、再度、ご所見をお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 私たちが、今この大変な全村民避難を強いられているものの基本は、年間20ミリシーベルトになるので、これ以上になっては住民に、その健康によくないので、避難しなさいと、こういうお話でございます。当然、20ミリというのは一つの基準になりますが、幾らでもやっぱり低いにこしたことはありませんし、また、年代その他によって20ミリが適当なのかどうかというものも当然あるわけでありませぬから、その辺をこれからいろいろな議論の中で話し合いをさせていただいて、ある程度の数値なり何なりはやっぱり出していかなければならないのではないかと。このように思っているところでありますので、そういう意味からすると、ただ、ただ、一律ということでもないだろうし、あるいは、ちょっと言葉はどうかわかりませぬが、白か黒かという話ではなくて、当然、その中間と

いうこともやはりいろいろな考えの中には考えていかなければならない。あるいは、それでもいいのではないかというようなこともいろいろ多面的に考えていくということの中で、どう、村民の健康をしっかりと守りながら村に戻れるかというところの詰めがこれから必要なだろうというふうに思いますし、やはり、そのためには、前にもお話をいただきましたように、余り抽象的なことではなくて、言葉足らずとも、あるいは数が少なくとも、やっぱりできるだけ具体的な話を村民に提示をしていくというのが、これから我々に与えられた、あるいは議会の皆様方と協議をしなければならない課題ではないかと、このように思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） けさの新聞等にも載っておりましたけれども、県の雇用対策の年間積算線量の基準20ミリとすることによって書いてありましたけれども、そうしますと、1日当たりの積算線量は1ミリということになるんですね、説明では。それも、これから除染作業に携わっていただく方々に、それが果たして1日どのぐらいの時間が許されるのか。大変厳しい数値かなと私は考えているんですけども、もう一度お願いします。

村長（菅野典雄君） 年間20ミリというのは、私もこういうことがあって、放射能については全くの無知だったわけでありますから、勉強の足りないところがありますので、もしかしたら間違っているかもしれませんが、多分、1日は2.5、2.6、2.7、2.8ぐらいから、3.8ぐらいのマイクロシーベルト、これが積み重なっていくと20ミリシーベルトになる、こういうことではないかなというふうにちょっと思っているところであります。もちろん、飯館村の場合には、前半の大変な高いところにいた、こういうことがありますから、その数字がすべてということではございませんが、いずれそういう中でこれから検討をしていくということになるのではないかというふうに思っております。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） これから除染作業に入るということですから、当然、携わっていただく方にどういう形で除染をしていただくかというのは大事な話ですので、もう一度、確認をさせていただきますが、年間20ミリというのは前から言われていましたけれども、1日どのぐらいなのかというのは本当に明確にされていない。国でもこれも明確にされていない。この前、ある市町村でそういう試算をしたところがあるようですが、0.3、0.4程度のところで、8時間、1日表にいたとするならば、年間の積算線量は1.4から1.9ぐらいになるんじゃないかという試算がありました。ですから、20ミリというと、相当、考えてみますとそんなに厳しい数字じゃないのかなとも思われるんですね、反対に。ですから、私は心配しているんです。そのことをやはり飯館村の現状に合った厳しい数値を設けて、全く健康には影響ないんだということで進めてもらわないと厳しい。私はそういうふうに思っています。

質問を変えさせていただきますが、まず、松下議員からもありました仮置き場所、これは村内のどこかの場所としていますが、仮にそうなった場合、どのような処理方法になるのか、まず伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 今の仮置き場の件でございますが、今の段階では、国有林の一部をお借りできないかということで、一応、国のほうのご理解をいただいているということであり

ますから、これから場所の選定は皆さん方と協議をさせていただきたい、このように思っているところでありますが、先ほども申しましたように、どんな方法で、こういうことであります。今回、飯館村の国家プロジェクトで出てきた案の中には、濃度によって、いわゆるそのまま耕作してもいいと、こういう耕作するというか、ある程度、天地がえということもしながらやっていいというところもありますし、間違いなくしっかりと表土をはがないとだめだと、こういうところもありますので、できるだけ、出たものが少なくしていく段取りはしっかりと基準を守った中でやっぱりしていかなければならないなという気がしますが、いずれにいたしましても、置くものは濃度が高いということでもありますから、しっかりと保全の方法をやっていく必要があるだろうというふうに思っています。最も高いものは、今、飯館村に実験として2個ほど入っています厚さ15センチくらいのコンクリートの箱に入れてコンクリートの蓋をしてバンドを締めていく、こういう形になるのではないかというふうに思っていますし、それがすべてということにもならないだろうというふうに思います。まだ、ちょっと国のほうから指示が出ているわけではありませんので、簡単に言うわけにはいきませんが、あとは、仮置き場としての年数の問題、それとの兼ね合いで、この年数ならばこれに間に合うとかというところが出てくる。あるいは村としては、できるだけ、水なり何なりに当たることもなく、あるいはしっかりとそれが影響のないような、そんなような置きかたというものもあるだろうというふうに考えており、あるいはお話をいただいておりますので、そういうものをこれから真剣に国のほうにお願いをして、少しでも皆さん方が安心ができるような置き方に考えていきたいというふうに思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） 当初、県では、汚泥の値は8,000ベクレルと、こう言っていましたが、今になって、1万ベクレルになったものまでは埋設が可能だという基準を出しました。飯館村でもそのような基準で進むおつもりなのか。

村長（菅野典雄君） まだ、その辺、情報としては新聞や何かで情報として伝わっていますが、内部でその辺は検討しておりませんので、今の除染のプログラム、全く大枠の枠でありますけれども、つくっておりますので、その中に国有林という条件も入れさせていただいたものをこれから国・県のほうに出しながら、並行してもっと具体的なものがないと全く進まないということでもありますので、その中で、今のような数値でいいのかどうか、もっと厳しくする必要があるのか、このままでいいのか、そういうものを、やはりその場合に、大体しっかりとモニタリングをして、どこの地区はこういうものでいい、どこの地区はこういう手法だということをおお程度明示をしていくということが大切だろうというふうに思っています、その具体的な案をこれからスタートする予定でいるところでございます。

2番（飯樋善二郎君） いずれにいたしましても、しっかりとした基準を示し、村民の安心・安全が担保されなければ前進はないと私は考えております。想定外が続きまして。いろいろな想定外がありました。それがあっては私はいけないのではないかと思います。万が一のことも想定しておく必要があると思うんですが、この点についてはいかがですか。

村長（菅野典雄君） 万が一というのはいろいろあるだろうというふうには思いますが、基本

的には今の原発がまた何かの機会にと、こういうこと以外には万が一というものはないのかなという気がします。ただ、万が一という話ではなくても、何せ、今、村に置かれた課題は大変なものでありますから、やはり、一つ一つ皆さん方と相談させていただきながら、着実に、ある意味では、一方で急いでやりながら、一方でしっかりと地に足をつけて、こういう両にらみをどうやっぱりバランスをとっていくかというところでやっていきたいと、このように思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） 質問を変えます。

次に、復興計画、復興ビジョンについてお伺いいたします。

村では、復興プラン庁内検討委員会を立ち上げて、リスクコミュニケーションを始めるようなことに今進められているようですが、農家の多くの方々が声を大きくして話しているのは、仮に、一定程度除染が確立されて帰村するとしても、よもや、もとの農畜産業を続けるなどということは大変厳しいのではないかとする考えを持っている方が少なくありません。このことについては、村ではどうお考えか、再度伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 多分、これからの除染の仕方ということになるのかなというふうに思っています。まず、村の中にも線量の高いところ、真ん中のところ、そして、20ミリにならないところ、こういうところがありますので、そういう意味からすると、農地がどこまでやはり除染をすることによって、下がるか、こういうことではないかなというふうに思っています。幾らかでも、やっぱり、低いにこしたことはないし、ゼロに近づくように努力はするということではありますが、現実には、その後、広範囲に広がっていると、こういうことで、飯館村の低いところよりもはるかに高くても、今、作物をつくっているところもありますので、その辺がどういうふうになっているのかということなども、やはり、これから考える必要はあるんだろうなという気がします。ただ、いずれにしても、他を、だから、ここもこうだというつもりは全くありません。少しでも村がもとに近づくように除染をしていくと、こういうことではないかなというふうに思っております。

2番（飯樋善二郎君） 前段でもお話ししましたが、村がそのままの形で再生をするという考え方は、非常に厳しいと私は判断をしているんです。ですから、それにかわる産業が、雇用の場が必要なのではないかなというふうに思っています。ですから、私が提案みたいな形になると思うんですが、スマートシティ、今、いわゆる新エネルギーの基地なども含めて、選択肢の中に含まれてもいいのではないかなと、こんなふうに思っているんですが、このことについて、もう一度。

村長（菅野典雄君） 今回、福島県も新エネルギービジョン、こういうことで新たなエネルギーの基地に福島県をしようと、こういうことでありますから、当然、飯館村もその流れの中に入るというふうに思っております。ただ、飯館村のようなところが、福島県の新エネルギーの中のどういう部分が飯館村らしい、あるいは復興になるのかということも非常に考えなければならぬところだなという気がしますから、一概にあれもこれもと、こういうふうに新エネルギーの分野に飛びつくという話でもないのではないかなというふうに思っています、やはり、その辺は、これから復興会議の中で、あるいは議会の皆さん方と慎重に検討していかなければならないなど、このように思っているところであります。

ただ、今、幾らかの望みをかけているというのは、花であります。食べ物としては口には入らないわけでありますから、しっかりと除染された中で、もし一番先に農業として復興が可能というのは、今のところ、花なのかなというふうに思っております、その辺、これから一つでも二つでも多く、やはり今までの農業ができる分野をふやしていく。あるいは、もう一方で、今お話がありましたような新しい分野の産業をつくっていく。こういうことの、これもまた両にらみということになるのかなという気がして、今までは両にらみなどなくてもよかったわけでありすけれども、本当に大変な中で精いっぱいこれから職員ともどもやっていかなければならない、そんな思いであります。

以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 先ほど、万が一という話をいたしました。これは、なぜ、そう言いましたかといいますと、今までのそのままの農業が、飯館村の基幹産業の農業が、続けられるのか、られないのかは非常に疑問視されるところです。そうした中で、今、花という話がありました。当然、そういうことも含めて、変わった形の農業が求められているんじゃないのかなというふうに思うんです。そうしますと、当然、ハウス栽培など、水耕栽培とか、そうした分野に趣を多くしていくということも当然あると思うんです。そうしたときに、今、バイオマスのお話が出ていますが、そうしたことを利用しながら再生を図るという方法もあるのではないかなと、私は思うんです。このことについてはどう思われますか。

村長（菅野典雄君） 除染の中で一番悩みどころは、飯館村は1万7,000ヘクタールの山林があるということで、そのうちの1万は国有林、7,000が民有林、こういうことでありますので、その辺をどういうふうに除染をしていくかという中で、ただの除染ではなくて、何か循環的なものをつくれないのかと、こういうことも大きなプランの中にやっぱり入ってくるのではないかと、こんなように思っていますので、今、ご提案いただきましたようなことも含めてこれから計画を練っていききたいし、また、国のほうにも飯館村はこういうふうにやりたいんだというものを提示をしていきたいと、このように思っているところであります。

2番（飯樋善二郎君） 再生可能な新エネルギー利用ということですが、これは産業創出には今の現時点での話が果たしていいのかどうかは別として、こうしたことも含めた基幹産業にかわる大きな役割を担うものと私は考えているんですが、農業が思うように再生可能にならないとするならば、当然、ほかの産業も再生不可能なわけですから、村全体の雇用を考えますと、いろいろな選択肢を求めないとこれは無理というのが、当然、村民の中から出てくると思うんですが、最後に、そのことをもう一度伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 先ほども申しましたように、飯館村は、純農村であります。そういう意味からすると、この広大な農地の中に足を地につけて営々とやってきたわけでありすけれども、これから先、こういう形で原発の被害を受けた村がどういう形を模索をしていくべきなのか、非常に悩ましい問題ではあるというふうに思っていますが、ただ、気持ちとしてはやっぱり土に思いをかけた、あるいはやっぱり土なしではということもあるだろうと思いますので、時間はかかるかなという気はしますが、できるだけ、やはり、除染にこれから力を入れる、あるいは、長期的にやっていく。こういうことが一方で必要なんだ

ろうというふうに思います。一方では、先ほどもお話しをさせていただきましたように、こういう機会だからこそ、全く発想を変えて、やっぱり、新しい分野に挑戦をしていくというのも飯館らしさなんだろうなというふうに思っていて、その辺がどういう形になるのか、皆さん方からもご意見いただきたいと思いますし、私らも考えながらも、やっぱり、いろいろな人たちの知恵なり、人脈なり、情報をキャッチをしていくということが大切なのではないかと、このように思っていますので、何かそういう情報がありましたらば、遠慮なくこちらのほうにご教示をいただければ助かるというふうに思っているところであります。

以上でございます。

2番（飯樋善二郎君） 健康については触れることが少なかったわけですが、以後、皆さん方が多くのこうした質問を予定しているようでございますので、私は以上で終わらせていただきますが、12月までの復興プランを村で作成するとしておりますので、この中に、及ばずながら、私も提案させていただいたようなことを含めて検討していただければ幸いかなというふうに思っています。終わらせていただきます。

議長（佐藤長平君） 4番 伊東 利君。

4番（伊東 利君） 平成23年9月飯館村議会定例会において、原発事故による避難生活も6カ月が経過し、今後も長期化が予想される避難先での暮らしの中で、今までのコミュニケーションが崩れ情報共有もままならないことから、孤独感が増し、村民の生活や活力、健康に悪影響があることを懸念し、2項目について質問をいたします。

質問の一つは、コミュニティーづくりについて伺います。

計画的避難地域の指定によって、村民のすべてが避難を余儀なくされ、一次・二次の避難先から仮設住宅、公営住宅、借り上げ住宅の生活も半年を経過いたしました。なれない生活に心労と負担が大変な状況にあります。特に避難計画にあった地域コミュニティーが築かれる行政区単位の避難もできなくなり、地域ばらばらの避難となってしまう、今では、今まで築き上げてきたコミュニティーの崩壊によって、地域の住民の活力、健康に悪影響を及ぼすことが懸念されております。

このたび、仮設住宅、公営住宅等に入居された村民のつながりを維持するために、地域づくり支援事業として12の自治会が組織され活動がなされていることは、評価と期待をするところであります。しかし、多くの村民が各市町村の借り上げ住宅、アパート等に生活をしておりますが、情報、交流が全く乏しく、健康不安もあり、このままの状況が長引けば、帰村する意識が薄れていきます。早急なコミュニティー組織づくりの取り組みについて伺うものであります。

次に、村民の健康管理について伺います。

村民は、今、放射能による被曝、なれない避難生活による健康不安の中で生活しております。従来は、6月に実施されておりました定期健診、加えて放射能による内部被曝のホールボディカウンター等の診断を早急に実施し、村民の健康管理状況を把握し、村民が少しでも安心した生活を送られる施策について伺うものであります。

以上2点について質問いたします。

村長（菅野典雄君） 4番 伊東 利議員のご質問にお答えをさせていただきます。

皆様ご存じのように、飯舘村は、20の行政区の地域コミュニティーを最高の特徴として、そのコミュニティーでつくられてきた村と、こういうことでありますので、今回の避難に当たっても地域コミュニティーを中心に避難ができればと、こういう話を当初させていただいたところでありますが、現実にはそうはならなかったということでもあります。それはなぜかという、やっぱり、線量に敏感な方たちの子供さん方、乳幼児、妊産婦、あるいは場合によっては線量の高い方を最優先にやはり避難をさせなければならないという、こういう村の大方針がありますので、それを優先をしたことによって、当然、地域のコミュニティーが今までのようにすんなりというわけにはいかなかったと、こういうことであります。したがって、今回の原発災害による全村避難で、地域のコミュニティーが崩れてしまったため、多くの村民が人とのつながりや支え合いの中で受けていたものが得られなくなって、目に見えない損害といいますか、心の空洞化みたいなものを味わっていると、こういうところではないかなというふうに思っています。

この状況を少しでもよくしていくために、公営の宿舎や仮設住宅に入居している村民に、今ご質問の中にもありましたように、新たな自治組織ということで、9月16日までに幾つかの自治組織つくり上げさせていただいて、9月16日に避難村民の自治組織連絡協議会というものを立ち上げさせていただいたところでございます。

ご質問ありましたように、避難の状況はこれらの公営の宿舎や仮設住宅に入居している村民というのは全体の3割でございます。ですから、あとの7割、村・県外にも行っていますので、7割というわけではございませんけれども、それに近い方がいわゆる県の借り上げ住宅、一般的な住宅に入っていると、こういうことでありますから、非常に点在をしているということでもあります。ただ、幸いに、1時間以内の避難ということに村としてはこだわらせていただいていますので、前にもお話し申し上げましたように、福島市が仮設も入れて3,500、それから、伊達、相馬、それから、川俣町、南相馬も入りますか、そういうところに集中をしておりますので、いわゆる仮設、公営住宅は自治組織で立ち上げましたけれども、それ以外のところもある程度、皆さん方に情報を流させていただいて、まとまりとしてできればというようなことをこれから進めていきたいと、このように思っているところでありますが、ただ、いろいろお話を聞きますと、まとまりのあるところは組織だけというのはありますが、場合によっては、もっと違う形の借り上げ住宅、一般の住宅のところに入っている人たちとのつながりというものも考える必要があるのではないかと、このように思っているところであります。できるだけ、定期的にそういう村の状況などをお話しする説明会をつくりまして、村民への情報提供と交流の機会をこれからつくっていききたいと、このように思っているところであります。

健康管理については、担当の課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 村民の健康管理についての質問にお答えをさせていただきます。

村民の定期検診及びホールボディカウンターによる内部被曝検査の早期実施についてのおただしであります。従来行なっていました定期健康診査については、県が県立医科大

学に委託をし進めています。県民健康管理調査の検査項目を盛り込んだ健診を全村民対象に実施をするため、現在、準備をしているところであります。実施日についてであります。検査機関と調整中ですが、12月1日から12月10日までの9日間で集団による健診を予定しており、仮設住宅での巡回健診や福島市内及び相馬市内の公共施設をお借りする予定となっています。また、健診会場に来られない県内避難者・県外避難者については、医師会や全国的な取扱いを行なっている検診機関と契約をし、近くの医療機関で検診が受けられるよう準備を進めているところであります。準備が整い次第、周知を図ってまいります。

次に、ホールボディカウンターによる内部被曝検査についてであります。現在までに、先行調査として、子供や比叢、長泥、蕨平地区の方の検査を千葉県の放射線医学総合研究所及び茨城県の日本原子力開発機構で625名を実施したところであります。検査の結果につきましては、検査したすべての方が「検出されず」または「将来の預託実行線量が1ミリシーベルト未満で健康に影響を及ぼす値ではない」とのことでありました。なお、全村民を対象とした検査につきましては、県がホールボディカウンターの検査機器を5台導入する予定となっております。実施については、12月ころを予定しているとのことでありましたので、順次実施できるものと思われま。

4番（伊東 利君） 何点か、再質問させていただきます。

先ほど答弁にありましたように、コミュニティーの部分については、できない状況についてのことがありました。今、仮設、公営宿舎等で立ち上がりました自治組織について伺いますし、その活動内容等についてお知らせ願いたいと思います。

総務課長（中井田 栄君） 今回の自治組織でありますけれども、9月16日に12の自治組織を立ち上げさせていただきました。活動の内容としては、20行政区がそれぞれ、それぞれの公営宿舎、それから、仮設住宅に避難しているわけでありまして、まずもって、避難している方々、まずは集まっていたいでそれぞれ自己紹介なんかもして、とにかくつながっていくということが一番の目的であります。それと、自治組織をつくったことによって、今回、代表者、副代表者、それから、庶務、会計等つくっていただきましたので、村としても、今後、村の情報、それから、皆さんからのご意見、要望を今回の自治組織の代表者会議でありますけれども、いろいろな要望、ご意見をいただきましたので、今後とも、こういう形で何回か進めて、ご意見、要望を伺いながら進めていきたいというふうに考えています。

4番（伊東 利君） 確かに、そういう部分が大切であると私も理解しています。そういう状況の中で、先ほども申し上げましたが、他町村の借り上げ住宅に住んでいる方々、まさに隣近所だれもわからない。話もできない。さらには、よそ者扱いをされるというわけではありませんけれども、全く知らない中で生活しております。時々、1回か2回のお知らせ版が来るのが村の情報ということになります。こういう部分でありまして、とにかくそこに、私も川俣に居住しております、170世帯、500人が川俣町にいるということですが、ほとんどがどこにいるかわからないという状況であります。たまにスーパーマーケット等で「私どこにいるの」というような話し合いがただ一つのコミュニケーションがとれる手段であるということがございます。こういう部分で、このままでいくと本当に帰

村するなんていう状況がなえてきてしまうのではないかと、こういうふうに思うわけであり、そういう意味で、早急に、やはりいろいろな町村に、ある程度の人のいるところには、こういうような自治組織みたいなものをつくられないか、できないものか、伺うものであります。

総務課長（中井田 栄君） 今ほどおただしのとおり、7割の方が県の借り上げ住宅で避難しております。ご承知のとおり、計画避難から3カ月、7月の末、やっと避難を終えて、そして、急いで今回の12の仮設住宅、それから、公営宿舎等の自治組織を立ち上げさせていただきました。まずもって、第一段階は、前にもお答えしていますように、今回の自治組織を立ち上げさせていただいて、次には、7割の県の借り上げ住宅の部分についてもやらなくてはいけないというようなことで、先ほど、村長がお答えしていますように、ある一定のまとまりの中で、定期的に今回の自治組織にはならないかもしれないかどうか、これからだと思いうんですけれども、とにかく、ある一定の、川俣であれば川俣、それから、国見であれば国見、それから、福島であれば福島、何カ所かになると思いますが、そういったまとまりの中で説明会をさせていただいて、そして、今後、どのような形か、組織をもし立ち上げることができれば、そういうような組織も念頭に置いて進めさせていただきたいというふうに考えています。

4番（伊東 利君） ぜひ、そういうものが早急にでき上がるように願うものでありまして、さらに、各いろいろな村には団体がありましたね、例えば例を出せば、老人会とか婦人会、スポーツ団体等々があるわけでありましたが、このような組織の活動、実態調査というものはなかなかできないような状況、ばらばらですからできないと思いますが、こういう団体の活動の状況等を村では把握されておるのでしょうか。

生涯学習課長（浜名光男君） 各種団体等の活動状況の把握のご質問であります。ほとんどの団体については活動停止という状況であります。最近、老人会なり、そういうふうな、それから、ゲートボール愛好会とかそういうものが立ち上がっているところもありますので、今後、そういう活動状況についても確認をして、そういう組織での活動もできるような形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（伊東 利君） というのは、先般、村では、村の憩いの場ということで飯坂にいいたて溪泉荘というものがオープンされました。ここを交流の拠点とするという状況で求めたものでありまして、いろいろな利用をするには、いろいろなこういう団体とか何とかが組織されていないと、なかなか個人的に行く、仲間と行っても、なかなかそういう状況が生み出されないと思います。こういう団体とかそういうものを利用の基軸として、そこを核として使っていく、利用向上を図って、コミュニケーションを図る憩いの場とするという状況になるんじゃないかなと私は思うんですが、この点を溪泉荘の利用についても含めて質問いたします。

副村長（門馬伸市君） 各種団体のそういう活動の場として溪泉荘を利用してはどうかというご質問でありますけれども、現在、庁内に溪泉荘の利活用検討委員会を立ち上げまして、それぞれの課で、今の生涯学習に限らず、健康づくりであったり、あるいはコミュニティ

一の場合であったり、いろいろな活動ができるのではないかと、こんなことで検討しています。10月1日から、マイクロバス1台をそれぞれ仮設住宅ごと、あるいは今も借り上げ住宅もありますけれども、そういう固まりの中で運行計画をつくって溪泉荘のほうに送迎をしたいなど、足のない方ですね。それから、この前、溪泉荘の名前の件で、NTTのほうから話がありまして、NTTの名称なので、「溪泉荘」という名前ではなくて、別な名前、飯館の名前を使ってほしいということにNTTのほうから言われましたので、現在、名前を職員に公募していい名前をつけて、また皆さんにPRしていきたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

4番（伊東 利君） まず、そういう利用促進が図られて、交流が図られるように望むものがあります。

もう一つは、村民が集えるイベント等の検討ということでもあります。ばらばらになっていて一堂に会するというのはなかなかないわけでありまして、先般、敬老会が開催されて、多くの方が参加しいろいろな話し合いができたものだと思います。そういう意味で、何らか、村民が集える、そういうイベント等の検討、計画はあるのか、ないのか、伺います。

副村長（門馬伸市君） 村民の皆さんからもそういう声をいただいておりますので、実は、10月の、通常、村まつりをやっておりました下旬、立村55周年でもありますので、そんなところでイベントを検討、計画していたのですが、なかなか体制がとれなくて、いろいろ準備をこれからするには、あるいは皆さんに周知するには、ちょっと時間が足りない。11月になれば寒くなると、こういうことでありまして、今までの新春村民の集い、1月にやっていたけれども、そういう時期に、今の立村55周年ではありませんけれども、そんな形の村民が集えるイベントを企画したいと、こういうことで、ちょっと時間、先になりますけれども、そんな企画も、今、しているところでございます。そのほか、この前も「絆深まるまでいな一日」ということで、松川の仮設住宅で1,500人ほど集まっていただきましたけれども、非常に本当にきずなが深まったのではないのかなというふうに思います。松川の皆さんだけではなくて、いろいろなところから来ていただきました、村民の皆さんに来ていただきました。ですから、あのようなイベントも、中規模、そういうものも必要なのかなど、こんなふうに思っています、随時、村民の皆さんが集えるような、そういう企画も計画していきたいなど、このように思っています。

以上であります。

4番（伊東 利君） 次に、健康管理についての部分で伺います。

県民健康管理調査ということで、12月1日から健診やるんだというようなことではありますが、実は、村民は非常に、3月以来、健康不安で心配をされております。そういう中で、もっとこの時期が、普通ですと6月にやってひっかかった人は再検査をしたりまったりする時期ですよ。それがこんな状況ということは判断できないわけではありませんが、なぜ早くできなかったのかと。さらには、12月に早めることはできないのかということについてお聞かせください。

健康福祉課長（菅野司郎君） 定期健康診査であります。まず、検査機関が福島県の衛生協会というところ。衛生協会が福島県全域全部やっていますので、それが被災された地

区以外のほうが早まって先行してやっていたということで、なかなか日程がとれなという
ようなことでありまして、何とか、村としては早くできないかということで話し合いを進
めてきたんですが、なかなかとれなかったということで、やっと、12月1日から9日まで
とれたというようなことでございます。もし、その日まで、今度の集団検診まで待てない
という方については、先ほど言いましたように、全国どこの契約している医療機関で、同
じ検査を受けられるような体制を、今、契約を結ぶことで話し合いをしています。です
ので、その契約が進めば早く受けられる方も出てくるのではないかと今思っています。

それから、北海道から沖縄まで避難していますので、この方々に対しても、やはり、こ
こで受けるというわけにもきませんので、全国の検査機関と契約を結んで、そこで受けて
いただくというような方法もとっていくというような形で、今、契約を結ぶ話し合いを進
めているところです。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため、暫時休憩いたします。

再開は、13時10分とします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時10分）

4番（伊東利君） それでは、質問を続けます。

先ほど、健診の部分でありました県外の避難者、さらには受けられなかった方々に周知
をしながら、準備が整い次第やっていくんだということでございますけれども、この周知
の仕方についてはどういうふうにするんですか。伺います。

健康福祉課長（菅野司郎君） 県外者については郵便で、住んでいるところのどこどこの医療
機関なり検査機関で受けられますよという案内文を差し上げたいというふうに思ってい
ます。会津とか南のほうに避難されている方についても、当然、郵便等でお知らせをする
というような形をとりたいと思います。県内でも受けられる医療機関の一覧表をつけて送
ってやりたいというふうに今思っています。

以上であります。

4番（伊東利君） 次に、ホールボディカウンターについての調査について伺います。

子供たち優先、さらには、線量の高い地区を優先ということでその調査をした、健診を
受けたということでもあります。620名が受診したということでもありますけれども、結果に
ついては、安全とされる1ミリシーベルト未満だったということでもあります。安心はして
いるところでありますけれども、次の健診については、県のホールボディカウンター機を
5台導入してからだということでもあります。私は、620名、約1割、その後、やはり若
いお父さん、お母さん方、そういう方々が大変心配をされているという状況にあるわけで、
こういう方々を早目に健診させる方法はないか伺うものであります。

健康福祉課長（菅野司郎君） 実は、南相馬市のほうでも今やっています。南相馬市のほうも、一応ホールボディカウンターで7,000人を3月までにやるというような状況でやっていますが、実際には9,000人を超えてしまったということで、南相馬市のほうでも頭を痛くしている。できるならば、そこにうちのほうもめぐり込めればいいかなというふうに思っていたんですが、残念ながら、その状況にもないというふうなことでございまして、何しろ、機械があるところで受けられることになるんですが、福島県の医大でもまだその状況になっていないというような状況でありますので、整い次第、できるならば、今、議員さんがおっしゃったように、妊婦なりそういった方々を先に受けさせたいというふうに今思っています。

以上であります。

4番（伊東 利君） 今の部分ですが、いろいろな人に会うと、検査をした方は安心の状況で生活できると思います。ただ、本当に若い方々は本当に不安だということで、おれたちはいつやるんだというのが現状です。ぜひ、どういう施設、どこにあるかもわかりませんが、そういうものを調査の上、できるだけ早い時期に先行して若い方々の部分をやっていただきたい。

それから、もう一つは、線量計の部分です。今回も補正予算で線量計を買う予算が計上されておりますけれども、川俣地区等では子供たちにも全戸つけているという状況もあるわけですね。飯館は、その部分、なかなかそういう施策が見えないわけですが、これについてはもっとふやして、貸し出し頻度を高くして、安心できるような状況はできないものか、伺うものであります。

健康福祉課長（菅野司郎君） 若い人を優先に貸し出したいというふうに思っております。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後1時16分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午後1時16分）

健康福祉課長（菅野司郎君） 大変失礼しました。

健診については若い人を優先に進めていきたいというふうに思っています。

教育長（廣瀬要人君） 線量計についてのご質問がございましたので、お答えをいたします。

今度の議会に提案をさせていただきましたけれども、教育委員会では100台の線量計を購入する予定であります。内訳は、幼稚園、小学校、中学校、それから、保育所も含めて10台ずつ配置をしていきたい。そして、保護者に貸し出しをしていきたい。それから、教育委員会のほうにも30台置きまして、随時、保護者のほうに貸し出しをしていきたいと、こういうふうに思っているところです。現在、教育委員会では10台ほど準備をいたしまして保護者に貸し出しをしているわけですが、絶対数が足りなくて、いつも底をついている状態でありますので、予算が通りましたら、そのような配置をして、大人で線量管理をして健康管理に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（伊東 利君） 100台、さらには従前の30台、130台、こういう状況で皆さんが希望する部分に対応できるわけですか。

教育長（廣瀬要人君） 教育委員会では、今回購入するのは100台、そして、現在が10台、110台ですが、それ以外にもほかの課でもそれぞれ貸し出しをしておりますので、おおむね希望には沿うことができるのではないかというふうに考えているところです。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 10番 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） 初めに、世界全国の多くの方々からの善意と子供たちや村民全体の支援に対して心よりお礼を申し上げます。

今、議会は、村と両輪のごとく原発事故の一刻も早い収束を願いながら、村が村民と協働でやれることは村民の生活実態、要求をつかむ努力をしながら、復興に向けて取り組んでいます。私たち議会が多くの村民の避難場所を村より知らされたのは5カ月が過ぎた今月初めとなったために、私たち議員活動は村民の居場所を探すことから始まりで、大変な思いで活動しているところであります。議会が多くの村民の避難場所がわからないということは、議会の役割として、村民の代弁者として、大変、仕事、役割からして、いかなものかというふうに自分で問いながら、村により早い住所のお知らせをお願いしたところですが、やっとのところでもあります。それも3割の中でのことであります。村民の役割を議会が果たすのには、どうしても多くの村民の声や実態をつかむことが基本であります。残された7割地区の方々も、今後、議長を初めとしていろいろ工夫しながら、個人プライバシーを守りながらも、私、議員が本来の役割が果たせるように努力を願いたいと思います。

特に若い人、子供を含め、健康、そして、生活が結びつく損害賠償問題、さらには、避難場所で自立していけることも、いろいろな課題にぶつかっておりますので、村長発信しての行政ばかりでなく、村民がいてこそその行政、村の持てる情報はすべて、個人プライバシーを抜いた以外は村民のものとなるように、村民の立場に立って、村行政のあり方を提案し実行を求めるものであります。

最初に、村民一人一人の健康を守ることにについてですが、半年が過ぎた今、一部ホールボディカウンター検査も受けていますが、医学者や専門家の知識を得るたびに、多くの村民は、村長はなぜもっと早く村外避難させなかったのか、体内被曝することを続けさせたのか、村長の体内被曝、放射性物質の知識の理解はどうであったのか、どれだけの知識の中で、村長として村内に居住することを勧めたのか。今だからこそ、ぜひ聞きたいという村民に答えるべきであります。全村民が体内被曝した被害者でありますので、今後、どのように行政責任を果たしていくのかも伺うものであります。

次に、9事業所の営業や見守り隊の通勤しての村内生活によって、村民は気軽に帰村しているし、草刈り作業などもし、全体としては、日中には800人から1,000人近い村民が生活をする計画的避難区域となっておりますが、放射性物質は体に吸入されないのか。低線量被曝は村民の体を脅かさないのか。私の知る限りでは、もともと体内被曝していますので、

体に影響していくと考えているところであります。

次に、ようやく国・県も村民の健康について、検査や今後のあり方について方針を示しているが、村民にとって不十分であるし、既に受けている身体的、精神的影響について、将来に向けての検査、治療、補償は、村として村民にはためになる要求をどうしていくのか。国・県がやることのみ以外での生活支援を具体的に示していただきたい。

次に、この未曾有の災害と原発事故の人災前の社会、政治情勢の中でも就職できない、仕事がない、生活が苦しい暮らしでありました。まして、県内最下位の個人所得の飯舘村がゆえに、あすの生活のために今日働いて生活費を稼ぐのは当然となっていますが、だからといって、既に体内被曝をしている村民にさらに放射線を浴びて働いてくださいという行政執行しかできないものなのか、放射線を浴びないで働ける場をどうしていくのか伺うとともに、今後、除染作業従事も村民の雇用の場と言っていますが、村民の健康を守り保障できるものなのか伺うものであります。

次に、村民の生活費と損害賠償について。災害前の生活状況から見て、予定していないことでの支出があつて大変な状況にあります。避難して生活する上での生活費の確保をどう進めるのか。災害前から憲法25条で保障されている生存権を生かした取り組みの施策を村に伺うものであります。

次に、各世帯ごとの損害賠償を、きちんと村民の立場に寄り添って相談を受けられる体制をとることが求められ、私は4月よりずっとこのことも要請をしているところでありますので、体制づくりについて伺うものであります。さらには、原発事故がなかったら受けなかったすべての損害を行政責任として明確にして村民に示すこと。各自の請求額をまとめるための指導支援を行なうことも、今、村民が求めている重要なことであります。

次に、村民の意向と村民への説明について伺うものであります。人災である原発事故発生以来、避難者受け入れ、自主避難、健康管理と村民生活をめぐる動きは村も村民の人生も変えてしまいました。早急に現在における村民の意向調査を行なつて、村民の不安、不満にこたえながら長引く避難生活支援を図るべきであります。

次に、マスコミでの村の動きとお知らせ版による一方的な情報しかない多くの村民が言っていることでありますけれども、村民の協働やまていな行政と言いながら、説明もなければ、村民の意向確認もなしに行政のみが勝手にやっていると思われるのが現実であります。村民あつての村であり、村の主人公は村民である。どのようにして村民の立場に立って行政執行をされるのか、具体的に示していただきたい。

このたび、自治組織を立ち上げておりますけれども、区長会と自治会、その自治に入っていない村民の声、意向、生活実態、願いはどのようにしていくのか。多くの村民の合意を得るためのあり方を全村民に等しく示すべきであります。

次に、復旧・復興について。全国世界中の中から支援が寄せられ、子供たち初め多くの村民は我慢しながらも、復興・帰村に向かって生活をしております。村民の生活する中での支援策やイベントなど、精神的なケアを含め計画していることを示していただきたい。

次に、原発事故収束の工程はどうなっているのか。見通しをどのように村長は考えているのか。さらには、除染なくして帰村はないという村長の意見からしても、半年経過して

の実態はどのように現況があるのか。前より申し上げておりますけれども、各種研究機関、農林水産省初めいろいろな方々が村内に入って既に除染作業をしながら試験を繰り返しているわけですが、その連携はどういうふうになって、どういう方向に今あるのか伺うものであります。そういうことをまとめながら、村民にきちんと説明した中で、何年先に戻れるような展望を示すのが首長の役割ではないでしょうか。

さらには、除染した放射能物質の仮置き場を村内の国有林とすることの許可をいただいたということの今の流れでありますけれども、村民への説明、合意は必要ないものなのか。予算はどのようにするのか。期間と内容、国・県の間処理や最終処分の計画はどう示された上での村長のマスコミでの発表なのか伺うものであります。

以上、最近、この期間、村民に会って、村民の声、要求を聞く中での質問でありますので、具体的にわかりやすい答弁を求めるものであります。

村長（菅野典雄君） 10番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村民の健康を守ることに、なぜもっと早く子供たちを避難させなかったのかというものにお答えをさせていただいて、後、担当課長のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っているところであります。

先ほども申しましたように、できるだけ早く、子供さん、乳幼児、妊産婦、線量の高い方、そういう順序をきちんと避難をしていただくという形でやっています。ご質問の内容は、いわゆる全員どこかに家族ともども、まさに生活をずたずたにして避難をさせればよいという話を言っていらっしゃるのかどうか分かりませんが、私は村民のことを考え、子供たちのことを考えれば、最善の努力をさせていただいたというふうに思っているところであります。

それから、復旧、復興についてということがございますので、ここの3点についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点は、避難生活する中での支援策やイベントなどの計画についてということでございますが、まず、現在行なっている生活支援策といたしましては、仮設住宅への管理人の配置や健康づくり事業、福祉介護事業、社会福祉協議会による生活支援物資の配布や“絆”づくり応援職員による巡回相談などを行なっているところでございます。先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、全世帯を対象に避難村民生活実態調査を実施する予定であり、この調査を通じまして避難生活の実態を明らかにする中で、新たなコミュニティーづくりを目的とした自治組織の立ち上げ支援、あるいは精神的なケアを含めた健康づくりや避難所周辺で農作業ができる取り組み、お年寄りが集まって自由に話せるサロンづくりなどをできるところから進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、イベントでございますが、避難所の精神的なケアという面では、いろいろな方々からの励ましのメッセージをお聞きしたり、村民同士が交流できるイベントの開催も大切でございます。これまでも、ラオス、ベトナムの子供たちから村の小学生への励ましのメッセージのこいのぼりが届けられたり、デジタルカメラの寄贈あるいは使い方の講習会、それから、飯舘・飯野復興祭に参加させていただいたり、飯舘村未来の翼事業ということで、未来を担う子供たちのドイツ研修なども実施をしているところであります。

先日も飯野小学校の体育館をお借りして敬老会を実施し、予想を超える310名のお年寄りの参加がありましたし、次の日には、絆つながるまでいな一日ということで、松川の仮設住宅で1,300人ほどのお集まりをいただいて、久しぶりの再開を楽しんだり、お互いに励まし合っていたいただいたということでございます。

今後も、6月に実施できなかつた小学校6年生を対象にした沖縄のまでいな旅事業を冬休みに計画しております。それから、まだ実施時期は決めていませんが、多くの村民に集まっていただく集会も計画中でございます。そのほかに、飯坂の湫泉荘等を活用した行政区や避難先住民同士の新たなコミュニティーづくり、あるいは県内外の自治体や団体からいろいろとお声をかけていただいている保養施設の利用や避難施設への慰問などをそのつど進めてまいりたいというふうに思っています。

次に、原発事故の工程はどうなっているのか、修復はどうなっているのかという質問にお答えさせていただきます。

新聞報道によりますと、原子炉を安定的に冷却させるというステップ1は7月にほぼ計画どおりに達成されたとして、ステップ2の目標であります冷温停止状態については、来年1月中旬までの工程が年内を目処に達成するよう取り組むという原発の事故担当相の発言があったわけでありまして、再度の爆発を抑止し、新たな放射性物質の大量放出を抑制するという観点からは一定の成果を上げているものと考えているところであります。

次に、半年を経過した実態であります。空間線量については、財団法人電力中央研究所、東京電力株式会社等が7・8月に村内597カ所で計測し、1センチ高さでは最大が長泥地区で毎時27.6マイクロシーベルト、最小が須萱地区で毎時0.5マイクロシーベルトとの結果が発表されました。また、舗装、砂利、草、土などの土壌表面の違いによる線量の高低の差はほとんど見られないとの報告がされているところであります。

9月14日付で公表されました「農地土壌の放射性物質除去技術について」によれば、村の耕起していない農地土壌の放射性セシウムは、表面から2.5センチの深さに95%が存在しており、簡単に水に溶けない状態になっていることが判明し、うない込みなどの攪拌を行っていない土壌については、汚染度が高い地域に含めて、表土や牧草のはぎ取りなどの物理的な除染が有効であるという結果が出ているところであります。

村民への周知であります。空間線マップ及び農地土壌の放射性物質除去技術の成果については、村民にできるだけわかりやすい形で周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

最後の質問でございますが、除染した放射性物質の仮置き場のことでございます。村は除染なくして村への帰還なしと考えておりまして、国の除染技術の成果報告によれば、表土のはぎ取りが最も有効な技術との報告があり、この技術を実施すれば大量の土が発生することも報告をされているところであります。この発生した土をいかに安全に保管する一次仮置き場の確保が、村への帰還を考える上での一番の課題となっているところであります。村としては、この一次仮置き場として国有林野の活用を要望しており、現在、担当森林管理局と協議を進めているところであります。一次仮置き場が決定次第、議会並びに村民に説明をさせていただき、除染を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、予算は、期間と内容は、であります。現在、村独自の除染計画を策定中ですが、計画内容としては、住環境、農地、森林に分けて除染計画を立て、予算としては、精査中ですが、宅地、農地、森林、公共施設の除染費と一次保管管理費などで約3,000億円を見込んでおります。計画期間としては、家屋、それから、居久根などの住環境については平成25年度までとし、農地については平成28年度まで、山林については20年間を見込んでいます。

次に、国・県の中間処理、最終処分場の計画はどう示されているのかについてですが、現時点では、具体的な中間処理施設や最終処分場の計画については何ら示されておりませんので、早期に示すよう強く要望をしているところでございます。

その他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上であります。

産業振興課長（中川喜昭君） 私からは村民の健康を守ることの2点目以降についてお答えを申し上げます。

村は、計画的避難の指定による全村避難に当たり、雇用の維持の観点から、屋内作業のみで放射線を管理できる製造業等9事業所の操業継続や留守中の財産管理と所得の一助としていただくため、飯舘丸ごと見守り隊事業を実施しているところでございます。これらの事業所の操業継続も全村見まもり隊も従事される方々にはすべて線量計を携帯していただき、極力放射線被曝を避けながら作業を進めていただくため、就業形態や時間の管理を図りながら実施いただいております。また、村内の除草作業につきましても、景観の保全及び交通事故防止、農地の災害予防等の観点から実施をしておりますが、路肩等の除草作業に当たっては、できるだけ被曝を避けるため、バックフォーでできる作業機械を購入するなどの施策を講じております。

避難に際し村が指定されている区分は計画的避難区域であり、立ち入りに関しては一時的な短時間の立ち入りは規制されておりませんし、罰則などありません。しかしながら、長時間滞在した場合の放射線被曝が健康に害を及ぼすことも懸念されますので、一般の方には極力立ち入りを避けていただくようお願いをしているところでございます。

議員も心配されております放射線による健康被害についてですが、内部被曝につきましては、これまでさまざまな検査が行なわれておりますが、あらゆる検査で、今のところ、基準値を超える放射性物質を体内に取り込んでいる村民はいないという結果が出ておりますし、問題とされている放射性セシウムは土壌と固く結びついており、空気中にはほとんどないという調査結果も示されておりますので、今後、食品等に気をつけていただければ内部被曝は防げるものと考えております。

一方、外部被曝についてですが、年間20ミリシーベルトを超えない低線量被曝がもたらす健康被害については、さまざまな専門家が論じているものの、健康被害に関する明確な裏づけ等はないようであります。村としましては、国が示す年間20ミリを一つの目安として、その値を超えないように、また、その値がなるべく低くおさまるように努める必要があるかと考えております。今後も放射線に対する情報提供に努めるとともに、的確な線量管理により被曝を極力低減するよう指導に努めてまいりたいと考えているところでござ

ざいます。

次に、身体的、精神的影響と検査、治療、補償は、どう要求し実現させるのかについてお答えいたします。

今回の原子力災害による身体的、精神的被害に関しましては、第三者機関である原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に、生命、身体的損害、精神的損害に関する基準が定められており、不十分ではあるものの、一定程度の被害者救済が示されております。具体的には避難生活による健康の悪化に関し、医療費や通院費、慰謝料等の支払いや避難生活における精神的被害額は月10万円と示されておりますので、請求に当たって取り落ちることのないよう、情報提供や資料について示してまいります。

健康被害に関する調査につきましては、村民625人を対象に内部被曝線量の先行調査が行なわれましたが、生涯にわたって受ける推定線量が1ミリシーベルトを超える人はおらず、健康面で問題はないとする結果が示されております。また、県においては、全県民を対象とした健康管理調査の検討委員会を開き、東日本大震災時に18歳以下だった約36万人全員に甲状腺検査を行なうこととされております。原子力災害との戦いは今後何年にもわたることが予想されますので、継続的かつ定期的な健康調査の実施を国・県に要望してまいります。

住みなれた村を離れ避難生活を送る中で、運動不足や不眠、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の悪化も心配される場所ですので、仮設住宅や老人世帯などを対象に保健師や看護師、社会福祉協議会の生活支援員を巡回させ、健康被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、放射線物質を考慮した雇用の場についてお答えいたします。

村では、全村避難に当たり、雇用の維持の観点から、屋内作業のみで放射線を管理できる9事業所の操業継続を特例として国に認めていただきましたし、緊急雇用創出事業により、飯舘丸ごと見守り隊事業を実施しているところでございます。これらの事業所の操業継続も全村見守り隊も従事される方々にはすべて線量計を携帯し極力放射性被曝を避けながら作業を進めていただくため、就業形態、時間管理を図りながら実施していただいております。

また、避難に伴う村民の支援のため、県の“絆”づくり応援事業により約80名の雇用の場を設け就業につなげていただいているところでございます。このほか、福島市や伊達市、二本松市などの求人情報につきましても、ハローワークと連携し就職相談会を開催したり、お知らせ版や仮設住宅の集会施設への情報掲示等を行なっておるところでございます。

ご質問の除染作業に関する村民の雇用についてであります。国に対し、早期除染事業実施を要望しているところです。これらの除染作業も、ある意味では雇用の場ととらえることができますが、健康のリスクを把握し防護策をとった上での作業従事になろうかと考えております。先日、国より2キロメッシュの空中放射線量及び土壌放射性物質の計測結果が示されましたが、その結果でも明らかなように、同じ地区内であっても、放射性物質の蓄積が多い、いわゆるホットスポットが点在しておりますので、作業に当たりますと、十分な事前調査と的確な手段、時間の管理が必要であると考えます。

本村の場合、国が、除染は国の責任で行なうと明言しているところですが、実際の作業に当たりましては、村の方々がある程度かかわらざるを得ないのではないのかと考えておりますので、以上の点に留意しながら事業が実施されますよう国に要望してまいります。

次に、2の生活費損害賠償についてお答えいたします。

まず、1点目の避難生活における生活費の確保につきましては、原子力災害により収入を絶たれた方や職を失った方につきまして、東京電力の仮払いや日本赤十字社及び福島県からの義援金の支給に関する事務を進め、早期支払いが可能となるよう努めてきたところでございます。また、村からは見舞金に加え、子育ての負担軽減に役立てていただくため、子供のいる世帯すべてにいいたて子育てプリペイドカードの交付をしてきたところでございます。

東京電力の補償につきましては、農業や自営業などで被害を被った方に対しましては補償金の仮払いが行なわれておりますし、製造業等の9事業所については操業継続を特例として認めていただいております。また、全村見守り隊による雇用や県の“絆”づくり応援事業なども就労の場として提供しております。このほか、企業の求人資料の提供やあっせん、就職相談、緊急雇用による雇用の創出などにも努めており、これらの施策を活用していただき、所得の維持及び健全な生活を築いていただくよう願っているところでございます。

次に、損害請求につきまして、関連がございますので、2点目、3点目を一括してお答えいたします。

原子力損害の賠償に関する法律では、原子力事業者が賠償責任を負うこととされおり、原子力事業者である東京電力が被害者に対し直接損害賠償を行なうことになっております。原子力災害の補償につきましては、被害者数、被害額ともに膨大であることから、被害者を救済し早期に賠償を進めるため、原子力損害賠償紛争審査会が妥当性のある損害の範囲の基準を設けて、その指針に沿った形で賠償が支払われることになっております。

現在、中間指針という形で基準が示され、9月12日から被害に遭っている3月から8月分までの一般家庭用本請求受け付けが始まっております。この中間指針で計画的避難区域に指定されている本村について示されている支払い項目としましては、避難に伴う交通費や宿泊費用、就労不能等に伴う給与等の減少、財物価値の喪失または減少、人・物などの放射線被曝の検査費用、商品の汚染検査費用、避難によって生じた健康状態の悪化などによる治療費、避難に伴う精神的損害などが示されております。

ご質問では、請求に当たって取り落ちることのないよう村民の賠償請求手続の支援を行なうこととのご提案でございますが、去る9月19日から23日に行なわれた東電による本払いに関する相談会におきましても、本払い申請で取り落ちるような事例がないかどうか、村として立ち会い確認させていただいております。現在示されている賠償基準につきましては、避難経費について公共施設や親戚を頼るなどして避難した際の経費が認められていないことや、避難期間が半年以上になった場合の精神的被害の賠償額が半減されるなど、社会通念上からも実態に合わない部分が多く、十分なものとなっております。村としましては、広報等によりこれらの問題について注意を喚起するとともに、請求に際しては慎

重に対応していただくよう周知を図る一方、弁護士に相談するとともに、相談会に出された問題点を取りまとめ、原子力損害賠償紛争審査会が今後示す賠償基準に反映されるよう、関係機関と連携を図りながら要望を行なってまいります。原子力災害の損害賠償につきましては、今後、さまざまな事案が出てくるものと考えられますので、村としましても、完全補償につながるよう情報の提供、請求事務について引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

健康福祉課長（菅野司郎君） 質問の1点目、村民の健康を守ることにについてということの1点目、村長、先ほどお答えしましたが、私のほうから、ちょっと追加で答弁させていただきます。

まず、原発事故発生以来、国や東京電力からの情報が錯綜する中で、村としては全村民に避難を呼びかけ、希望者を栃木県鹿沼市に3月19日、3月20日の両日、509名の村民に避難をしていただいたところです。また、放射能の影響が特に心配される妊産婦及び乳幼児については、優先的に穴原温泉に乳幼児と保護者39名を避難させました。その他、村内で高い放射線が測定された比叢、長泥、蕨平の地区の方々を少しでも低いところへという思いから、4月13日からやすらぎへの避難を誘導して21名の方が避難をしていただいたところであります。このように、村としましては、計画的避難区域に指定されるまでの間、村民の健康を考え、可能な限り対応してきたつもりであります。村民の健康を守ることは大切なことではありますが、あわせて、暮らしや仕事のこと、さらには、子供たちの学校のことなどにも配慮しなければならないということもございますので、これらのことを総合的に判断し避難をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、内部被曝に対する行政責任をどう果たすのかということですが、今までのところ、健康診断を受けた村民の内部被曝による健康に問題のある方というのはまだ出ておりませんが、もし、内部被曝による健康被害が発生した場合には東京電力及び国が全責任を負うことは当然でありますので、村としても適切に損害賠償を求めていくという考えであります。

以上であります。

総務課長（中井田 栄君） 私からは大きな3番目の村民の意向と村民への説明についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、1点目の長引く避難生活への支援についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、避難者の生活支援については、職員による健康づくり事業、福祉・介護の取り組みはもとより、緊急雇用事業による仮設住宅の管理人の配置を初め、事務補助職員を採用し、きめ細かな生活支援の体制で取り組んでいるところであります。また、現在検討を進めておりますいたてままでの復興プランを検討する中で、全世帯を対象に避難村民生活実態調査を実施する予定であります。この調査を通じ、村民の生活実態や不安、不満などについて把握することとともに、健康や生活の維持、教育や就労の問題など、長引く避難生活への支援策については、できるものから早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、3点目について、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、村民の立場に立った行政執行についてのご質問についてであります。計画的避難区域に設定されてから全村避難を完了するまでには、後発避難であったこともあり、完了までに約3カ月もの時間を要しました。避難の前と違って、この3カ月間は村民の皆さんとの意見交換の場が少なかったことは確かであります。しかしながら、今までも、議会はもちろんのこと、定期的に行政区長会を開催し村の当面する課題等について説明し、ご意見をいただいていたところであり、決して、行政のみで進めてきたものではありませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、避難がほぼ完了した7月末からは、公営宿舍や仮設住宅に入居している村民を対象に新たな12の自治組織を立ち上げ、9月16日には避難村民自治組織連絡協議会を開催し、新たな自治会の代表者などに現在の取り組みや現状を説明するとともに、さまざまなご要望やご意見を伺ったところであります。また、仮設住宅ごとに巡回相談を行なう中で、多くの村民の皆さんからの声を聞きながら、できるものは対応してきたところであります。

なお、9月議会終了後には、行政区長会を開催し現在の取り組みを説明し、ご意見、ご要望を伺いたいと考えております。さらに、新たな自治組織に加入していない県の借り上げ住宅に居住する村民の皆さんに対しては、一定程度の区域を決めて定期的に説明会を開きたいと考えております。

また、現在、庁内で検討を進めております復興プランについては、先ほどのご答弁でもお答えしたとおり、その計画づくりを進める中で、全世帯を対象に避難村民生活実態調査を実施する予定であります。10月に立ち上げる復興会議には、村民の代表や議会からも委員に入っていただいて復興計画をつくっていく考えであります。復興計画がある程度まとまった段階で、避難村民自治組織連絡協議会や行政区長会などさまざまな機会を通じて説明し意見をいただく予定であり、最終的には、12月の定例議会で議会にもご相談させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

10番(佐藤八郎君) まずもって、最初の件で、栃木県の鹿沼市に509名の村民が避難したとありますけれども、実質509名は村民で、それ以外の方、南相馬、双葉の方もあったというふうに理解していいのかどうか。

副村長(門馬伸市君) 509名は村民だけではなくて、南相馬とか、双葉地方の町村も入ってまして、村民は360名程度だったと思います。

10番(佐藤八郎君) それから、優先的に穴原温泉に乳幼児・保護者39名、このときの優先的な立場にあった村民、乳幼児・保護者の数は何名だったんでしょうか。

健康福祉課長(菅野司郎君) 細かい数字、持ち合わせておりませんが、おおよそ3歳以下の子供というふうにしていましたので、約50名くらいかなというふうに思っています。

以上であります。

10番(佐藤八郎君) 約50名ですから、かなりのパーセントが避難したということで理解していいんですね。

そもそも、やすらぎへの避難誘導したわけですけれども、高線量の地域において、やす

らぎにそもそもこの3行政区が避難するような状態にあるのかどうか。全員が避難した場合はとても避難できる施設ではないというように最初から思っていますけれども、その辺では、避難しないであろうということでの避難先だったのか。結果として21名ということでありまして、そのときの考え方を示していただきたい。

副村長（門馬伸市君） 3地区の皆さんには、線量が高いということで避難を呼びかけまして、一応、やすらぎということではありましたが、やすらぎがいっぱいになった場合については一番館、前に避難者の皆さんを受け入れていただきましたけれども、そういうふうな考えを持っていましたが、一番館では体育館と余り変わらないということで、別な場所も、もしいっぱいになれば新たな場所ということは考えておりました。

10番（佐藤八郎君） 区長さん方に、3行政区の方に聞きますと、やすらぎに全部が行くような説明で避難を誘導しますので、最初から、今副村長が答弁したような話ではなかった。そういう実態で避難はしなかったという方が多いようですけれども。そのこともおかしいなというふうに、そのときも今も思っております。

さらには、村民の健康を考え、可能な限り対応してきたつもりでありますという答弁でありますけれども、「つもり」というのはどういうものなのか。多くの自治体よりも放射線量が高いというのがこのころの飯館の放射線量の数値でありました。可能な限り対応したつもりという、既に体内被曝をしている村民に対しては、「つもり」という言葉はどのようなのか。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話しをさせていただきましたように、飯館村は6,000人の人口に対して3,000頭の牛を持ち、しかも、それぞれ家庭を持ち、仕事を持ち、これはどこでも同じだろうと思いますが、それぞれの家庭の事情がある中で、精いっぱい村としては避難の誘導をさせていただいたと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

10番（佐藤八郎君） 私、当初から申し上げていますが、私たち村民が何か悪いことをしたわけでも何でもありません。ただ、情報がおくれた、隠された、いろいろありますけれども、情報がわかった時点で高い放射線量であることはわかったわけですから、可能な限り、やっぱり、全村民避難というのが当たり前で、牛を片づける、仕事をどうする云々のことずっと体内被曝を続けるということが本当によかったのかどうか。多くの子供を持つ若い人たちは自主避難で、中間によれば、半数以上の方が避難したのではないかと、当初、村のお知らせでもあったように、そういう実態だと思うんですけれども。今、村長の言われる3,000頭の牛、家庭、仕事……云々とありましたけれども、村長が避難をおくらせたことへの行政責任は、今後の健康被害が発生した場合はどういうふうに考えられるのか。

村長（菅野典雄君） 避難をおくらせたというお話でありますけれども、何度も言いますように、それぞれ避難を最大限に優先をさせていただきましたけれども、それぞれの事情でなかなかできなかった。じゃあ、それを村長の命令で全員避難ということにすればよかったのかという話でありますけれども、決して、私はそうではなかったというふうに思っています。それはほかのところ等の避難がどういう状況になったかということをお考えいただ

ければ、決して、100%正しい判断だというふうには思っていないかもしれませんが、最大限、村民のことを総合的に考えて避難を進めさせていただいたということでもあります。

10番(佐藤八郎君) それでは、質問を移りますけれども、9事業所ではありますが、屋内で窓をあけて操業したり、さらには、見守り隊は、隊長の権限で雇用解雇されたり、会社では同意書をとられたりということでもありますけれども、そういう同意書の意味するもの、効果、その一連の動きをどういうふうに理解していけばいいのか、伺うものであります。

村長(菅野典雄君) いずれも、いわゆる20ミリシーベルトになるので避難しなさいと、こういってございますから、それをやっぱりしっかりと守った中で村民の健康を守っていくと、そういう中の一連のそれぞれの事業所の中の判断。守っていただくための施策と、そのように考えていただければいいのではないかとこのように思っています。

10番(佐藤八郎君) たしか、議会への説明では、窓をあけることはできないというふうに理解していますし、隊長に雇用解雇する権限は与えているようには私存じていませんけれども。それから、同意書については何を意味して、その同意をとったことで、何を、効果を求めたのか。事業主と村長と国に対しての同意書のようなのですが、労働者の。

村長(菅野典雄君) 大変細かい話なので、一つ一つは私らのところに情報として入っていませんから、一つ一つお答えをするわけにはなかなかいかないので、大変申しわけないというふうに思っておりますが、少なくとも、同意書というものは、経営主が少なくとも自分たちの住民の皆様方の安全を守るためにやっていただいたというふうに聞いておりますので、何ら、そこに特別な権限を行使したということではないというふうに思っております。

10番(佐藤八郎君) 同意書は、村長も受けとる側の一人になっていきますので、今の答弁はおかしいのではないかとこのように思うのですが、

それから、見守り隊の規則か何か、雇用契約の中にあるのかどうか、わかりませんが、隊長が雇用解雇する権限はあるのかどうか。

村長(菅野典雄君) 何度も言いますように、私たちが村として従業員に契約、同意書を取りなさいという話を言った覚えは全くありません。それぞれの経営主が自分の従業員を思っ

てやったことということでございます。それから、今お話がもう一つありました、隊長がいわゆる権限で見まもり隊の雇用を切ったという話ではありますが、これも初めて聞いたところでありまして、詳細は全くわかりませんが、多分、そこに何らかの住民のほうがいわゆる約束を守らないというようなことがあったのではないかと、このように思っています。詳細はわかりませんので、後ほど、調べさせていただいてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

10番(佐藤八郎君) それでは、答弁にありました内部被曝についての検査、あらゆる検査で、今のところ、基準値を超えるものではないということでもありますけれども、ヨウ素がこの時期になってきますと、半年も経過している中ではなかなか出ないというふうには思いますが、セシウムでの状況では、そういう分け方の検査結果発表なのかどうか。そういう、基準値そのものをどういうふうに考えての答弁なのか。さらには、セシウムは空気中にはないということでの答弁でありますけれども、根拠として、セシウム以外

の放射物質も含めて、空気中には、全く自然界と同じような状況なのかどうか、詳しくお答え願いたい。

健康福祉課長（菅野司郎君） 内部被曝の部分であります。こちらのほうはどちらかというところセシウムが主になっています。ヨウ素についてはほとんど体内に残っていないというようなことでありますので、セシウムについてのみ検査結果が出ているというような形になっております。

以上です。

産業振興課長（中川喜昭君） セシウムの空気中の部分であります。答弁のほうで、ほとんどないという調査結果ということで答弁させていただきましたが、セシウムについては、事故爆発のときは浮遊しているという状況でありましたが、今現在は土に入り込んで固く結びついているという状況であります。草とかそういう部分についても、ヒマワリの件でもありましたように、それほど草のほうにも出てきていないという状況での判断での答弁をさせていただきました。それから、自然界のほうのセシウムについても、人間が自然界から受ける放射線量としては時間当たり0.05マイクロシーベルトというような報告をいただいているところでございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 総論でしょうけれども、年間20ミリシーベルトを超えない低線量被曝がもたらす健康被害については、健康被害に関する明確な裏づけがないことから、村としては、村民への健康被害はないということ、「ないようです」と言うのですから、ないということなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） それぞれ国が専門家なり、あるいはいろいろなところからの情報を入れて、年間20ミリにならない。あるいは、なるから、飯館村は全村避難しなさいと、こういうことでありますから、我々としては、20ミリを超えないように、やはり、できるだけ、それに少ないにこしたことはありませんけれども、そういう考えをもって今まで進ませていただいていると、こういうことであります。

10番（佐藤八郎君） 空気中にほとんどない。セシウム以外のヨウ素、放射性物質ありますけれども、そういうものも何らないものとしてということで調査結果は示されたということなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のところ、我々に入ってくる情報はヨウ素と、それから、セシウム、2種類と、こういうことでありますので、それに対する期間なり、何なり、半減期なり、そういう中でそれなりに一生懸命対応をさせていただいているということでございます。

10番（佐藤八郎君） 質問を変えます。

生命や身体障害、精神的障害に関する基準が定められているということで、紛争審査会が、不十分であるものの一定程度の救済が示されておるという答弁でありますけれども、不十分であるというものは、どういう部分を……、村民が言っているようなことなのか。そういうことを言っているのか、村のとらえ方を伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 金に換算できるようなものでもないということでございます。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、どんな、そのことに対して、村民の立場に立って、請

求、損害賠償をまとめられるおつもりですか。

村長（菅野典雄君） 村民の避難生活あるいは今までの生活が、今までと全く違う生活をしなければならないという大変さ、苦しみ、これを思うと、お金の問題ではない。まさに皆さん方の思いは、お金よりはもとの生活に戻してくれという思いだろうというふうに思っています。したがって、その気持ちを、今の段階で戻すという話にはならないとすると、ある程度のやはり補償をしっかりとしてもらおう。あるいはしっかりと考えてもらおう。あるいはもとの戻すための予算をしっかりとつけてもらおう。あるいは、村民の健康のほうをどういうふうにしていくかというものを事業としてやっぱり入れてもらおう。我々はそういうものに対してしっかりと国・県のほうにお願いをしたり、あるいは要求をしていくと、こういうことではないかなというふうに思っております。

10番（佐藤八郎君） 生涯にわたって受ける推定線量が3ミリシーベルトを超える人はおらず、健康面には問題ないとするこの根拠を何うとともに、このことを村民にはどのように周知されるのか、何うものであります。

健康福祉課長（菅野司郎君） 大変申しわけございません。生涯にわたって受ける推定線量が3ミリというふうになっていますが、今のところ、村では1ミリシーベルト以下というふうになっています。検査結果の中で、1ミリ未満、あるいは1ミリ、2ミリ、3ミリ以上というふうに分かれておりますので、ここで3ミリというふうに出てきたんだと思いますが、村のほうで先行した中では全員が1ミリシーベルト未満でしたということでありまして、こちらのほうであります。この検査を受けた方で、成人については50年、それから、子供については70歳までの累積線量というふうになっています。この辺をこれから周知していきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（佐藤八郎君） よくわからないんですけども、推定線量は3ミリではないということですか。それから、村民には、今言った、年代別とか、そういうことできちんと周知していくということでしょうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） この結果については、一応受けた方については説明受けると思っておりますが、実は、この結果が来たのがごく最近でありますので、これから周知というふうな形になると思っております。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 質問を変えます。

除染作業の従事も今後考えるということでもありますけれども、実際の作業に当たりましては、村の方がある程度かかわらざるを得ないということで答えてありますけれども、どのような内容で、人数はどの程度のことを考えて答弁されたのか、何うものであります。

産業振興課長（中川喜昭君） 答弁の中では、村民の方がある程度かかわらざるを得ないというように答弁をしましたが、今、除染計画を立てておるところでございます。これが国・県のほうに提出しながら、認めていただいきたいということで今進めております。除染のマニュアル的なものは、今後、詰めていかななくてはならないということでもあります。ただ、今、新聞等で伊達市、それから、南相馬市等での除染の状況が出ておりますが、それらが濃度

的には低い地域であります。飯舘村の場合には、やはり、雨樋から落ちるところについては100マイクロシーベルトを超えるとか200を超えるとかという部分もあるかと思えます。そういう意味では、それぞれ、除染する際には事前調査をしながら作業を進めなければならないであろうということと、それから、それを外に出さないという策も考えていかなくてはならないだろうというふうに思っております。そういう意味では、人数等、期間等、そういうものを考えていかなくてはならないということで、今後、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

10番（佐藤八郎君） では、質問を変えますけれども、村三役職員は、どの位置で仕事をしているんですかという声が多いんですけれども、それはどういう意味かと言いますと、村長は被災者で、村民は被災者、いわゆる村とか、職員は被災者でないようなやり方をしているのではないかと。私たち村民の被災者と一緒なんだろうかという声も、かなりいろいろな面であるんですけれども、まして、まさか東京電力の加害者の見方ではないんだろうなという、こんな状況に生きている村民がいるんですけれども、それはやっぱり、情報の不足やら、相談会のなさやら、住民への説明のなさやら、いろいろなことが要因しているんだろうと思うんですけれども。村民のためになる仕事をどうしているのかという部分をもっと具体的に周知したほうが理解されるんだというふうに、誤解されないんだというふうに思うんですけれども。村長が直接臨時職員採用の電話をしたとかいう話もちまたにありますけれども、村三役全体ではどうなのかわかりませんが、そういうことを聞かされると、そんなことはないでしょうだけでは済まない部分があるので、もう少し、臨時職員採用にしても何にしても、きちんとした公募をもって、公開の原則でやるべきだなというふうに思うんですけれども。

副村長（門馬伸市君） どういう話なのか、ちょっとつかめないんですけれども、普通の職員の緊急雇用臨時職員については、向こうにいたときには公募していました。ただ、避難してきますと、緊急性があるすぐに、公募をして採用するまでに1カ月もかけられないと、こういうこともあって、できるだけ、そういう配慮をしながら採用をしています。ですから、非常事態ですので、なかなか全村民に公募して、受け付けをして、採用試験をやって採用という手順を踏みますと、最低でも1カ月以上かかります。ですから、今回の場合は、できるだけ緊急雇用で働けるような人がある程度ピックアップしまして、この人だったらこういう仕事はできるのではないかと、こんなことで一部採用させていただいておりますので、その辺は三役が勝手に好き嫌いで採用しているということは絶対ありませんので、非常事態でそういう雇用もせざるを得ないと、こういうことで理解していただきたいと思えます。

村長（菅野典雄君） ただいまの質問の中に、村長なり三役は、村民の立場に立っているのか、東電の立場に立っているのではないかというお話がありました。確かに、私の耳にも、村長は東電からお金をもらっているから、そんな強いことは言わないんだという話も耳に入っています。どこで、どういう人たちがそういううわさを流しているかわかりませんが、絶対にそんなことはありませんので、下手な風潮は耳に入れないで、あるいは違うはずだよというふうに言っていたかかないと、大変、村民は誤解を招くということでもあります。

で、よろしくお願ひします。

10番(佐藤八郎君) 誤解を招かないような行政執行をきちっとしていただきたい。私たち議会にも東京電力並みの情報をきちっと出さないようなやり方をやめて、いろいろな村で決めたメンバーなり何なりをすぐ私たちにも明らかにしていただきたい。私たちも、そのアドバイザーなり何なりをきちんと調査する期間がなければ、どういう方がいいのかどうか、わかりません。いろいろな意味で情報公開がおこなわれている。そのことが、議会議員でそうですから、まして、借り上げ住宅に入っている、情報が広報以外行かないような方々はそういう疑問をいっぱい持つようになりますので、まして、新聞報道で、先、先に走るという流れの中ではどうしても誤解を招く。だから、そういう部分では、きちんと募集するなりにも、もともとこういうやっっている方をこういう形で、庁内のこういう立場の中で選定しながらお頼みしているとか、ある一定のそういうまでいな、丁寧な説明があれば誤解を招かないんです。ぼんぼん、ぼんぼん、流れていくから、そういう誤解を招くんですから、きちんと丁寧にまでいな自治体なのでやっていただきたい。

質問を変えます。

村民の生活費損害賠償についてですけれども、今回、東京電力の本払いに関する相談会がありまして、それに村として立ち会いをしたということでもありますけれども、村は各世帯での災害、原発事故によって、なかったら支出なかった金額やら、なかったら収入ある、そういう実態をきちんとつかんで対応しているのかどうか。向こうが示された基準やそういうものに沿ってだけの確認、立ち会いなのか。被害者の代理とするとか、委任されている立場で立ち会ったのか、どんな立ち会い方でやられていますか。

産業振興課長(中川喜昭君) 今回、9月19日から23日、4日間ではありますが、飯野の学習センターのほうで東電による説明会があるということで、その説明会の前に、私どもも、今回の個人請求にかかわる部分の説明会、私も受けてきましたし、それから、担当の者も受けてきた、何回か出ております。そのたびごとで、いろいろ自分たちが思うもの、請求に対していろいろな疑問点などを投げかけてまいりました。そのときは、それは認められますよとかいう返事もいただきました。担当もそれに行った際にいろいろな質問も、補償賠償で聞いてきた中では、そういう返事ももらってきた。ただ、だめな部分も、認められない部分もあったということではありましたが。ただ、今回、家庭のほうに入りました本請求の内容を見ましたら、若干、私たちが受けてきた内容と変わっているところがありました。いろいろ東電の現場のほうにも確認しましたら、私どもが聞いた内容でその場の会議ではオーケーだったんですが、今回の請求の中にはその部分うたっていないですよという質問をしたら、それは認められますという話もあつたりまして、実際に自分たちが説明を受けてきた内容と、本請求の資料との相違点があつたということで、その辺をやはり自分たちの説明会に行った際にいろいろ村民の立場になって聞いて、それらをいろいろ東電のほうに出すべきではないかという話になりまして、担当3人でしたが、それぞれ4日間行っていただきました。そういうことで、今回の立ち会いについては、私どもが受けてきた内容の相違点の確認と、それから、東電の人たち20名ほどでやっておりましたが、どういう対応をしていただけるのかという部分をそばに行って聞くこともできませんでしたが、

やはり、雰囲気を見てみるということで職員が立ち会ったという状況であります。
以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） ちょっと暫時休憩します。

（午後2時39分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午後2時39分）

10番（佐藤八郎君） 請求事務一切、前から、請求、私もしていますけれども、村民は、やっぱり、税金相談会に、あなたのうちの税金、相談の内容、いろいろ相談して、各家の決めたように、やっぱり丁寧な各世帯ごとの損害賠償についての事務といたしますか、そういう職員配置といたしますか、原発事故対策室といたしますか、産業振興課で抱えてやっているようなことでない、きちんと村民にわかりやすい形で対応すべきではないかと思うんですけども、事故対策課か室をつくる考えありますか。

村長（菅野典雄君） 何せ、こういうことでございますので、やはり我々は常に村民の立場に立って仕事をするというのが当然のことです。したがって、特に今までの行政からこちらのほうの出張所に来れば、農業振興も……（「つくるか、つくらないかで言ってください」の声あり）今のところ、つくる余裕はございません。ですから、精いっぱい、東電のほうと一緒にやっていくということしかないというふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） つくってほしい村民の要望にはこたえないということでありましたので、違う質問に入ります。

避難村民の生活実態調査をやると。どんな内容で、いつ初めて、いつにまとめるつもりか、具体的にお答えください。

総務課長（中井田 栄君） 今、庁内検討会をやっている段階でありまして、その中で、アンケートではなくて、今の村民の生活の実態調査をというようなことあります。内容としては、まだ検討中でありまして、まとまっておりませんが、避難先での生活について、それから、生活に必要な情報について、それから、自由に記載できるような形で、何点か、項目、20くらい、現在のところ、たたき台をつくっておりますけれども、今後、検討していきたいというふうに考えています。（「いつまでやるのか、答えないんだな」の声あり）

10番（佐藤八郎君） 答えないのは抜かすほかないですね。

借り上げ住宅に対しての自治形成はなかなか大変だということで、一定程度の区域を決めてということでもありますけれども、今までの借り上げ住宅の方は、どちらかというと、情報をつかむのに、行政が欠けている部分、だからこそ、今になってからは当然、同じ対応をして、きちんと別扱いをやめてやれる方向を工夫すべきだというふうに思うんですけども。

村長（菅野典雄君） 前に数字を出しましたように、仮設あるいは公営住宅でまとまっているところは3割であります。それ以外は、みんなそれぞれ、それぞれのアパートなり住宅な

りに入っているわけでありますから、それを仮設と同じようにするということになりま
と、役場の仕事は一切しないでその対応をしても足りないぐらいでありますから、それ
ぞれ自分の判断で、住宅という、借り上げという形で行ったわけでありますから、その自
己責任の中で考えていただく。我々は少しでもそういうものに対しても平等を、近づける
ように努力をすると、そういうことではないかなというふうに思っています。

10番(佐藤八郎君) 自己責任で対応しろと、自主避難で行ったんだからということなんで
しょうが、それはそれで、自治組織に近づける、そういうものは考えないということなの
かどうか。今の答弁では、そういうふうには思えないので、そういうふうに聞いておきま
すけれども。

それから、財団法人電力中央研究所、東京電力株式会社の空間線量、この情報は信用で
きるものなのか。線量の高低の差はほとんどないというふうに報告ありますけれども、村
の独自調査もやっていらっしゃると思うんですけども、その差異はあるのかどうか。

産業振興課長(中川喜昭君) 今回の線量マップにつきましては、2キロメッシュということ
でありますけれども、ポイント数で500点かと思ったんですが、かなり、村内をきめ細か
にデータを出していただいたというふうに思っております。私も、別なほうとデータを比
べたところではないのでありますが、定期的に報告しております飯館村の数値についても
ほぼ同じような形になっておりますので、差異はないというふうに考えております。以上
です。

10番(佐藤八郎君) 仮置き場についてですけれども、国・県が示さないということで、何
もしないでいたのでは、復旧・復興に結びつかないという考え方、これは私も同感であり
ますから。だからといって、住民説明も、仮置き場決定してからということであります。
村民の意向を無視することではないんでしょうか。後で説明するにしても、いつまでの仮
置き場なのか、どんな施設なのか、放射能漏れはないのか、下流への水質の心配はないの
か、いろいろ村民が心配していることにはきちんと答えながら、周知しながら進めるべき
ではないかと思うんですけども、住民自治からして、決定してから皆さんにお知らせし
ますだけでいいのかどうか。村長のやり方、もう一度伺うものであります。

村長(菅野典雄君) 今いただきましたご心配でありますから、できるだけ、国や県なり、あ
るいは内容をやはりきちんとした中で住民のほうにお話を申し上げるということであろ
うと思っております。

10番(佐藤八郎君) 時間ないんですけども、全体として、村民を信頼すること、村民の
英知や意見を聞き、生かしていく。村民と協働してこの苦難を乗り越えようとする行政努
力が、やり方が欠けているように、質問をしながら、答弁を受けながら、提案をしたとこ
ろでありますので、十分に工夫をしながら、村民主人公のむらづくり、この対応策を一
緒になってくぐり抜きたいものだと思いますので、その辺をもう一度伺うものであります。

村長(菅野典雄君) まさに村民の皆さん方と一緒にやらないければ一歩も進みません
ので、その気持ちではやっておりますが、何せ仕事が多岐にわたっています。ですから、確
かに、皆さん方からすれば何やっているんだということもあるかもしれませんが、こうい
う有事でありますから、お互いにお互いを幾らかなりとも理解しながら進む、お互いさま

という気持ちをやっぱり持っていかないと、なかなか大変ではないかというふうに思っています。

なお意に沿うように努力をしていきたいというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

再開は、3時5分。

（午後2時48分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後3時05分）

議長（佐藤長平君） それでは、私が一般質問を行ないますので、議長の職務を副議長にお願いいたします。

席を交代いたします。

副議長（志賀 毅君） 暫時、議長の職務をとり行います。

12番 佐藤長平君。

12番（佐藤長平君） 6月定例議会を終えまして、福島市のこの飯野支所に役場出張所を、そして、議会機能を移して3カ月がたちました。定例会はこの議場が初めてでございます。今、あの忌まわしい原発事故から6カ月がたちました。思い起こせば、3・11の大震災と大津波の被害、そして、3・14の東電福島第一原発3号機の水素爆発により損害を受けた第2号機から漏れ出た大量の放射性物質は、15日未明より東南東の風に乗って飯館村に舞い降りました。たった12時間吹いた風によって被災したのであります。ちょうど3月のこの時期、この風が吹くと雪や雨が降る気象条件にあったことから、その降雪によって大量の放射性物資が舞い降りたというのであります。見えない放射能と伝えられなかった情報についての正確な政府文部科学省発表は9月に入ってからでありました。原発事故の発生後、停電と情報の不足、誤報が相次ぎ、混乱を予測して、スピーディー情報は政府も福島県も発表しなかったことから、浪江町民は津島地区に、南相馬市民は飯館村に避難していたことなど、返す返すも残念であります。

質問に入ります。

質問の第1は、地方分権、地域主権の視点から、自治体の総合計画を国が法律で縛るのはいかなものかとの理由において、今国会で採択された地方自治法の改正に伴う総合計画の策定と議会議決の義務づけ廃止について伺うものであります。

第1点は、義務づけ廃止に伴う総合計画を今後どのようにとらえ、計画の策定をしていくのか。所見を伺いたい。さらには、議会議決の義務づけ廃止に伴う村条例制定の可否と対応について伺いたい。

2点目は、12月議会までに策定するとした村の復興計画の議会に対する対応は、どのような手続において行いのか、所見を伺ってまいりたい。

質問の第2は、取り組みが始められました村の復興計画について、議論をするものであ

ります。

村民の声がどの辺にありやなのか。いただいた村の資料によりまして、私は松川の仮設住宅、雇用促進住宅から始めた個別訪問、吉倉の公務員住宅と国見、相馬仮設住宅を残すのみとなっております。総じて、家族がばらばらで、高齢村民の多い住宅訪問と感じてまいった次第であります。高齢者の多くは、一日も早く村の家に戻りたいとの一心を訴えておりました。失業した壮年の方からは、残念ながら、少数なのでありますが、除染と復興より、損害賠償金をより多くとってもらいたい、子供が帰れないのに大人が帰れるのか、など、懐疑的、絶望的な発言を訴えている方もおります。私の総合的な判断としては、村と議会は、村民に対して、今ある状況、復興計画と除染について、情報の発信力が弱いと言わざるを得ないのであります。村長も議会も、村の外に対する情報発信は十分であります。内なる村民に向けての情報発信には足りないものがあり、行政と村民に乖離が生じている状況が見えるところであります。

このような中で、村に戻るだけの復興計画では不十分なのではないか。原発災害は、天災ではないのでありますから、災害を復旧するだけの復興計画では、放射線量の低下だけが目標になってしまうし、低線量にたとえなっても風評被害が待っておりまして、とても帰れる村とはならないところであります。よって、村に帰る望郷心を大切にしながらも、飯舘村に新しい村をつくって帰還する新村建設に考え方を变える必要があるのではないかと。村と議会、そして、村民の意識改革をこの際訴えるものであります。

新村建設では、基幹産業の農業、特に水田、畑、草地を含め、表土のはぎ取り除染だけではなく、担い手不足を解消するためにも大規模の土地区画整備計画も意識の改革として必要なのではないかと。

新聞に載っておりました仙台市内の農業法人舞台ファーム代表取締役の針生さんのお話では、40ヘクタール経営なさっている方なんです、その水田の65%が津波で流されたそうで、今、彼は放射能調査施設を持つ水耕栽培、加工施設などの野菜工場をつくる構想を持って、このことに意識転換しているという話であります。生産物と商品に対する責任を持って市場や顧客を探す戦略を描くなど、この人の意識が変わっていることに私は気づきました。

除染に欠かせないのが山林の除染であります。村土の7割を締める林地除染は、雇用創出のチャンスととらえ、伐採と搬出だけの雇用から、木質バイオマスによるバイオメタノールの精製販売を通じて雇用をふやし、放射能ごみの減量化を図ってはどうか。除染後の植林、幾人も雇用が生まれます。ただ、伐採後に杉、ヒノキ、松の植林ではいかがなものか。専門家の教えを受けていく必要があると思うのであります。放射線量の高い線量地区の飯舘村、計画避難地区の本格除染は来年から始まりますが、20キロ圏内の危険地区に先駆けてのモデル除染とモデル復興になるのではないかと。

村民が心を一つにして、一丸となってこの難局を乗り切る気概が必要ではないでしょうか。村に帰還する強い意思のもとに復興計画という希望の旗を掲げ進みたいと私は思いますが、村長の基本方針をこの際伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の地方自治法の改正の問題でございます。二つありますが、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

地方自治法の改正に伴いまして、その地域における総合的かつ計画的な行政の運用を図るための基本構想については、議会の議決の義務づけが廃止ということになりました。この件については、昨年の12月議会の答弁で、村は独自の条例を制定し、議会が基本構想の議決ができるよう新たな条例を定めることとしてお答えをしたところでございます。今回、策定いたします復興プランは、総合計画の基本構想ではありませんので、議会の議決という形をとるのかどうかはこれから議会と相談をさせていただきたいというふうに思っています。今後、村の復興を議会の皆さんと一緒に進めていくことはとても大切な重要なことですので、これから設置をします復興会議にも議会代表に加わっていただいたり、災害復興対策特別委員会などの場で皆さんと十分話し合っただけで復興プランや復興計画を策定してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いするところであります。

村の復興計画については副村長のほうからお答えをさせていただきます。

副村長（門馬伸市君） 私のほうからは、第2点目の復興計画についてお答えをいたします。

まずもって、ただいま他の取り組みの事例発表と申しますか、事例を提案していただきまして、本当にありがとうございます。

現在検討中の復興プランでは、もとに戻す復旧ではなくて、震災前よりすばらしい村にしていくという村の新生、再生を目指したプランをつくっていくことが大切だというふうに考えております。今まで行なってきた雇用対策も継続してまいります。村の再生、新生という観点から、雇用の創出と農林業の再生について、村の基本的な考え方についてお答えをいたします。

まず、農業については、例えば花卉栽培に特化をするとか、土によらない野菜の水耕栽培、今提案もいただきました。あるいはバイオエタノールの原料づくりなど、消費者に受け入れられる農業に転換していくことも必要ではないかと、こんなふうに考えております。

次に、林業については、山林の除染を同時に進めながら、村でも実績のあるチップボイラーなどによる再生可能なエネルギーの取り組みなども、雇用も含めて有効ではないかと考えているところであります。

これらの事業を実施をしていくことはそう簡単なことではありませんが、勇気をもって新しい産業の創出や産業の転換を進め、新たな雇用を生み出すことで村の再生、新生を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご協力のほどお願いをいたします。

12番（佐藤長平君） 村は基本構想の議決について条例を定めるということですが、3月に、議会が出すのか、村長サイドが出すのか、村長の判断を伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 実は、こういう事態になる前に、12月に答弁しておきまして、平成26年まで今の5次総が続きますので、次の部分については、基本構想、独自で村の条例をつくって議会のほうに提案をしたいということでありました。ところが、今回、こういう事故になりましたので、今度は復興プランの部分が出てくるんですね。ですから、復興プラ

ンについては12月に一応仕上げると、こういうことで今スケジュールを組んでおりまして、村としては、一方的に条例をするということではなくて、今、村長のほうからお答えをしたように、議会の皆さんともご相談させていただいて、復興プランは議会で議決すべきだと、こういうことになれば、12月に仕上がる予定ですので、もし、条例をつくることになれば、その前段、10月、11月ごろには条例化をしまいたいと、こんなふうに考えているところではありますが、いずれにしても、議会の皆さんにご相談をさせていただきたいと思っております。

12番(佐藤長平君) 私、バイオエタノールの提案をしました。バイオエタノールのプロセスの中で、実は、チップもペレット状で出てくるのでありますが、これは放射能が付着しております。残念ながら、今の状況の中では放射能ごみとして廃棄処分せざるを得ないのではないかと。チップボイラーとしてこれを利用するためには、今の技術では万能フィルターが開発されていないという欠陥がございます、長期的にはそれもクリアされていくんだらうと思っておりますけれども、現時点はチップボイラー用にはならないという、私は判断をしているんですけれども、その前に、山の除染はいわゆる山の木を切り出し、枝葉を大量に扱うわけでありまして、これをそのまま放射能ごみで処理をするというのは、やはり、減量化の意味からして非常にもったいない。そういう意味で、バイオでエタノール化して、今の技術では、あるいは今の法律で、ガソリンに3%まで混ぜることができるというものでございますから、当然、飯舘村の、いわゆる計画避難のモデル地区の山の除染については、バイオエタノールをつくる木質バイオマスというものが必ず必要なのではないかと。ほかの省エネルギーあるいは新エネルギーに際しましても、太陽光だと太陽光のパネル会社にほとんどお金を持っていかれるという感じがあります。それから、風力発電についても風力をつくる会社にほとんど利益を持っていかれてしまうということで、このバイオエタノールを精製する工場をつくるというのが我が村にはやっぱり一番適して、なお雇用が生まれるのではないかとというふうに私考えているんですけれども、この際、村長にその所見を伺っておきます。

村長(菅野典雄君) ご指摘のように、飯舘村、先ほども話しましたが、1万7,000ヘクタールの山林があるわけでありまして。したがって、除染ということになると、この山との戦いというものが一番のネックになりますから、当然、そこをどういう形で除染していくか、乗り切っていくかというところで、今、ご提案のあったような形というものが考えられていく可能性は十分あるのではないかなという気がします。このバイオエタノール、つまり、いわゆるエタノールのほうにするというのは、何か、前もって聞いておりますと、新潟にそういう工場が既に十何年前からあるということでもありますから、そういうところを皆さん方とまた見学をして、除染した山の木をどういうふうにこれから使っていくかというものも大切なことではないかと。あるいは、場合によっては、なかなか米をつくっても売れないということがあるのかもしれませんが、除染の仕方によっては、そういうものもまたバイオエタノールに変えるということもできるのかなと、こんなふうに思っています、何とか、そういうものがまたある意味では、国家プロジェクトで村の中に一つの例として入れていくと、こういう要望も必要ではないかとというふうに思っていますので、これから、復

興会議の中で復興プランをつくっていく予定でございますので、何人かの方に議会からも入っていただく予定であります。入る、入らないにかかわらず、ぜひ、いろいろな案を出していただいて、村独自の復興プランにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変いい話をいただきまして、ありがとうございます。

12番(佐藤長平君) 再生可能なエネルギーということで、山の伐採については、20年計画で材料がそろわなければならない。その後についても、この間、ドイツのほうに中学生が行っていらっしやって、その報告を受けました。ドイツでは、牧草地、それから、デントコーン畑をつくっているんです、牛がないのに。これは刈り取ってバイオマスにして、電気を出して、売電をして生計を立てているという話を、この間、子供らに聞かされました。ですから、山の除染については20年間でしようけれども、将来的には、今の村のそういう牧草地、あるいは、多分、デントコーンというのは発酵時点の栄養剤だと思うんですけども、そういうつくり方になるのかなというふうに思っています。私が思っているバイオ施設の、大坂の件は、サッポロビールがビールかすを入れて栄養剤にしているというシステムになっているようであります。そういう意味では、私らの村、永久にこの事業が息づくのではないかとこのように私は期待するのですが、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 実は、母校であります帯広畜産大学のほうから、ヒマワリよりもデントコーンのほうが多分かなり吸収はするはずですよという話はいただいているところであります。ヒマワリはごらんとおりでありますから、やはり、セシウムを吸収するということがさることながら、我々は畜産の村ということで、デントコーンづくりは非常になれていると言ひますか、できるわけでありますから、そういうこともしながら、今お話をいただいたような、売って生計を立てるといふのもできるのかなというふうに思ひまして、いろいろなことがこれから考えられるのではないかとこのように思ひますので、私らも一生懸命勉強していきたくと、このように思ひますところであります。

12番(佐藤長平君) 復興プランをつくるわけでありますが、単なる再生ではなく、やっぱり、新しい村をつくって我々が戻っていくという、この気概がやっぱり必要なんだろうというふうに思ひます。そうでなければ、風評被害等々を考えますと、たとえ、放射能がゼロになっても帰られない村になってしまひます。ですから、今度の復興プランでは、今までの村を復旧していくというだけでなく、もう一度、新しい村をつくっていくんだというふうに、やっぱり、意識転換を図る必要があるのではないかと。村民に対しても、村も、議会もこの意識改革のために、やっぱり汗をかくという努力が今必要なのではないかとこのように、私、気がするんですが、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 全くそのとおりだというふうに思ひまして、大変前向きな提言を、あるいは案をいただいたわけでありますから、しっかりと復興プランの中にそういう趣旨を盛り込んでいきたくと、このように思ひますところであります。

12番(佐藤長平君) 先ほど私が言ひました仙台の針生さんの話であります。意識を改革しているんですね。今までは農協に出せばいい、市場に出せばいい、お金になればいいというのが農業だったんですけども、消費者に、今度は、本当に放射能に対して責任を持

たなければならなくなってくるんです、私どもは。ここをやらないと、他産地との競争には打ち勝つことができないというふうになっていくと思うんです。そういう意味では、生産者自身、村民自身でありますけれども、生産者に責任を持つ、その考え方に立った農業なり、さっき提案があった花などなど、そういう意識改革をする必要があるのではないかというふうに私は思うし、村民にもそういう情報発信をしたいなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 多分これまでのいわゆる10年計画をつくるのとは全く違う発想でないと、この放射能汚染には勝てないだろうというふうに思っているところであります。したがって、今、一つの方針、方向性と、こういうことで計画を練っているところであります、今お話をいただいたことなどもこれから頭に入れて会議を重ねていきたいと、このように思っているところであります。ありがとうございます。(「終わります」の声あり)

副議長(志賀 毅君) これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

副議長(志賀 毅君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

ご苦労さまでございました。

(午後3時34分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月26日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

飯 館 村 議 会 副 議 長

志賀毅

” 会議録署名議員

佐野幸正

” 会議録署名議員

菅野義人

” 会議録署名議員

大和田和夫

平成23年9月27日

平成23年第9回飯館村議会定例会会議録（第3号）

平成23年第9回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成23年9月22日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成23年9月27日 午前10時00分				
	閉議	平成23年9月27日 午前11時41分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	9番 大谷友孝		10番 佐藤八郎		11番 志賀毅	
職務出席者	事務局長 但野誠		書記 菅野久子		書記 今井一起	
地方自治法の 第121条のよ り規定のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤隆明	○
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	
	農業委員会 会長	菅野宗夫	○	農業委員会 会長	高橋一清	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記	中井田栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年9月27日(火)・午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 6～7番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行ないます。

きのうに引き続き、通告順に発言を許します。3番 北原 経君。

3番（北原 経君） おはようございます。

第9回定例議会に2点ほど質問をさせていただきます。

原発事故以降、村は自主避難で、小さな子供のいる家族、妊婦さん、弱者の方、また、鹿沼市への自主避難の上、4月22日計画的避難の道を歩んできました。目に見えない放射線の恐怖から、村民も、行政も、全く大変な半年でした。しかし、その間、村民の方からは、村が執行していることがわからない。情報が入ってこない。情報が遅い。村民の意見が入っていないなどの声が飛び交っていました。

そうした点から、質問の1点目は、今回の復興プランの作成に当たり、若者とお年寄りの意見の温度差があるのに気がつきました。仮設住宅に入居されている3割、特に県借上げ住宅に7割の方の声、広く村民の意向アンケート調査をし、今後、避難生活が長期化の中で、不安を取り除くためには随時決まったことを村民にスピーディーに説明する必要があると思うが、考えを伺うものであります。

質問の2点目は、見守り隊の現在と今後のこの厳しい冬期間の人員の確保、安全なパトロール実施について、除雪、吹きだまり対策はどうか。各個人の車では、冬期間、タイヤ等などの不備から安全性が保たれないため、見守り隊のパトロール用自動車の確保をすべきと思うが、村としてどう考えているのか。また、夜間の見守り隊の駐車場の照明対策はどうなっているのかを伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 3番 北原 経議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ごらんのように、避難が始まってからかなりたっているわけではありますが、約、お盆前に大体避難が終わったわけであります。その結果、1,700程度あった戸数は2,600ということでもありますから1世帯が二つ、三つに分かれて生活をする。こういうことで、しかも、住んでいるところが、今までの各行政区という形で我々の頭の中に入っているものとは全く違う状況になっておりますので、そういう意味で、村のほうで避難生活を進め、しかも、その人たちとのつながりを持つと、こういうことで、今ご質問にあったように、なかなか

思うに任せなかったということは、当然、努力はいたしましたけれども、あつたということは認めざるを得ないし、また、反省もしなければならぬなど、このように思っているところであります。広報、お知らせ版も大体定期的に出るようになりましたし、また、これからそれぞれの避難先の自治組織、あるいはその他の会合などを密に求めながら、村の情報をしっかりと皆さん方に知っていただく努力をさらに努めていきたい、このように思っているところであります。

なお、村民の声をどういうふうにもっと吸い上げていくかと、こういうことになると、やはり、一つの方法としては、アンケートということもあるのかなという気がします。どちらかというと、今まで、世帯へ送っていますと年配の方の声だけということですが、今回、2,600になった世帯にそれぞれアンケート用紙などをお配りさせていただければ、若い人たちの声なども聞けるのではないかと、このように思っております。全くこれまでの状況とは違っておまして、そういう環境になっているわけですので、このような避難状況の中でどういう考え方を村民が持っているのか。あるいはどういう状況に置かれているのか。何が問題なのか。やはり、この避難が終了した段階で、次の段階にはこのようなアンケートもこれから考えていかなければならないのではないかと、今準備に入っているところでありますので、その節は、調査にご協力をいただいたり、あるいはまた、調査の結果はできるだけ早く皆様方にお知らせをして、皆様方の声として、こちらの村政の中に生かしていく努力をしていきたい。このように思っているところであります。

他の質問は担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

住民課長（大久保昌憲君） 私からは2点目の見守り隊についてお答えいたします。

見守り隊につきましては、現在、約380人が各行政区ごとに24時間3交代制でパトロールを実施しており、6月以降、重大な犯罪や盗難等の報告もなく、とりあえず安心をしていたところでありましたが、残念ながら、9月25日の夜、岩部の住宅に不審者が侵入して、見守り隊が通報して窃盗未遂で逮捕されたという報告がありました。

また、これから長く厳しい冬の到来ということですが、除雪体制や路面凍結時のパトロールについて、隊員からも心配の声が出されております。今後、見守り隊長会議等を開催し、柔軟な対応も視野に入れながら、隊員の安全確保を最優先に考え、関係機関と連携して冬期間の人員確保と防犯に努めてまいりたいと考えております。

なお、具体的に除雪、吹きだまり対策はというようなご質問、あるいは車の確保、駐車場の照明等のおただしもありましたが、今後の課題として検討してまいりたいと思います。

以上であります。

3番（北原 経君） 今、回答いただきましたが、なかなか、村民は今避難生活をなされ、情報が入ってこないため、精神的にもかなりまいっております。しかし、村長、仮設住宅等は訪問されてお話をしたようですが、その7割の一般住宅、その方々に対する意見の交換が大変必要ではないかと考えております。ばらばらだからといって、その手段がないわけではなく、例えば投書箱であったり、交換文のような、そういった交換日誌みたいな、山

古志村で村長が行なったような、そういったような手段もとって、やはり、村民の意見をきちっと把握するべきと思いますが、再度伺います。

村長（菅野典雄君） いわゆる投書といいますか、そういうものを今ご提案いただきました。もし、そういうことが効果があるというか、我々と住民とのつながりが深くということであれば、これから配る文書の中に、何かありましたらというところで、またそこで文書の交換をできればなお結構だなと、このように思っていますので、参考にさせていただきたいというふうに思っています。

なお、いわゆる7割の借り上げ住宅に入っている皆さん方、どうしても、やっぱり、役所ですので、全体に一律に声かけをしないとだめだと、こういう思いがあると、どんどん、どんどん、やっぱり、日程的には遅くなっていくということがあるのかなという気がします。ですから、必ずや、おれは声かからなかったとか、何かあったとか、いろいろこれはあるわけでありすけれども、ある意味では、こういう緊急事態ですので、できるところから、どんどんと進めていくという形に、村民の皆様方などの、あるいは皆様方のご理解をいただかないと、どうしてもやっぱり後手、後手に回るということに、時間がかかると、こういうことになりますので、借り上げ住宅のある地区のところからは、「我々で知っているところで集めるから、役場から来て話ししてくれればいいんじゃないの。組織化を待っていたのではいつになるかわからないよ」と。こういうような話もありまして、そうしますと、当然、そこに今申しましたように、声かかった、かからなかったということがありますが、何せ、いろいろな形で皆さん方との情報交換をしないと、こういうときでありますので、大変だなという思いは今のご質問でもわかりましたので、いろいろな手をこれから考えていきたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

3番（北原 経君） 大変、こういう有事の際ですから、確かにスピーディーにやらなくてはならないということは私も理解するところですが、やはり、村民は、今、村がどうするかということが一番不安がっております。先ほども申しましたが、やはり、随時、今話題になっていること、決まったこと、それをやはりスピーディーに村民に、広報でも、いろいろなことで出す。また、先ほど申しました投書並びに交換日記みたいな文書みたいなもので、やはり、常に村民の考えを反映させる考えを持っていただきたいと考えております。

今回の復興プランに仮設住宅でひとり暮らししているおじいちゃん、おばあちゃん方、県の借り上げ住宅等で周りが本当に知らない方々だけで、若い人たちは仕事に行ってしまう。そういう方々のケアも考えて復興プランは進んでいるのか、その辺を再度お聞かせいただきたい。

村長（菅野典雄君） 現在、進めているのは、大枠の方針といいますか、考え方というところでございまして、これから、そういう方向性に沿って、現実にはどういうことをやはり住民にしていくかというものを、具体的な施策をこれから議会の皆様や住民の皆様方と進めていきたいというふうに思っていますので、その折にご提言いただければ、できるもの、できないもの、あるとは思いますが、少しでも、やはり、皆様方に寄り添う形での施策を進めていくというのが復興プランの原点ではないかと、このように思っているところ

ろであります。

3番（北原 経君） 先ほど申しました山古志村の村長も、こういった交換文みたいなものをとることによって村民の考えを得ることができ、今、70%のやっぱり帰村ができたという、そういう事例もございますので、どんどんそういうものを取り入れて村の今後の復興に努めていただくようお願いいたしますが、再度、お聞かせください。

村長（菅野典雄君） いいお話をいただきましたので、内部で検討を前向きにさせていただきたいというふうに思っております。

3番（北原 経君） それでは、質問を変えます。

先ほど、見守り隊の答弁をいただきましたが、大変、冬期間、凍結並びに大雪、吹きだまりとなりますと、今、皆さん、2人で見守りをして、軽トラックでなされているようですが、今後、冬期間になりますと、都合があつてちょうど来れなかつたりすると、一人では見守り隊はしてはならないというきちとした決まりがございますので、やはり、3人乗れるような車をちゃんときちっと準備して、警備をきちっと図れば、今回、うまく盗難防止をすることができたようですけれども、今後、冬期間、そういった面から、3人でできるような車を準備すべきと思いますが、その辺をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 飯館村は、ごらんとおり、山間地でありますので、間違いなく今までのような気候とは違う冬がやって来るわけにありますので、今、ご質問にありましたような、いわゆる体制というものをどういうふうにとっていくかというのがこれからの課題だなという気がいたします。先ほども、担当課長のほうからありましたように、きょうの新聞に飯館村の見守り隊のおかげで防犯が一つ解決したと、盗難が解決したと、こういうような大きな記事が載っております。本当におかげさまだなど、こんなふうに思っておりますので、そういう意味から、冬期間も決して安心はできるわけではありませんので、車の今の件、それから、除雪の件、あるいは駐車場の暗いところでそれがどうなのかとか、いろいろあるだろうと思いますが、すべてができるわけではありませんけれども、やっぱり、村民の安心を守っていただく方の安全のためにもいろいろなことを考えていかなければならないのではないかと、このように思っています。

ただ、3人体制ということができるかどうか。つまり、そうしますと、多分、回転が早くなるということになりますと、いわゆる年間の20ミリシーベルトを守れるか、守れないかということもございますので。なお、一つの案としてお聞かせいただきましたので、その辺ができるかどうかということも含めて、冬に向かつての防犯パトロールのあり方を内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

3番（北原 経君） 私、ちょっと防犯の、一番館にちょっとお聞きしたところ、急に隊員が休む、それによって、1人の方では見守りはしてはだめだと、ということは、その間があくことになる。そういったことはやはり防犯上好ましくない。そう考えるわけです。ということは、2人であるということは、だれかが急に1人休むようになれば必ずそういうふうになる。3人だと、1人が休んでも、2人だとそれは実行は可能である。その辺からして、3人が大変好ましいのではないかと思うんですけれども、その辺をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 2人より3人のほう、しかも1人欠けた場合には2人でもできるということですから、理想であるということは十分わかっております。そうなった場合に、一つは、軽トラックではできないと、こういうこともございますし、もう一方では、今申しましたように、回転が早くなりますと20ミリを超えていくと、こういうこともあつてはやっぱりならないわけでありますので、その辺、何かいい案ができるのかどうか、これから検討させていただきたいというふうに思っております。

3番（北原 経君） 飯舘村には、放射線の低いところと、それから、高線量地区がございますして、高線量地区の人員の確保がなかなか今大変だと聞いていますが、その辺はどうなっているか、お聞かせください。

住民課長（大久保昌憲君） 高放射線量の地区につきましては、通常の地区ですと募集を12名ということでやっておりますが、倍の24名ということで募集をしております。通常の地区ですと、一般の地区ですと2日に1回の就労という形ですが、比叢、長泥、蕨平につきましては4日に1回というような形でのパトロールのローテーションを組んでいただいております。全員ですと、募集人員ということで20行政区で348人でありますが、実際には予備等も含めまして、現在では約380の方がローテーションで回っていただいているということでありますので、実際、考えてみますとぎりぎりの状態で隊員の方はパトロールをしていただいているという状況だと思います。

でありますので、先ほどの3人体制というようなこともありますが、そうなりますと、3交代というのちょっと無理なのかなという話にもなりますし、その辺も考えますと、隊長さんにつきましては物すごくご苦労されてやっていただいているということであります。なお、都合があつて休まれる方につきましては、直接ではありませんが、事務局のほうには、休まれるときにはだれかわりの方を見つけていただいて、そのかわりにかわっていただいた方の順番のところへ自分がまた就労していただければいいのかなという、そういう話もしておりますが、具体的には隊長さんにお任せをしておりますので、柔軟に対応していただければいいのかなというふうに考えております。

以上であります。

3番（北原 経君） なかなか3人体制というものが、予算上、人員上、難しいということですが、高線量地域の見守り隊の方々には3日に1回くらい、4日に1回ということで、低い線量のところの方々には1日置きということで、基本的に、一日出て幾らという日当と申しますか、そういった形でいただいておりますので、高線量地域と低い地域の出る日数がかなり違ってきて、仕事をしないでそれに携わるということは全く不可能になってきて、最初は、仕事がない飯舘村からきちっと避難している方という、今はちょっと少し緩和されて、仕事を持っていてもできるような状態というようにしたようにも聞いておりますが、それにしても、月14万いただく方と7万円にしかない方と、その差は半分の金額ということで、かなりこれは差があり過ぎる。そういった関連から、高線量地域のことについても、やはり、少し考えていろいろな策をとって見守り隊が継続をできるような考えをして進んでいかないと継続が不可能となると考えておりますが、もう一度お聞かせください。

村長（菅野典雄君） いろいろご意見を伺う機会もつくっております。課題も、すべてではあ

りませんけれども、ある程度わかっております。今お話をいただいたことも課題としてあるなというふうに思っています。したがって、どこでどういうふうに改善をしていったらいいのか、ある意味では、冬に向かってということもあるでしょうし、今のところ、これは緊急雇用でありますから、3月まででありますけれども、村としては、避難が続いている限り、また来年度もぜひ続けたいというふうに思っていますので、その段階で、今のようないことが少しでも改善できるようなことに、やっぱり見直しがある程度必要だなというふうにも思っていますので、その辺をどこに基準を決めるかというのは、まだ内部でちょっと話し合っはおりませんが、今そうしてご質問をいただいたわけでありますから、改善できるところは少しでも改善していきたいと思いますが、どこかの区切りでない、当たりばったりというわけにもいきませんので、その辺をお含みいただきながら、こちらとしても考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

3番（北原 経君） 高線量区域の方に少し賃金を上げる、また、時間をずらしてうまく持っていくということで、基本的に10万円くらいまでなるくらいまでに何らかの形ですべきではないかと考えますが、もう一度伺います。

村長（菅野典雄君） 確かに、申しわけないなという思いが、地区によってその差が出るというのは申しわけないなというふうに思っておりますので、何らかの改善ができればというふうに思っています。線量の問題と、それからもう一つは、先ほども言いましたように、つまり、ある意味では、役所は公平、公正を守らなければならないという話なんです、そこをやっぱり何らかの形で、住民の立場に立てばそうでない考え方も導入するということになるのではないかなという気がいたします。そのときに、みんなで、こういう有事だから、お互いにやっぱりお互いさまという気持ちを持って、力を合わせて、少しぐらいのいろいろなものは片目をつぶってやっいていこうという、こういう気持ちになっていただかないと、とても村としていろいろなことが住民の皆様方に沿った形にはならない、こういうことでありますので、その辺、これから村としても努力をしていきたいと思っておりますし、今ご提案いただいたことをできるかどうか検討していきたいというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） 7番 菅野義人君。

7番（菅野義人君） 福島市飯野町に移転して初めての定例議会、一般質問の最後ということで、いろいろ提案をさせていただきながら議論を深めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

いまだ経験したことのない原発事故と全村避難を余儀なくされて、村民の皆さんの先の見えない不安とご苦勞の日々を過ごされ、また、執行部を初め職員の方々、また、我々議員としても、本当に悩ましく、神経をすり減らした半年であったように思います。

村の行く末に思いを馳せるとき、一体、我々の果たすべき役割は何なのか。この放射能という目に見えない汚染物質であり、それこそ、今まで専門家の領域に潜んでいたとてつもない厄介者とどのように戦いを挑み、復興という道筋をつけるのか、まさしく暗中模索の状況であります。ましてや、一般村民の方に至っては、極めて動きの遅い原発の収束と

動きの见えない除染への取り組みで、帰村への、いわゆる村に帰る情熱もともすればくじけてしまうことも理解できないわけではありません。ただ、しかしながら、だからといって、我々が村に戻ることに、復興を目指すことをあきらめれば後世に大きな禍根を残すこととなりますし、万が一、短期間での復興・復帰が不可能の状況になった場合に、別な選択をせざるを得ない状況になったとしても、本当に今の段階であきらめることによって村民にとっていい選択ができるかどうか。それを考えるならば、現段階ではしっかりと帰村に向けての方針を持ち続ける。それを村民に示しながら、避難生活をサポートする努力を続ける必要があると、かように考えるわけであります。

先ほど、北原議員からもお話ありましたが、先日、産業厚生常任委員会で新潟県旧山古志村に研修に行く機会を与えていただきました。地震発生後、道路やインフラが壊滅状態になり、全村避難から3年を経過し、約70%の村民が戻られたということでございました。この70%の帰村率に対して評価が分かれるかもしれませんが、あの急傾斜地の多い山古志村を見ますと、これだけの村民がよく戻ったなというふうに私は考えました。高い帰村率を実現できた理由、先ほども北原議員のほうからありましたが、それを聞きましたところ、やっぱり、担当の方のお話ですと、山での暮らしの魅力が忘れられないためではなかったのかというふうなお話でございました。

いただいた資料等で私なりに考察をいたしますと、山古志村の復旧のために約1,000億円とも言われる村通常予算の約30倍もの復旧予算を短期間に投入できたこと。また、国との交渉により、村営住宅を既存集落に設置し、住宅建設困難者に対してのフォローをしっかりと図ったこと。そして、何といたっても、村としての一貫を貫いて村当局の帰村に向けての姿勢を持ち続けたことがその理由に上げられると私は考えております。

さて、翻って、我が村の今後の取り組みについて考えますと、我が村は、山古志村とは違っていて、放射能による汚染でありますから、何といたっても、昨日からの一般質問の答弁にありますように、除染をいかに進めるかが重要であります。特に除染の第一歩として、住環境、宅地周り、居久根の木を含めた対策で住環境の線量をしっかりと下げる、それこそ方策を見つけること。次に、国による現地研究でいろいろ明らかになりましたように、農地などの物理的な方法で表土のはぎ取り、一定程度の線量低下を目指すこと。そして、その上で、昨日議論になりましたバイオエタノールの生産の仕組みを構築し、除染作物を栽培するなり、比較的セシウムの吸収率の高いとされております牧草あるいは雑草等を刈り取り、線量低下を進めること。そして、それに対して、基本的な放射線除染の教育、訓練を実施し、余計な被曝を避けるための最大限の工夫を図ること。一方、低線量被曝に関しては、専門家の見解でさえも分かれております。特に、幼児、子供たちや各個人において、それぞれ感受性が異なる事実がございます。避難継続を希望する者についての権利を確保すること。そして、避難生活の長期化に対応するため、特に、先ほど言われました借り上げ住宅で離れて暮らす方々についての意思疎通できる仕組みを構築すること。それらがとりあえず村で今進めなくてはいけない方向ではないかというふうに私は考えております。それぞれ大きな課題がありますが、これらが必要になってくるということであり

さて、通告した質問に移ります。

まず、効果的な除染のあり方をめぐって3点ほど質問を通告しております。

その1点目としまして、除染に伴う汚染物質仮置き場の設置に関しては、村民の中にも不安視する意見が多くあります。除染作業を一刻も早く進めたいと提案した仮置き場が、国で言う中間貯蔵施設や最終処分施設とならないよう、国に対して早く中間処理や最終処分のあり方等について方針を決めるように強く働きかけるべきであると考えます。また、村の方針として、仮置き場の使用は、国の最終処分の方針の決定後にいわゆる使用していくということを確認すべきであると思いますが、所見を伺うものであります。

次に、国家プロジェクトとして始まった放射能除染のための研究は、間もなくその成果をまとめる段階に来ていると思います。帰村の、いわゆる村に帰るための目標と励みとするためにも広く村民に周知させる努力が必要であると考えますが、これに対する所見を伺うものであります。

次に、3点目として、民間の団体による除染の研究もそれぞれの立場で行なわれておりますが、これらに対する評価と今後の応用について適切に検討する仕組みが求められており、村で委託されました除染アドバイザーの役割と今後の村の取り組みについて、所見を伺うものであります。

次に、避難のあり方についてであります。昨日本日とまた議論ありました民間借り上げ住宅に避難されている方の孤独感、情報不足による閉塞感が指摘され始めております。対策としまして、補正予算等で組みました新しいコミュニティづくり制度の利用や既存行政区の活動、いわゆる飯坂町に設置しました溪泉荘の活用などが考えられますが、問題は、いかにそれを仕掛けていくか、その具体策について所見を伺うものであります。

最後に、特に村の将来を担うべき若者に向けて、多くが村を離れて遠くに避難しております。村のネット情報の技術を図り、そして、その帰村の意識を持ち続ける、そのような工夫を図るべきだと思いますが、所見を伺うものであります。

以上、2項目5点について答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 7番 菅野義人議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、除染についてということでございますが、第1点目、村では除染なくして村への帰還はないというふうに強く考えているところではあります。除染をすすめるということになりますと大量の発生土が排出されることとなります。ご質問のとおり、村民にとりましては、放射性物質を村内に保管するという点については不安を抱かれています。承知をしているところでありますが、国が中間処理場や最終処分場について、今のところ、全く見通しを示さない現状において、除染により排出された発生土の一次仮置き場を村内の国有林野に設置することは、早期の除染を進めるには不可欠であると考えているところでございます。

次に、村内の一次仮置き場の使用は、国の最終処分の方針の決定後がいいのではないかと考えているところでございますが、一次仮置き場が決まらないことには早急な除染が進まないわけでありまして、今回は同時進行という形で進めさせていただきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

なお、確かな情報ではございませんが、10月の上旬程度には、国のほうである程度、一定の方向を示したいものだと、このような話も漏れ伝わっているところでございます。

現在、村では、国に対して国有林の活用をお願いしているところでありますので、その結果を踏まえて放射性物質の発生土の保管及び管理方法などを検討し、努めて、村民に不安のないような置き方なり何なりをしっかりとやっていきながら、村民の理解を得られるように努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、二つ目でございます。

いわゆる飯舘村国家プロジェクトとして、優先的に飯舘村で実験を入れさせていただいているところであります。その結果が去る9月14日に公表されました。この内容の主なもの、村内の5カ所の田とか畑の表土を削り取り、あるいは水による攪拌除去、あるいはいわゆる植物が吸うか、吸わないか、こういう3種類だったというふうに思っております。村の耕起していない農地土壌の放射性セシウムは表面から2.5センチの深さに95%が存在していると、こういうことでございますので、なかなか水に溶けるという状況ではないかと、このように思っていますので、やはり、汚染度が高い地域を含めて、表土や牧草のはぎ取りなどが一番効果的ではないかと、このように考えているところであります。汚染土壌を、また加熱させながら低濃度の溶液で洗浄することでセシウムイオンを低濃度の領域に抽出し、セシウムイオン吸着剤で回収する技術というものもあるようでありますし、200℃で加熱すればほぼ100%のセシウムイオンの回収が可能とか、いろいろな試験があるわけでありましてけれども、非放射性セシウムを対象としているため、実用化には時間がかかると、こういうことでありますので、今後、技術改良を進める中で実用化が可能となれば発生土壌の量を極力減らすということもできるんだろうというふうに思いますが、とりあえずはそう簡単ではないというふうに思っておるわけでありまして。

ご質問の、これらの除染実証実験の経過について、村民の皆様にごできるだけわかりやすい形でお知らせすることが重要ではないかというご質問であります。全くそのとおりでございまして、これまでも村民の集まりのときにその話はしているわけでありまして、これから除染をするに当たって、その辺の国が示した基準なり、あるいは村の実験の結果なり、あるいはこれから進めていく村としての段取りなどを、やはり、一つの文書にして出していくということも当然しなければならぬというふうに思っておりますので、これからも村民に知っていただく努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

除染のほうの最後の質問でございます。村では、7月15日に有識者4名の方を飯舘村除染アドバイザーとして委嘱をさせていただきました。当時の目的としては、土壌汚染に関する村の方針とか、あるいは民間の提案をどうやっぴり選定していったり、あるいは実施のための助言をいただくかということ。それから、三つ目は、除染実施に向けての計画の検討、こんなようなことで進めてきたところでありまして、その結果、飯舘村の除染案というものができておりまして、間もなく県と国のほうに提出をさせていただくことになっているところであります。できているのはもっと早かったわけでありましてけれども、一番のメインであります、先ほどのご質問にありましていわゆる仮置き場をどうするかという

ところの詰めができなかったものですから、延び延びになってしまったということですが、ある程度の国の了解もいただいておりますので、近々にその提出をしていきたいというふうに思っているところであります。

これまで、職員を対象に放射性物質の性質や対策、除染の考え方についての学習会の開催や除染計画の素案などを立てていただいたところであり、また、民間からの除染提案も数多くあり、全く理論の裏づけのないものから、なるほどと思うようなこととか、いっぱいあったわけですが、それらをアドバイザーの皆様方にある程度審査をしていただいていたと、こういうことであります。

なお、アドバイザーということも含めて、今度、リスコミュニケーションの委員会という形を今つくっております。その中に、除染の実務的な計画表というものをやっぱりつくっていかねばならない。このように思っているところでありますので、10月に入って早々にでも、この議会の終了早々にでも、その集まりを持って、順序立て、あるいはだれが、どういうふうに、どうしていくかというところを、国の予算との絡みもありますので、すべてあからさまにもできないところもあるかもしれませんから、できるだけ、そういうものをつくっていかないと進まないということと、それを住民のほうにお知らせをしていくことが、皆さん方の何とか村に戻ってまたやろうという気持ちにつながるというふうに考えておりますので、その辺をこれから大きな課題にして鋭意努力をしていきたいと、このように思っているところであります。

避難のあり方については、担当のほうからお答えをさせていただきます。

以上でございます。

総務課長（中井田 栄君） 私からは大きな2点目の避難のあり方をめぐってについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の新たなコミュニティづくりについてお答えをいたします。

現在、村では、公営住宅、仮設住宅で立ち上がった自治組織での交流事業の開催について支援をしてまいりたいと考えております。既に実施している自治会もありますので、避難村民自治組織連絡協議会などを通じて、新たなコミュニティのための取り組みについて情報交換の場をつくっていきたいと思っております。

次に、溪泉荘の活用については、先日、9月12日に開所式を行い、行政区長や新たな自治会の会長に施設を見学していただきました。先日、開催しました避難住民自治組織連絡協議会でも施設の活用をお願いしてきたところであります。行政区の集まりや複数の行政区での交流事業、避難生活の課題や復興のアイデアを話し合う場として使っていただきたいと思っております。また、村としても、庁内に溪泉荘利活用検討委員会を立ち上げておりますが、最近になりまして、NTTから利活用に当たりまして「溪泉荘」の名前を変えるようにとの話がありましたので、利活用に当たりましては、今後、「いやしの宿いいたて」と施設の名前を改めさせていただきますので、今後は、いやしの宿いいたて利活用検討委員会として健康づくりや生涯学習の場として有効に活用してまいりたいと考えております。さらに、新たなコミュニティづくりのための補助金も議会のご理解を得まして1,000万円の予算化をさせていただいておりますので、議員の皆様からも広く呼びかけ

ていただきまして、ぜひ活用してほしいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、2点目の村のインターネットの充実についてお答えをいたします。

村のホームページについては、各課でさまざまな情報を載せておりましたが、今回の震災を機に、インターネット以外に携帯電話でも広報、お知らせ版を初め、新着情報、村からのお知らせ、義援金について、さらには、教育情報、避難情報、生活情報、各種放射線線量情報など、かなりの情報が見られるように改善してきたところであります。今後は、復興プランの情報などについてもできるだけ掲載するなど、村の将来を担う若者に向けた情報についても充実を図ってまいりたいと思っております。

さらに、NPO法人や大学からの支援を受けて、仮設住宅や公営住宅などとのテレビ会議ができるようにしたり、カメラを飯舘村役場の本庁舎、さらには長泥、比曽、白石、飯樋、笠石に設置をして、村の状況が飯野出張所で見られるようにする事業を準備しているところであり、さまざまな形で住民への情報提供を充実させてまいりたいと考えております。必要であれば、さまざまな情報提供のシステムを使いこなせる専門員をお願いすることも検討してまいりたいと考えております。

7番（菅野義人君） それでは、これから一問一答で議論させていただきたいと思えます。

まず、一番最初の除染のあり方の中の仮置き場の設置の仕方についてありました。答弁の中、早期の除染を進めるために仮置き場が不可欠であるという判断、それから、国の方針の決定と同時進行的に進めていく、それが除染を進めるために必要だというふうな見解を示されました。私、この質問の中に、仮置き場の使用についてはという項目を1項目つくってありました。いわゆる仮置き場が国の中間処理場と混同されるというのが一般村民にとってみれば非常にわかりづらい部分であります。したがって、国のほうで提案されている中間保管場所というものと村の仮置き場というものがそもそも違うものだというメッセージをやっぱり村は発する必要があるのではないかと、そういう点で、まず、見解をお示しいただきたい。

それから、設置に当たっての準備は、もちろん、除染を進めるという意味で、私も同時進行あるいは一歩先に私は整備を進めてよろしいんだろうというふうに思いますが、その使用に当たっては、いわゆる国での最終処分のあり方、あるいは中間処理場の定義が決まってから使っていくという配慮が要するに村民にとって安全・安心を担保するものにつながるのではないだろうか、そのように思うわけでありますので、それについての見解をお示しいただければというふうに思っております。

村長（菅野典雄君） 全く、我々も先が見えない中で、先走りしたくはない。一方で、除染を少しでも進めなければならない。こういう両方からの責めを負いながらもやっていかなければならないということでもありますから、そういう意味で、同時並行ということではありますが、多分、我々がこれから除染を進めるに当たっても、あした、あさってからという話ではないだろうなという気がします。冬との戦い、雪との戦いの中で、でありますから、そうゆっくりはしてはくれませんが、どうしても、やはり、幾ら進めても10月半ば以降かなど、こういうふうに思っています。あるいは場合によっては10月末ぐらいになるのかも

しれません。ここでどうこう言えるわけではございませんけれども、きょうも国のほうと、今回の二次補正で出てきましたものについてのモデルの地区について、朝から打ち合わせをしてきたところであります。それをやるにしても、やっぱりかなりの日数はかかるだろうというふうに思っています。

一方で、先ほど、全く情報は不確定ではございませんが、当然、国・県も中間、最終あたりの具体的な話になるのかどうか、わかりませんが、ある程度のやっぱり方向を出さないと進まない、こういうことはわかっているようでもありますから、多分、同時並行といっても、ある程度の、出方でもありますから、一概にここで言えるわけではありませんが、ある程度のこと国・県のほうから示された中で私ども除染を進めていくと、こういう形になるのではないかと、このように思っているところであります。だからといって、待つというよりは、一步でも二歩でも、除染のことがきょう決めたからあしたからというわけにはきませんので、村としては粛々とスピーディーに進めていかせていただきたいと、このように思っているところであります。

7番（菅野義人君） 放射能除染の設置に当たって、極めて高度の政治判断が求められる場面も来るのかなど。私たち村民あるいは村が除染を早く進めたいという形で、みずから、各自治体の中ではみずからの地域の中に仮置き場をつくりながら早く除染を進めようという動きが今出ておりますが、そのタイミングにちょうど、国が、先ほど言いましたように、中間貯蔵施設ということで入ってきた。これがタイミングの問題、それから、考え方が非常にあいまいな中で、ある意味では、一部マスコミにちょっと違うとらえられ方をしたという事実が過去にあったわけです。ですから、村として、仮置き場の一つの定義というのでしょうか、どういうものを、どういう期間置いてというものをやはり明確に我々がつかんでいないと、いわゆる国の中間貯蔵施設とどこが違うのかというのが非常にあいまいになってくる。場合によっては、それがいわゆる中間貯蔵が最終処分になってみたり、あるいは埋め立てをされてみたりということで、非常に、それが帰村を目指す村民にとって見れば不安の材料になってくるというのが、今置かれている我々の心配ではないかと。ということは、村が設置についてもっと主体的な定義づけを行なう。このことが、今、その不安をなくしていくための一つの方策ではないかというふうに私思うんですが、その辺についての考えはどうなのか、お伺いをしたいと思います。

村長（菅野典雄君） やはり除染を気をもむ余り後で後悔するという話になっては大変なことでありますから、仮置き場を置くに当たっては、村としてはこのような条件でという話を出していくということは非常に大切だろうというふうに思っております。多分、これから計画書を出す。それから、実務の計画書を出す。あるいは、向こうのほうから国の許可がおりてくる。その段階の中にどういふふうに入れていくかということをしつかりと求めていかなければならないなど、こんなふう思っておりますので、先ほど、議会終わり次第、今、県のほうも議会中でありまして、日程の詰めをしているところでありますけれども、その段階である程度のものでできれば、あえて、その機会に村としての基本的ないわゆる仮置き場の定義をできればいいなと思っておりますが、やっぱり、かなり内容を深めなければならないということになりますと、もうちょっと後にならざるを得ないのか

など、こんなふうには思っていますが、いずれにいたしましても、定義づけをもう一度真剣に考えて、箇条書きでもしっかりとやっていきたいと、このように思っているところがあります。

7番（菅野義人君） まさしく、私、この作業がこれからの村の除染に係る部分で大切になってくるのではないかなというふうに思っております。少なくとも、放射能に関して国がいろいろなものでかかわっている。しかも、それが非常に基準があいまいな中で、村としての思いもそこに入ってくる。それが非常に混同されて、我々も、一般村民の方も、非常に村のありようについて不明確になっている。それが不安を呼んでいる。というふうな一連の私は構造を非常に気にしております。そういう点で、村としての主体性を定義の中に入れていく。それがないと、いわゆる何でも村の中に置いて、到底、村がごみ捨て場になってしまうのではないかなというふうな思いで帰村をあきらめるといふように、そんなような構造に結びつかないためにも、私はぜひその定義づけを明確に早くして、やはり、外部に発信すべきではないかなというふうに考えております。

今、国あるいは県のほうに、中間処理場あるいは最終処分場のほうにいろいろ進めてもらうように働きかけはお願いしてきました。その辺の見通し、間もなくできるというふうに私感じておりますが、その辺、村としての見通しについて伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 今までも今のご指摘の件が村のほうとしても心配だったんですね。中間貯蔵施設なるものが、いつ、どこにという、タイムスケジュールというのですか、ロードマップというのですか、そういうものが示されていなかったために今の心配が村民の中には非常に多いと。つまり、仮置き場が、今のご質問のように、いつまでも何十年も続くようであれば、これはとても受け入れられるものではないということですから、国のほうでは、まだはっきり情報はわかりませんが、10月中には、そう遠くないというのですか、10月の中旬ごろまでにはある一定程度のそういう方向性を示すのではないかなという、そんな情報もちょっと漏れ聞いておりますけれども、確かな情報ではありません。そんな情報もありますので、飯舘村だけではなくて、今回、緊急時避難準備区域も一斉に解除になりますよね。そのところもやっぱりそういう心配があるんです。ですから、いつまでも国のほうで中間貯蔵施設を延ばすわけにはいかない時期になってきているわけですね。ですから、もう少し時間をいただいて、村のほうからも常にこの件については一貫して要求してまいりましたので、もうちょっと時間をいただいて、多分10月中には遅くとも示すのではないかなと、こんなふうには思っています。

7番（菅野義人君） 次の質問に移らせていただきます。

いわゆる国家プロジェクトとしての除染のための試験研究についての取りまとめについて、一定程度出たということについて、再度質問をいたします。

答弁の中に、農地土壌の放射性物質除去技術開発事業という言葉がありまして、去る9月14日に公表されたというふうな報告がございました。これを自治組織連絡協議会において説明した内容をもとに早急に周知を図っていくというふうな答弁をいただきました。私、村民にとって必要なのは、ちょっと視点の考え方を議論したいんですが、いわゆる研究成果の報告ではないんですね。いわゆる帰村に向けての実施プラン、復興プランの中にこれ

をどういうふうに組み入れるのかというのが私は村民にとっては非常に知りたい部分なんだらうというふうに思っております。ましてや、試験研究の報告書をそのまま私は報告をしたところで、村民にとって訴えるものは余りないということになりますので、具体的に、飯舘村にとってこのような方法で除染をしていくんだよというものをもっとわかりやすくやっぱり報告していく。村民に訴える力を持ったメッセージを込めて報告していく、この力が求められるのではないかというふうに思います。担当の答弁を求めます。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回、9月14日に出されました今回の除染の技術の部分で村民の方々にどう伝えるかということで、今おたのしいいただきましたように、先日行なわれました村の避難者の方々の代表者会議の中では、この成果の部分、報告書の部分を引用しながら該当する説明、そして、説明の理解をいただける資料という形で配布してきたところでございます。使わせていただいた内容については、報告という形になりますが、実際にどこで何をやったんだというものもやはり村民の方々も知りたい部分なのかなという部分と、それから、やった部分でどのような成果といいますか、数値の結果が出たんだという部分も知りたいのかなという部分と、それから、それぞれ調査した場所の土壌の濃度によってもいろいろな技術が使われるということもありましたので、放射性セシウムの土壌の濃度別でこういう手法が使われるであろうという部分の考え方、それらの部分の情報の提供ということで、大きくは三つの点で説明させていただきました。それから、細々の部分は、私らも読んでもわからない部分もありますし、そこまでは村民の方々にはよろしいのかなという部分でありまして、そういうことで、一応、今回の成果と、それから、今後の土壌除染の考え方、詳しくはまだこれから、先ほど、村長が言いましたように、実施の計画書づくりもありますので、まだまとめていないところでもありますので、土壌の技術の適用についての考え方というようなことで、今のところは出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

7番（菅野義人君） 大変な作業を村が負わなくてはいけないという私は実態を非常にひしひしと感じます。少なくとも、村の今までの産業振興の中で扱った部分でない部分、しかも放射能という特殊なものを、それこそ村民にわかるように訴えていく、これは業務からしますと、まさしく村職員としての業務を私は超えるようなものを要求しているのかもしれない。しかし、土壌の除染がとにかく村の復興に対して非常に重要なポイントを持っているというのは、村当局も認識としてお示しになっていきますし、避難をしている村民にとってみても、やはり、これでめどが立つのか、立たないのかというものに私は大きな関心を持っている。そういう点では、全知全能を振り絞って、これに対して周知をしていくような、ひとつ、ご努力をお願いしたいというふうに思っております。

さきほど答弁の中に、いわゆるセシウムイオン、ちょっと専門的になって恐縮なんですけど、セシウムイオンを吸着剤で回収する技術、これはまだ未完成ながらも技術的には可能になったという話でした。今回の技術会議、第1回目のとき、たしか、プルシアンブルーというものがセシウムを吸収するというので非常に研究者の中では注目をされていたし、飯舘でもぜひそれを応用したいと。昨日の産業振興課長の答弁の中でも、単に洗浄に

よって汚染したものを流し放しではなくて、セシウムを捕捉するための技術が飯館では必要なんだという、そういう答弁がございました。このプルシアンブルーについては、一体どういう研究の結果になったのか、ちょっと答弁いただければ。

産業振興課長（中川喜昭君） 今おたただしいただきましたプルシアンブルーでございますが、今、お話ありましたように、吸着剤につきましては有効な部分の手法ということでありませう。普通の吸着剤というと、粉とか石でまいて、後、土と一緒に回収しなくてはならないという部分がありますが、これは液体でございますので、布地にそのプルシアンブルーというものを塗布させて、そこをセシウムが入っている土とか水を混ぜたものを通すだけでもセシウムがとれるというような実績が出ております。先ほど答弁した中でも、土壌を熱しまして、そこにある溶液を入れますとセシウムと土を分離する。それを別なほうに持っていったところでプルシアンブルーで吸着をさせるという手法が今回出されております。先ほどの吸着剤というのはプルシアンブルーという部分でございます。

それから、今回、伊丹沢で代かきをして、土壌と水を分けて、その中の上水は一応セシウムが入っていないということだったんですが、その濁った水についてはやはりセシウムが入っているということで、それもやはりプルシアンブルーを入れた水路みたいなものを通して吸着させたという実績もございます。

私のイメージとしまして、宅内で、例えば洗浄したものをどこかに升的に穴を掘って、そこにそういう布地のプルシアンブルーのものを入れて、それをただ、布地ですので、引き上げるだけでコンパクトに回収できるというものもありますので、そんな考えもしておりますが、今後、詰める部分いっぱいあるかと思えますけれども、プルシアンブルーについてはそのような成果が得られているということでございます。

以上であります。

7番（菅野義人君） 国における試験について、もう1点だけ、ご指摘させていただきます。

いわゆる当初の5月段階での試験研究の実施計画書の中に、ふるさとの帰還に向けた取り組みとしまして、村の中の重立ったところの土壌の汚染の数値を書いた資料が添付されておりました。皆さん持っていると思うんですが、この中に、飯館村の現状としまして、非常に低線量のところ、比較的低線量のところ、中線量のところ、非常に線量が高いところ、三つに大別をしまして、それぞれの地区で試験をやっていくというふうな当初の計画でございました。たしか、実施計画書までは私目にしていたんですが、実際の研究になったときには、高線量地区の試験というのは行なわれていないというふうに私理解しているんですが、その辺、村はどのように判断されておりますか。

産業振興課長（中川喜昭君） おただしの件につきましては、当初、5月の下旬段階では、高線量ということで、実は長泥の十文字付近の田んぼを利用してやるということでの計画がありました。いろいろ実験前に土壌調査をしながらということはこの場所でもやっておりまして、長泥地区におきましても土壌を採取して、その土壌をはかるということをやったところだったんですが、実は余りにも濃度が濃すぎて取り扱いができなくなったといえますか、薄めてやってみようかということも研究したそうですが、なかなか難しいということでありました。残念ながら、長泥につきましては、このプロジェクトのほうでは外

されたというふうな経過があります。

実は、先日、農水省のほうからも来ていただきまして、村長、副村長からも強く、高濃度の地区もやはり実験をしてもらわないと、やはり、地区に住む方々についても希望を持つとか、そういう部分ができないのではないかというふうに要請の話をしていただきまして、実は、今後、農水省のほうでのモデル事業として村の除染をやる予定で今検討しておりますが、それとあわせて、高線量の地区についても実証実験をしていきたいというふうな話がありました。今後、その方向で進めていただけるようにお話をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） 答弁にありましたように、まさしく、その地区の住民の方からは、試験もできないくらい高い線量なのかと。ということは、復興にかかわる手法がとれない。これは帰村については非常に悲観的だと、そのように実は訴えられておるんです。

昨日からの議論の中で、決して我々は望んでいないこの結果の中になって、あえて、試験として設定していたにもかかわらず試験ができなかったというのは、私はやっぱり村としては許されないんだろうと。何とか工夫をしながら、やはり、線量を下げするための模索をしていくというのが村の私は姿勢なんだろうというふうに思いますので、ひとつ、その辺の覚悟のほどをまず示していただきたいというのと、それから、具体的に、今度、今、ちょっと論点を変えて、これからまた別な試験の中で取り組みたいというお話でございました。どのような試験を高線量地区でやろうとしているのか、それについてもお伺いをします。

産業振興課長（中川喜昭君） まず、除染のこれから実施もありますし、実証もこれから出てくるかと思いますが、やはり、今、村の方針としては、村に帰る、それがすべてである。そのためには除染なくしてはできないという部分でありますので、まずは、実証も含め、それから、これからモデル事業等もありますが、それらに、帰村に向けて、できるだけ力を入れながら進めていければというふうに思っております。

それから、これから、高濃度の地区での実証であります。具体的には今のところ出されておられません。今後、当初の計画ですと稲作という考えだったんですが、これからの時期では難しいということではありますが、どのような実証試験ができるのか、これからの時期でありますので、それらも含めて今後検討していきたいと思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） 今回は、国家プロジェクトということでの試験、要するに、国のほうが責任を持ってやるということではありますが、今年度初めて試験をして、その技術を今度除染のほうに生かすという点からしますと、今回だけの試験ですべての私は除染技術がそろものだというふうには理解できないんですね。ということになりますと、いわゆる冬期間にできること、それから、来年のできること、この辺あたりもこれから国のほうに交渉しまして、ぜひ、飯舘村としてはこのような研究をすべきであるという提案を、やはり、これから交渉として進めるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回の成果がすべてとは私自身も思っておりません。今回のや

っぱり大きな部分で有効な手法というものが、土のはぎ取りということが一番であります。これも、きのう、きょうと、いろいろ論議の中に出ておりますが、大量の土を出すということが一番の欠点であります。その置き場の関係でいろいろ議論いただいたところでありますが、今、先ほど話ししました土とセシウムを分ける方法としての部分、違う研究団体からも提案を受けております。私は減量化されるものがあれば、やはり、そういうものを実施をしていただきたいと思います。民間団体であります。そういうものが、ある程度データが、こちらでベクレル単位で出してほしい、全部できちんとしてほしい、そういう部分、きちんと話しまして、そこである程度の結果が出れば、国のほうに進言していきたいというふうに思っております。そのほかにもまだ二つほど提案を受けておるものがありますので、それらについても、草とかそういうものの減容化の実証であります。そういう意味では、今後、そういう提案がありましたら、内容をきちんと聞きまして、きちんとできる団体、それから、研究機関をバックに持っているというような団体にはぜひ進めていただいて、後、いい結果が出れば国のほうに進言していきたいというふうに思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） この後に予定しておりました村の除染アドバイザーの役割の中で、私、そのことについて深く触れたいなというふうに思っておりました。いわゆる民間からの除染の技術の提供あるいは試験研究については、今のところは各個人向けに出てきているものです。特に、以前、山木屋地区でいろいろな団体がそれぞれ研究されているというお話を私したときあるんですが、ただ、私、村としての取り組みは、窓口はやっぱりできる限り一本化すべきなんだろうと。そのために、除染アドバイザーが受け皿となって、その試験をやった後の報告の義務化とか、あるいは分析の均一化とか、そういったものをやっぱりしていくという努力が村としては必要なんだろうというふうに思います。そういう点での除染アドバイザーの役割を、私はもう少し求められるものに直していく必要があるのではないかとこのように思いますが、どうでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） おただしのおりというふうに考えております。私も5月から産業振興課に来まして、数多くの除染の提案を聞かされてきましたといいますか、話を聞いてきたところでもあります。ただ、私自身もセシウム等については無知でありまして、その当時は何を言われているのかさっぱりわからない、空間線量が少なくなればそれでいいんだろうというような思いもした時期もありました。そういう意味では、今回の7月にアドバイザーを設置しましていろいろな勉強をさせていただいて、または、提案を受ける場面にも同席をしていただいて、やはり、内容等の調査などもしていただきました。来る団体につきましても、売名という部分もあつたりとか、それから、マネジメントを考えてきたりとか、それから、全然データも何もなくて、ただセシウムだけ下がるからこの薬をまけとかというような団体もおりました。そういう意味では、今回のアドバイザーの方々と同席をいただいて話を聞く中でいろいろな勉強をさせていただきましたが、やっぱり、そういう意味では、大変提案を受ける中で、今後とも、そういうアドバイザーの方々いろいろな助言等をいただいて評価などもしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

7番（菅野義人君） 避難のあり方について、若干議論させていただきます。

民間借り上げ住宅のコミュニケーションのとり方について、昨日、伊東議員のほうからも質問ありました。本日もいろいろありました。

私の質問の中にも提案をいたしました。基本的に、仮設住宅のコミュニケーションのとり方と民間アパートのコミュニケーションのとり方は全く違うんだらうなというふうには思っています。物理的に、まず、一緒に箇所に住んでいないというのが事実あります。いろいろ情報、箇所の問題ありますが、求める情報についての確に届けられるという方式が私は一番なんだらうというふうに思っています。そういう点で、例えば溪泉荘の活用について、もっとあそこを情報提供の場所として充実させるというふうな方式、方法を考えることができないのか、その辺についてちょっと見解を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 村のほうでは、今までも、ある意味では、広報、公聴という二つの行政の役割を持っていますけれども、広報のほうはどちらかという、ある意味では、お知らせ、いろいろな形でしてきましたけれども、公聴という、そういう場所が少なかったのかなと、こんなふうに思います。こういうふうに離ればなれになりますと、特にそういう意見を聞く場が大切だなと。あるいは情報の周知ももちろんですけれども。どういう形がいいのかわかりませんが、周知の方法としては、浪江だったですかね、全戸にうちらほうで考えていた端末機みたいなものを置いて一斉にお知らせをしていく。あるいは、お知らせだけではなくて、返しもあると。村のほうで光を入れるときに考えていたそういう手法も、今、業者のほうでそういう提案させていただきますというものもあるみたいなんですね。ですから、周知の仕方ですよ、そういうものも一つの方法かなと。

それから、意見を聞くということについては、モニター制度、村民の村政に対する意見なり、提言なり、そういうものを出せる、そういうモニター制度といいますか、こういうことになれば、そういうものも一つの方法かなというふうに思っています。単なる、場所に行って話を聞けばいいではなくて、村民が、何人モニターを委嘱するかは別にしても、ある程度の、お年寄りから若い人まで、村民の30人とか50人ぐらいのモニター員を委嘱してそういう提言をもらおうと、そういうものも意見を聞くには有効なのかなと。これはいつからするかは別にしても、後、庁内で詰めて、そういうモニター制度なんかも、こういう場所、こういう避難している際には有効なのかなというふうに思います。

それから、溪泉荘の利活用の話であります。多分いろいろ考えて利活用はしますけれども、あそこにいるスタッフのあそこの運営管理の仕方によっても、村民の皆さんが集う機会が多くなる、少なくなるという大きな要因になってくるのではないのかなと思います。私らも、ホテルとか旅館に行った場合に、その対応が悪いと二度と行きたくない、ということでもありますから、幾ら仕掛けても、そこにいるそういうスタッフの教育なんかも充実させていかないと、ただ、そういう受け付けだけをしていればいい、お掃除だけをしていればいいわけではなくて、村民にいかにそういう仕掛けていくかというまで役割を担っていただかないと、幾らそういうことを組み立てても難しいのかなと。

それから、お知らせのアンテナショップみたいな、情報のアンテナショップみたいな形のものではできると思っていますので、それはどんどんやっていきたいなと、このように思っています。

7 藩（菅野義人君） 今、答弁いただきましたが、「溪泉荘」ではなくて「いやしの宿いいたて」ということなんです、いやしの宿、それはやっぱりそこに行けば村の最新情報が手に入るよと、場合によっては口伝えに聞けるよと、そういうふうな取り組みまで、ある程度スタッフの中でできるかどうか。私はやっぱりそういうことも必要なんだろうと思うし、それから、この間、松川町でのイベントを見まして、久しぶりに再会した地域の人たちが非常にお互いにきずなを深めるいろいろ交流をしている。あれを見ると、いわゆる仮設住宅について、民間のアパートの方々も場合によっては行って交流を深める。そのような仕掛けも私は必要なんだろうと。特に、まだ避難して日が浅いですからいいんですが、これが時期が過ぎていきますと、やはりそういう工夫も私はこれから必要になってくるのではないかというふうに思っていますので、ぜひ、いろいろ前向きに検討していただきまして取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

最後の質問に移りますが、特に村を追われた若者に対する働きかけ、これについて、私はホームページを充実させるべきだというふうに質問の中で答弁を求めました。いろいろとホームページの中、充実されていることは非常にわかるんですが、私、非常に情報が決まったものしか流れていないという、その辺が若者にとっては非常に不満を持っている。もっと、村がどういうことを考えて、どういう取り組みをしているのか、現在進行形で知りたい。これはもちろん、議会と接点があったり、あるいは、予算等の部分があったり、非常に難しい部分あるんですが、生としての村の取り組みの姿というものがなかなか見えないというのが、やっぱり、私はよく言われるんですが、それについての取り組みの仕方ができるかどうか、お伺いをします。

総務課長（中井田 栄君） 現在進行形で情報を知りたいということでもありますけれども、なかなか避難したてでありまして、そこまで追いつかないのが現状であります。ただ、現在、内部で検討しておりますのは、一部で、BHNと言いまして、ベーシック・ヒューマン・ニーズという言葉なんですけれども、これはNPO法人で、電気通信関係の方々や団体をつくりまして、そして、そこからいろいろな形で情報のネットワークを支援している団体でありますけれども。現在、テレビ会議ができるように、30カ所、30台でありますけれども、現在も後ろに設置して試験を今やらせていただいているわけですが、これをそれぞれの仮設住宅、それから、避難先、選定をして設置をしていければというのがまず1点目です。

それから、もう一つは、SNSと言いまして、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、これはウェブサイトでご承知だと思いますけれども、友人、知人のコミュニケーションを図る手段で、大分、会員制でやられているということでもありますけれども。これなんかも、私たちはなかなか携帯を使えないわけでもありますけれども、パソコン上で若者についてはそういうような使い方しているというようなことでもありまして、できれば、そういうふうなウェブサイトを通じてそういうふうな使い方一方では考えていきたいとい

うようなことで、内部検討は一部しておりますので、できる限り早い段階でそういった取り組みを避難先に入れていきたいというふうに考えておりますので、その節はまたご相談をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

7番(菅野義人君) 幸か不幸か、飯館では、光回線は実現できなかったんですが、避難先は、結構、光回線が活用できるという利点があります。ある若い方にいろいろ聞いてみたんですが、いわゆる、今はパソコン上でもスカイプというものがあって、お互いがお互いの顔を見ながらいろいろしゃべることができるという、そういうふうな情報の伝達の仕方もあると。我々とは違って、特に年代の若い方については、そういった方法を駆使しながらいわゆる村との接点を深めていくという、その取り組みが私は必要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、これからもいろいろ可能性を探りながら進めてもらいたいと。

それから、特に遠くに避難されている若者については、村としてのメッセージをどういうふうに出していくのか。これがこれからの課題であろうと。村のほうでも、ホームページの中に、お知らせの中にですが、たしか、問い合わせの部分がございますね。村に対してのいろいろ質問事項について受け付けていくというふうな部分があります。あれは実態として、一体どの程度の問い合わせが寄せられているのか。私、昔、村のホームページの中に書き込み板がありました。非常に書き込み板が荒れて、管理上難しかったというのがありますが、やはり、これから、場合によっては、あの書き込み板を復活させながら、何とか上手に管理しながら、やはり、村とそういう若者との接点を深めていくということも必要ではないかというふうに考えておりますが、これにあわせて答弁をいただければ。

総務課長(中井田 栄君) インターネット上でこのような形でホームページをクリックしていただくと、このような画面が出るわけでありましてけれども、これをさらにクリックすると、今ほどご質問のあったお問い合わせ、ここに行くわけでありましてけれども、この利用については、細部にわたって確認はしていないわけでありましてけれども、今ほどのご質問にありますように、昔の書き込み、ああいった利用の仕方もあるのかなというふうに思いますし、今後、その辺も含めて、どういった形で若者がこの飯館のホームページに集えるような形になるのかも含めて検討させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。(「終わります」の声あり)

議長(佐藤長平君) これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

議長(佐藤長平君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時41分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月27日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤長平

” 会議録署名議員 火谷友孝

” 会議録署名議員 佐藤 八郎

” 会議録署名議員 志 賀 毅

平成23年10月5日

平成23年第9回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

平成23年第9回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	平成23年9月22日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日時及び宣告	開議	平成23年10月5日 午前10時00分				
	閉会	平成23年10月5日 午後01時50分				
応（不応） 招議及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○
	3	北原経	○	4	伊東利	○
	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○
	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○
	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○
	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○
署名議員	1番 松下義喜		2番 飯樋善二郎		3番 北原経	
職務出席者	事務局長 但野誠		書記 菅野久子		書記 松下義光	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田栄	○	住民課長	大久保昌憲	○
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中川喜昭	○
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤隆明	○
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	愛澤伸一	○
	生涯学習課長	浜名光男	○	代表監査委員	渡邊守男	○
	農業委員会 会長	菅野宗夫	○	農業委員会 局長	高橋一清	○
選挙管理委員会 委員長	齊藤次男		選挙管理委員会 書記長	中井田栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年10月5日(水)・午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 村長の追加提案理由の説明
- 日程第 3 常任委員の選任
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 発議第 9号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害の除染対策と復興に関する意見書(案)
- 日程第 6 議案第62号 平成22年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第63号 平成22年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第64号 平成22年度飯舘村診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第65号 平成22年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第66号 平成22年度飯舘村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第67号 平成22年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第68号 平成22年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第69号 平成22年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第60号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第15 議案第61号 平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第70号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第72号 飯舘村までい子育てクーポン交付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第73号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第74号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第7号)
- 日程第21 議案第75号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第23 閉会中の継続審査について
- 日程第24 閉会中の所管事務調査について
- 日程第25 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び追加議案は、お手元に配付のとおりであります。日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

村長から、予算補正案件1件、その他案件2件の追加議案が送付されております。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。9月27日、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が、所管事務調査事項協議のため、それぞれ開かれております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣であります。お手元に配付の報告書のとおりあります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 松下義喜君、2番 飯樋善二郎君、3番 北原 経君を指名します。

◎日程第2、村長の追加提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第74号は、平成23年度飯館村一般会計補正予算（第7号）であります。

既定予算の総額に7,909万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を54億8,662万3,000円といたしました。

歳出の主な内訳は、消防費として災害対策費7,877万1,000円であります。それから、教育費として教育総務費に32万円を計上しているところでございます。

なお、この補正額を賄う財源として、地方交付税、繰入金を充当しているところでございます。

議案第75号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

飯館村草野字七郎内95番地、菅野クニさんを飯館村教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

飯館村草野字赤坂77番地、佐藤敏子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

以上が、提出いたしました追加議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から、追加提出議案について説明を求めます。

（午前10時04分）

（休憩中、総務課長の議案説明）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時11分）

◎日程第3、常任委員の選任

議長（佐藤長平君） 日程第3、任期満了に伴う常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定によって、総務文教常任委員に2番 飯樋善二郎君、4番 伊東 利君、6番 佐野幸正君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、12番 佐藤長平君、以上6人を、産業厚生常任委員に1番 松下義喜君、3番 北原 経君、5番 北山文子さん、7番 菅野義人君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀 毅君、以上6人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

◎日程第4、議会運営委員の選任

議長（佐藤長平君） 日程第4、任期満了に伴う議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定によって、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君、11番 志賀 毅君、以上4人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

◎日程第5、議発第9号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害の除染対策と復興に関する意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第5、議発第9号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害の除染対策と復興に関する意見書（案）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番（大谷友孝君） ただいま議題となりました議発第9号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害の除染対策と復興に関する意見書（案）」について、朗読をして提案いたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故により、本村は「計画的避難区域」に指定され、全村避難を余儀なくされた。

この事故によって、本村には大量の放射性物質が飛散し、宅地、農地、山林など全ての村土が汚染された。特に土壌及び山林樹木に付着したセシウムは、国の基準値を大幅に上まわり、極めて深刻な事態となっている。

このような中で、農林水産省による除染実証事業が実施された。その報告結果から一定の農地除染の方法について示されたが、具体的な除染方法並びに汚染物の中間処理場と最終処分場が明示されない中、本村は除染期間を宅地2年、農地5年、山林20年とし、汚染物仮置き場を村内国有林とした「飯舘村除染計画」を国に提出したところである。

よって、政府におかれては、本村除染計画と今後策定される飯舘村復興計画に沿って、下記事項による技術的、財政的な支援を迅速に行うよう強く要望するものである。

1. 宅地、農地、山林の除染事業については、具体的除染の基準と方法を速やかに明示するとともに、財政的処置については、国の責任で行うこと。
2. 除染物の仮置き場の期間と中間処理場及び最終処分場の設置場所と整備方針を明示すること。
3. 脱原発、自然再生循環エネルギー創出のひとつとして、山林伐採など除染物のバイオマスエタノール精製工場を飯舘村に整備すること。
4. 飯舘村の復興と帰還が終わるまで、損害賠償と村民の生活保障については、東京電力と国の責任で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月5日

福島県相馬郡飯舘村議会議長 佐藤 長平

内閣総理大臣

経済産業大臣

東日本大震災復興対策担当大臣 あて

総務大臣

環境大臣

農林水産大臣

文部科学大臣

以上であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害の除染対策と復興に関する意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、発議第9号「東京電力福島第一原子力発電所事故災害の除染対策と復興に関する意見書(案)」は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6、議案第62号 平成22年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 7、議案第63号 平成22年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8、議案第64号 平成22年度飯舘村診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9、議案第65号 平成22年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第66号 平成22年度飯舘村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11、議案第67号 平成22年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第68号 平成22年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13、議案第69号 平成22年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長(佐藤長平君) 続いて、決算審査特別委員会に付託しておきました日程第6、議案第62号「平成22年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、議案第63号「平成22年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、議案第64号「平成22年度飯舘村診療所特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第9、議案第65号「平成22年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第10、議案第66号「平成22年度飯舘村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第11、議案第67号「平成22年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第12、議案第68号「平成22年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第13、議案第69号「平成22年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長(志賀 毅君) ただいま議題となりました議案第62号「平成22年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」ほか7議案を審査するため、9月28日から29日の2日間にわたり、10人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私、副委員長に佐野幸正委員を選任し、慎重に審議をいたしました。その審査の経過と結果についてご報告します。

本特別委員会の審査の結果であります。9月28日は、各課長等から担当する事務事業に係る経費の決算状況について、詳細に説明を受けました。その後、決算書及び決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料及び監査委員の決算審査意見書をもとに、村長等に対する活発な総括質疑を行いました。

質疑においては、各会計における執行の基本姿勢と成果について及び今後の方針をただし、また、各会計における数値と事業の確認がなされ、多くの意見・要望・指摘などがなされました。しかしながら、このたびの原発事故による影響で、22年度の事業実績を23年度に生かされる事業はごく少数になっており、逆に23年度においては全村民の避難中の安全、安心と健康を守るため、ミニデイ事業、そして心のケアを含めた総合検診事業に力を入れながら、早期帰村に向けた復旧・復興事業の取り組みに生かされるようお願いするものであります。

以上、多くの質疑を踏まえ、議案第62号「平成22年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第63号「平成22年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第64号「平成22年度飯舘村診療所特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第65号「平成22年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第66号「平成22年度飯舘村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第67号「平成22年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第68号「平成22年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第69号「平成22年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の8議案については、本委員会の審査の結果、原発事故によって年内に事業が終了せず、翌年度に繰り越しになるなどの事業もありましたが、これらを除き他の事業については、おおむね目的に沿って執行されており、適切であると認められ、各会計とも賛成多数により原案どおり認定すべきと決定されたので、報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、自席に戻ってください。

これから、議案第62号から議案第69号までの各議案に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号「平成22年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「平成22年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第63号「平成22年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「平成22年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第64号「平成22年度飯舘村診療所特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「平成22年度飯舘村診療所特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第65号「平成22年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第65号「平成22年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第66号「平成22年度飯舘村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第66号「平成22年度飯舘村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第67号「平成22年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第67号「平成22年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第68号「平成22年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第68号「平成22年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第69号「平成22年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号「平成22年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

◎日程第14、議案第60号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)

議長(佐藤長平君) 日程第14、議案第60号「平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番(佐藤八郎君) 17ページの県議会議員選挙費1,066万9,000円、これは今までどおりにはできない状況なんですけれども、立て看板から投票までのやり方なり周知の仕方はどういうふうにされるのか、考えておるのか伺うものです。

総務課長(中井田 栄君) ご承知のとおり、避難をしてきたことによりまして、前にもご説明しておりますように、村の投票区は11でありましたけれども、それを1投票区にして、11月20日の県議会の投票を進めていきたいと。それで、期日前については2カ所で、飯野を常設として、あと仮設ですね、4カ所ありますけれども、相馬、松川、伊達、あと福島の青少年会館を予定していますけれども、そこをキャラバンで、日にちを決めてですね、期日前投票を進めていきたいというふうに考えております。

あと、案内でありますけれども、選挙のPRでありますけれども、方法につきましては郵送で、内容等については村民にはお送りをしたいと。

あと、掲示につきましては、ここにありますように、一応村としてはポスター掲示ですね、今まで村内58カ所やっていたけれども、避難をしてこういう形になりましたので、ポスター掲示はしない方向で今回は進めていきたいというふうに考えております。

10番(佐藤八郎君) 問題は、1投票で、あと期日前が何、仮設全体と青少年会館とか。もう一度わかりやすくしていただきたい。

あとは、この後者の、何ていいますか、この周知なり投票のあり方、全部郵送になるのでしょうか。

総務課長(中井田 栄君) では、もう一度、選挙のやり方でありますけれども、現在、庁内で検討している内容であります。正式には議会後、選挙管理委員会を開いて正式には決定

しますけれども、今現在、補正予算で挙げている内容についてでありますけれども、今まで期日前につきましては役場1カ所でやっていたけれども、それを飯野に常設1カ所置いて、あと仮設、相馬と松川と伊達東、あと、福島市に大分避難をしておりますので、福島市に1カ所というふうなことで、場所としては現在、県の選管とも調整しまして、青少年会館、4号線を行って、南向台を下って行って4号線を抜けて、右側にヨークベニマルがありますけれども、その裏側に青少年会館がありますけれども、そこを会場にしたいというようなことで、現在、期日前につきましては飯野常設と、あとその仮設を回って、今言った場所を回って投票をしていただくようにしたいと。

あと、当日なんですけれども、当日は飯野と、あと先ほど言った青少年会館ですね、その2カ所でやるように当日はしていきたい。

あと、投開票ですけれども、投開票はこの2階の大会議室がありますね、あそこを使って開票はしていきたいというふうに、今のところですね、県の選挙管理委員会と調整をしながら、内部的には検討しております。正式には議会後、選挙管理委員会を開いて決定をしてみたいというふうに考えております。

あと、PRにつきましては、先ほどお答えしましたけれども、郵送で、選挙PRについてはさせていただきたいというふうに考えております。

10番(佐藤八郎君) 県会議員に立候補される方は、選挙公報でお知らせするときに、公平公正に全員に、役場に持ってくればやるということになるのでしょうか。

まあ、事前活動については、それぞれ居場所を探して勝手にいろいろやるようになるのか、今までと大分、私たちの県民の代表として活躍される方々が非常に不便を来すのではないかと思うんですけれども、そういう意味での配慮というか、私たち有権者に訴える方法なり何なりの工夫はどういうふうにされたらいいのか、どういうふうに考えておられるのか。

総務課長(中井田 栄君) 選挙につきましては、おただしのおり、公平公正に進めてまいりたいというふうに考えておまして、県の選挙管理委員会とも、まあ、こういう形で避難をして選挙をするのは初めてでありますので、県の選挙管理委員会のご指導も受けながら、公平公正に選挙が進められるようにしてまいりたいと、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

10番(佐藤八郎君) 確認しておきますけれども、立候補される方は、公報1回のみになりますか、全有権者に周知されるのは。

総務課長(中井田 栄君) 今のところ、来た内容のものをですね、まあ、初めてでありますけれども、県の選挙管理委員会等のご指導をもらいながら、郵送で送ってまいりたいというふうに考えています。

10番(佐藤八郎君) 23ページに、消防費委託料の宅地建物除染事業業務の4,200万円、これの内容と、最終的な放射線量値の目標値は幾らを目指してやるものなのか。

産業振興課長(中川喜昭君) 宅地建物除染事業業務ということで、何度かお話ししておりますが、村としましても、村民の方々から「村では除染しないのか」というような問い合わせがある中、計画的避難区域ということでの説明をしてみましたが、今後ですね、ま

あ、10月末ごろからになるかと思いますが、国等でも除染のモデル事業が始まるということがありまして、やはり村としましては、除染のモデル事業をやっていければということで、今回計上させていただきました。

それで、一応、今のところの計画ではあります、20行政区を対象にしていきたいというふうに思っております。ただ、作業の当たってのやっぱり線量管理がございますので、その辺も考慮しながらということでもありますけれども、一応20区をモデル事業としてやっていければということで考えております。

それで、今後の除染の内容等でございますが、村の除染計画書は出しておりますけれども、実施計画またはマニュアル的なものがまだ確立していないという状況でありまして、実はあしたであります、除染のマニュアル的なもので学識経験者等からその辺のお話をいただくということになっておりまして、それを含めまして、庁内的にまずは計画なりマニュアルを確立しながらやっていければというふうに考えているところでございます。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 説明ですと、モデル事業で、1カ所100万円で行政区2カ所、各行政区ということでありましたけれども、線量値が違う、あと例えば各行政区2カ所といいますが、敷地面積の広い方、狭い方、いろいろあると思うんですけれども、最終的に、今、課長が言いました取ったものを、じゃあ、どういうふうに仮置きしていくんだということもあります。

あとは、そのやることで、10分の1に下げたいのか、5分の1に下げたいのか、目標値はわかりませんが、今答弁なかったのでもわかりませんが、その辺の基本的に、4,200万円使うにしては余りにもきちんと計画されていないなと思うんですけれども、まあ、あしたの専門家を交えたマニュアルづくりというお話もありましたけれども、そこではどの辺まで煮詰まるものなんでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今、佐藤議員からのおただしのおり、除染を進める中でいろいろな問題が出てくるかと思えます。

先ほど言いました線量の、どこまで下げるのかという目標値ですね。除染計画の中では年間1ミリと言っておりますが、これは村がすべて除染をする中で最終的な目標値であります。ただ、今回のモデルでやりますと、ある一画の部分ということになりますから、その場所についてはある程度の線量が下がるかと思えますけれども、ただ、また何日かすれば、周りの放射性物質の影響で高くなるという可能性もあるかと思えます。その辺につきましても、私どもが半分にするとか、3分の1にするとかという思いがありまして、なかなかできるかどうかはわからないという、今現状であります。そういう意味では、あしたの学識経験者を交えた中で、その辺を検討させていただければというふうに思っております。

あと、仮置きの件でもありますが、これについても、今のところ一時仮置き場の部分もきちんとしていない状況であります。この辺の取り扱いについても、検討していかなければならないかなというふうに思っているところでございます。

あと、伊達市とか南相馬市、福島市のほうでもモデル的な除染をやっておりますので、

それらも参考にする形になるかというふうに思っておりますが、そのような形で進めていければというふうに思っているところでございます。以上です。

- 10番(佐藤八郎君) 同じページに、教育費のほうで備品購入費、線量計100台分ということで挙がっておりますけれども、どんな線量計で、どんな使用をして、いつ、まあ、月に1回とか、どういう、この線量の値を見てどういうふうにされるのか何うとともに、いつ、これは購入して、入るようになるのか。

教育課長(愛澤伸一君) 23ページの備品購入費、線量計の購入を予定しております。

内訳といたしましては、個人線量計、およそ10万円程度のものを想定しておりますが、70台ほど。こちらについては、幼・小・中6カ所と保育所も含めて各10台ずつ配置して、保護者の皆様に貸し出しをしたいというふうに考えております。

それから、残り30台につきましては、サーベイメーターということで、もう少し性能のいいものを準備をいたしまして、こちらは主に教育委員会のほうで保管をして、保護者の皆様を中心に貸し出し用に準備したいというふうに考えてございます。

こちらの購入の時期でございますが、予算が通り次第、直ちに購入手続に入りたいというふうに考えております。以上であります。

- 10番(佐藤八郎君) 多分、予算通ってやれば、今月中には十分入るんだろうと思えますけれども、この貸し出し状況の掌握といいますか、この線量値ですか。そういうものを今後の健康に生かしていくために、どういう機関を持ったり、どういうやり方を、単なる貸し出すだけのことなのか、統計的にとって生かしていくのか、その辺のやり方ですね。

教育課長(愛澤伸一君) 現在も、教育委員会のほうで10台ほど線量計を保管しておりまして、こちらを保護者の皆様への貸し出し用に活用してございます。現在、貸し出しの基準としましては、おおよそ1週間単位でお使いをいただいております。今回購入するものにつきましても、1週間の基準に貸し出しをしていきたいというふうに考えております。

主に、活用としては、保護者の皆様がご自宅であるとか、あるいは通学路等々、お子さんが主に利用するところをご自分で計測していただいて、子供さんの健康管理に役立てていただきたいという趣旨で購入するものでございます。

- 10番(佐藤八郎君) 子供一人一人に対しては、今、小さいというか、安い線量計は普及されておりますよね。飯館は、まだ全然やっていないんだっけか。やる気はあるのかな。

教育長(廣瀬要人君) 今、ご質問のあった件は、バッジ線量計の件だろうというふうに思っておりますが、バッジ線量計は子供が自分で線量を管理するというようなことはできません。

それから、その線量計に基づいて保護者も、積算はわかりますけれども、現在の線量を把握するということはできませんので、飯館村としては子供にバッジの線量計を持たせるという、そういうスタンスはとっておりません。今、課長からお話しありましたように、教育委員会及び保護者のほうで線量を計測しながら、子供の健康と安全を担保していこうと、そういうスタンスで今回は予算化のお願いをしているところであります。以上です。

- 10番(佐藤八郎君) いろいろな自治体で、バッジ線量計も含めやっているわけですか。それで、ある一定の時期に集めて、専門的なところに頼むのかどうか。分析をされて、また、

あしたからの状況を確認してやっていくと。

今、家庭とか、通路とか、いろいろ言いましたけれども、それはその人の考えの範囲であって、子供はどこを歩いてくるか、どこをどうするか、多々いろいろあると思うんですね。そういう意味では、子供一人一人の健康を守る上では、今の方法をどれだけ工夫して、生かしていくことが一番成果になるのか、もう一度伺っておきます。

教育長（廣瀬要人君） バッジ線量計については、それなりの、何ていうんですか、効果はあるものだろうというふうに思っておりますけれども、再度繰り返しになりますが、子供たちにそのような線量計は持たせないで、周りの大人が線量を管理しながら健康管理をしていこうという、そういうスタンスで飯舘村は今後とも行きたいというふうに思っております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 持たせない理由は何でしょうか。

教育長（廣瀬要人君） いろいろあるかと思っておりますけれども、バッジ線量計は、今子供のいる場所での今の線量がわからないんですね、あれは。ある一定の時間の積算の線量は把握できるんですが、今子供が住んでいる、生活している、その場所の今の線量は把握できないという、そういう特徴を持った線量計ですので、飯舘村としては、今自分たちの住んでいる線量を大人のほうで把握しながら指導していこうと。

それから、もう一つは、子供たちに毎日あれを1カ月なり2カ月ぶら下げて生活させるような状況になっているんですが、余りそういうところに神経質にならないで生活をさせたいというような教育的な配慮もあります。そんな理由で、バッジ線量計を持たせないという、今、結論を持って対応しているところであります。

10番（佐藤八郎君） バッジ線量計、確かに数字が見えないとか、そのときのをはかれないとか、いろいろあろうかと思っておりますけれども、飯舘は計画的避難区域にあっても、子供を連れて帰村することもかなり多いと聞いています。帰村していない子供もいれば、している子供もいたり、いろいろしていますけれども、そういう世界的にも高いと言われる飯舘の地にあって、そういうことを個人的にやらない。確かに、数字が見えれば「あなたは高いですね」っていじめに遭っているとかという問題もあるというふうに聞いていますけれども、そのことはそのこととして、きちんと数字が見えないようにすれば問題は解決されて、きちんと子供一人一人の健康管理、放射性物質に対してはできているわけですから。まして、帰村を、草刈りしたり何なり、平気に大人社会がなっている中では、子供だって連れて帰っているわけですから、そういうことからすれば非常に、今の子供に対するやり方はちょっと余りにも軽率すぎないかと、健康を守る上からして、そういうふうにも考えるんですが、いかがですか。

教育長（廣瀬要人君） 今の教育委員会のスタンスは、今お話ししたとおりでありますけれども、ただ、希望によってはバッジ線量計、村にもありますので、それは対応できます。対応できますので、希望によっては並行してやるということも可能でありますので、基本的には線量計あるいはサーベイメーターを中心とした線量管理をしていきたいというふうに思っておりますけれども、いわゆる積算線量計、バッジ式の線量計を希望する子供については、あるいは家庭については対応できますので、併用も検討していきたいというふうに

思っております。

10番(佐藤八郎君) 希望によって対応する。今、何台あって、どういう方法で貸し出すのか、きちんと周知、早急にされるんでしょうか。

教育長(廣瀬要人君) 台数は今ちょっとわかりませんが、かなりの数が飯館村に寄贈されております。したがって、今のご指摘ありましたことを踏まえながら、保護者にも周知を図っていきたいというふうに思っております。

10番(佐藤八郎君) 25ページの小学校費、報償費40万円ありますけれども、だれに、どんな理由、何のために支出されるのか、まず伺っておきます。

教育課長(愛澤伸一君) こちらにつきましては、昨年から実施しておりますラオスとの交流事業でございます。今年度につきましては、2カ年事業の2年目ということでございましたけれども、震災の影響もございまして、今年度の事業費について、村のほうからのラオスに対する支援金については減額をさせていただいたところでございます。

ただ、仲介をしていただいております東京のNPO法人さんのほうにつきましては、飯館の学校ということで、再三にわたって現地との交流等もしていただいておりますので、そういった関係の経費について、一定程度村で負担をしたいということ、それから今年度、学校が開校するに当たって開校式等も予定されておるようございまして、こちらに対しての謝礼を差し上げたいというようなことで予算化させていただいたところでございます。

10番(佐藤八郎君) 前にいろいろな、このラオスの事業に対して議会の中でもいろいろ論議されて、前回の中で、全予算減額という流れの中で、また新たに40万円出てくるという。議会に対してのどういう考え方で、一回減額してなくしたものをまた、今後はそのときの答弁によれば、今後ここにラオス事業に対しての支出はないかのような答弁あったと思うんですけども、その上に立ってまた出てくるというのは、これはどういう意味をなしているのか。

◎休憩の宣告

議長(佐藤長平君) 暫時休憩します。

(午前10時58分)

◎再開の宣告

議長(佐藤長平君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

10番(佐藤八郎君) そうしますと、前回に、議会に対しての説明は生きているということ、理解をしまして次に移りますけれども、修学旅行費、これは両方、小学校、中学校、ありますけれども、この内容はどのようになっているのか伺うものであります。

教育課長(愛澤伸一君) おただしの点は、25ページの小学校費、中学校費、それぞれの負担金補助及び交付金の中の校外活動費負担金の内訳として、さきに総務課長の説明の中で、修学旅行費が入っているということでお話しした件かなというふうに思っております。

校外活動費の負担金につきましては、一般の児童生徒につきましては、いわゆる社会科見学等々にかかるバス代、あるいは現地の施設の入場料等々の補助をするものでござい

す。また、小学6年生、それから中学3年生につきましては、修学旅行にかかる費用を助成するというものでございます。

それで、中学校につきましては、既に実施してございます。こちらについては、この負担金の中から、かかった費用について支出をしてみたいと。小学校については、これからということでございますので、実施になりました時点でかかった費用について、こちらの補助金のほうから負担していくということになります。

10番（佐藤八郎君） どこに修学旅行をするのか、何名で、をお聞かせ願いたい。

教育課長（愛澤伸一君） 小学校につきましては、41人を見込んでおります。行き先等については、いまだに報告ございません。申しわけございません。

失礼しました。中学校につきましては、先日、東京・鎌倉方面に行っております。対象人数58名でございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ございませんか。

7番（菅野義人君） 数点確認をさせていただきます。歳出のほうでお尋ねをいたします。

まず、21ページ、一番上の28番の繰出金、簡易水道事業特別会計への繰出金ということで、田尻浄水場での濁度計が老朽化したので、交換のため繰り出しをしていくというふうに説明がございました。いわゆる特別会計の中で、ひとつ考え方としまして、こういう老朽化したものに対して、その都度繰り出しをして補修をしていくという考え方が、基準として正しいことなのか、あるいはやむを得ないというふうに理解してよろしいのか、その辺の考え方について確認を、まず1点させていただきます。

それから、その下の14番の使用料及び賃借料、自動車借上料ということで、見守り隊の借り上げの使用料の不足分を補正をするというふうなことでございました。いわゆる見守り隊の見守り活動の中で、いちばん館と各集会所を1班が2往復をしなくちゃいけない。これは、線量の管理ということもありまして、そのことによって、各見守り隊によって非常に距離が、走る距離が異なっているというのが、私、現状ではないかというふうに思っております。この距離についての借り上げ料の違いというものをどういうふうに反映するのか、あるいは反映しないのか、その辺について確認をしておきます。

それから、下の7番の賃金でございます。270万円、作業人夫ということで、バックホーを利用して1級から3級の村道ののり面の草刈りのための人件費だということでお話をいただいております。これは、1級から3級ということで、幹線道路についての対応だというふうに理解しましたが、いわゆる4級、5級の中にも非常にのり面が多くございますし、今まで農地の草刈り等で比較的生活道路に近かったものですから、そういったものが各集落で管理されておりましたが、今、農地の管理がされていないという中で、この4級、5級ののり面というものをどういうふうに管理していくのか、その辺の考え方について伺うものであります。

それから、前後しますが、19番の負担金補助及び交付金の公務災害補償費負担金、説明では、震災によって消防団員の掛金が変わったがために補正をして対応するというところでございました。金額に間違いなければあれなんです、震災前1人1,900円のが震災後2万4,700円に引き上げられたというふうなことでございました。この制度、私、ちょ

っと不勉強でわかりませんが、いわゆる全く一つの制度でこういうふうになっていくという、まあ、もちろん消防団員のいろいろな危険をきちんとカバーしなくちゃいけないという理由はわかるんですが、この補償の制度というものは、例えば競争の原理とか、あるいは別な団体に加入するとかという選択肢があるのかどうなのか、その辺についてお伺いをします。

それから、裏の23ページ、先ほど宅地建物の除染事業の業務についてお話がございました。これは、モデル事業ということで設定するというふうな考え方で、まだ細部については決まっていらないように私は理解しましたが、特に飯舘村においてのモデル事業という意味づけからしますと、一つは高線量地域での作業に当たる人間をある程度被曝から守るといふ、その辺についてもやはり解明する必要があるんだらうと。それから、特に飯舘の宅地については、居久根の木を含めて山林があるという、この辺についてのやはり事実解明を果たしていくという、その辺あたりがこのモデル事業の目的ではないかというふうに、含まれなくてはいけない部分ではないかというふうに思いますので、その辺の見解について、あわせて答弁を求めます。以上です。

副村長（門馬伸市君） 1点目の簡水の繰出金の関係でありますけれども、正しいのかということになれば、「正しくない」という答えになるのかなというふうに思いますが、実は、簡易水道とかその他の会計は独立採算が基本でありますけれども、特に簡水関係については料金を低く抑えていかざるを得ないということもあって、そういう特殊な事情もあって、その都度、何か修繕が出てきた場合には一般会計のほうから繰り出しをして対応しているというのが今までの経過でありまして、それがいいのか、いつまでもそれでいいのかといえば、よくはないというふうには思いますけれども、現状ではやむを得ないのかなというふうに思います。

ただ、メーター機みたいに、個人で壊れた場合にというのは、基金に積み立てをしながら、そこから基金を取り崩して充当していくというのはありますけれども、その他の補修関係、修繕関係については、まあ、今のところはこの手法しかないのかなと、こんなふうに思っています、ご理解いただければというふうに思います。

住民課長（大久保昌憲君） 2点目の21ページの見守り隊の自動車借上料の件であります、巡回の距離を反映するのか、しないのかというようなおたかしであります、当初の予算計上時につきましては、1キロ当たり50円というような考え方で予算を計上しております。確かにご指摘のとおり、各地区によってパトロールする距離がまちまちであります。

ただ、それを1台ごとに、その都度ごとに管理をするというのは、とても事務が煩雑で、それも距離についても確認しなくちゃならないというような、そういう作業が出てきますので、現実的には困難じゃないかというような判断もありまして、1回当たりの勤務で1,500円というような形での借り上げ料ということで現在は支出をしておりますので、その辺をご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

産業振興課長（中川喜昭君） まず、1点目の作業人夫のバックホーによる草刈りということですが、ご質問のように、今回1級から3級ということでの幹線ということの実施しているところあります。それで、4級、5級についての部分でございますが、実際に

草刈りも、防災のためということもありますが、やはり交通安全的な部分での考え方も目的の中に持っております。それで、多分、見回り隊の方々も4級、5級関係なく走っている方もいるということでもありますので、8月から村内4業者のほうに道路パトロールということをお願いしてありますので、1級から3級を中心に、刈り終わった時点で見通しの悪い部分とか、交差点とか、そういう部分を重点的に見ていただいて、4級、5級も含めながら管理をしていきたいというふうに考えております。

あと、次に宅地建物の除染事業ということですが、ご質問のとおり、先ほど佐藤議員のほうで答弁したように、福島市、伊達市、南相馬市でもやっているというようなことも参考ということで話をしましたが、飯館村が除染を進めれば、もっともつと気を遣う部分が出てくるかなというふうに思っております。先ほどのご質問にありましたように、高線量の場合はどのような形がいいのか、先ほどの消耗品関係でも、防護服とかいろいろ購入する予定でありますけれども、それらがどの程度のものが必要なのかというのも今回がわかるのかなというふうに思っております。

あとは、居久根関係ですね。住宅、屋根、壁をやったとしても、すぐ裏が山だった場合、先ほども言ったように、すぐさまでですね、山からの放射線量がすぐ空气中に回ってくるということでは、すぐ効果が出ないかなと。そうすれば、ある程度の緩衝地域ですね、住宅から何十メートルぐらい緩衝地帯をもったほうがいいのか、その間の腐葉土をはぐとか、枝を払うとか、もしかしたら伐採しなくちゃならないのか、そういうのもある程度その緩衝地帯、何メートルという部分も今後検討ありますけれども、そういう部分の解明も必要なのかなと。あとは、前にもお話した経過がありますが、高速洗浄で洗った際の出る水の処理ですね。ただ散らばしていいのかという部分は、多分にしてそうはいかないのかなというふうに私自身思っております。それらの終末処理もどのような形にしなければならないのかなという部分、いろいろ問題が考えられます。

そういう意味では、それらの問題を解決する意味でも、また来年4月から本格的に除染する際の参考、あとは業者等をお願いする中でのリーダー育成という部分も今回のモデル除染の中で確立していければというふうに考えております。以上であります。

総務課長（中井田 栄君） 私からは、21ページの消防費の19節の公務災害補償費負担金、これは消防団員の災害補償の掛金が、先ほどご質問ありましたように、1人1,900円から2万4,700円に増額になって、265人分ですね、ふえた分が2万2,800円でありますので、その265人分ということで、今回604万2,000円の増額補正をさせていただいた内容であります。

それで、そのほかの加入は考えられないのかというようなご質問でありますけれども、現在、消防団員につきましては「消防団員等公務災害補償等共済基金」、消防基金というやつに加入していきまして、補償の内容も補償基礎額をもとにして、あと勤務年数をもとにして計算をするわけでありまして、けがの場合、障害が起きた場合、死亡の場合、車で事故を起こした場合ですね、あとは退職された場合の内容について、幅広く消防団員の補償をしておりますので、今のところはこの内容で進めてまいりたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） 見回り隊のご答弁をいただきましたので、確認をさせていただきます。

当初、1回当たり1,500円ということで、定額制で反映されているというふうなお話で、今回もこの補正に当たって、特段配慮するつもりはないというふうに私は理解したんですが、一つは、地域によっては各家のじょうぐちを上がりまして、ずっと巡回をしていくというふうな行程をとっているところもあります。そうすると、かなりの距離数を走るということでもありますので、それはじゃあ、燃料費の中で見てやっているというふうに理解していいのでしょうか。軽トラの使用料そのものが1回1,500円に定額制で取って、あと燃料費の中で対応するというふうなことで考えてよろしいのか、確認をしておきます。

住民課長（大久保昌憲君） 1回当たり1,500円という車借上料という中に、その燃料代も含むという形であります。別に燃料代ということでは、支出はしておりません。

7番（菅野義人君） この見守り隊の警備のあり方が、どういうふうになれば、これからも安全・安心を確保できるのかなというふうに考えたときに、多分に地域によって違うんだろなというふうに思いますし、過日、岩部なんかでああいうふうに未然に犯罪を防ぐことができたというのは、やはりその地域に精通した方がいたがためにできたのではないかと、いうふうに思いますし、当然地域によっては家が、それぞれ一軒一軒が離れておりますから、その家を巡って歩くのにかなり距離を走らなくちゃいけない。そうしますと、どうもその1,500円の中で含んでやりなさいよというのが、果たして本当に見守り隊員のことを考えての決め方なのか、あるいはもう少しいろいろ考える、そういう要素があっても私はいいのではないかと、いうふうに思いますし、いかがでしょうか。

住民課長（大久保昌憲君） 確かに、地域によって、地区によって違うわけですが、かなりの距離を走行されている地区もあります。それで、今回、ある程度調査をしたわけなんですけど、ばらつきもあるということで、現在は年度途中ということもありましてすぐというわけにはいかないんですが、料金については、借り上げ料については今後見直しもしなきゃならないというような形で検討を進めていますので、ご理解をいただければと思います。

7番（菅野義人君） 今、課長答弁ありましたように、各班から、隊員からですか、走行距離についての調査がありましたよね。走行距離の調査があつて、同じ地区を回るのでもなるべく平均をとろうということで何台か調査して、そして「このような回り方をした場合には何キロになったよ」という形でデータを出したと。ですから、データとして私、役場のほうではきちんと持っているんだらうと思いますので、やはりその反映というものをいつの時点にするのか、あるいはできないとするならば、なぜできないのかというものをやっぱりちゃんと説明をしていくと、データをとった限りはね。その辺あたりの配慮も、ぜひあつてしかるべきではないかと、いうふうに思いますので、その辺の対応の仕方について再度確認をいたします。

住民課長（大久保昌憲君） 今回というんですかね、短期間でありますが、一応調査ということでやってみました。1回だけの調査だったので、状況だけはわかったんですが、見直しについては再度、もう一度調査をして、これから検討したいと思います。

それで、見直しについては、実際には来年度という形で、今年度については今のままの状態に進めさせていただければなというふうに考えております。来年度について、前向き

に見直しをしていきたいというふうに考えております。以上であります。

7番（菅野義人君） 公務災害補償費につきまして答弁いただきました。そうしますと、単なる公務時のけがとかということだけでなく、勤務年数とか退職等のことまで反映しているということで、この制度以外にかわるものがないというふうに理解してよろしいのか、再度確認をいたします。

総務課長（中井田 栄君） 今のところ、このような形で幅広く補償される制度は、消防団員のことに关してでありますけれども、今のところはないというふうに認識しておりますので、この内容で今のところは進んでいきたいというふうに考えております。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

9番（大谷友孝君） 何点かお尋ねをいたします。

まず、21ページ、今ほども質問がございました見守り隊の自動車の借り上げ料、統計をとっていながら、数字を把握していながら、見直しは来年にしたいという答弁がございました。雪もない今の時期に、やはり不平不満と申しますか、不公平感を持ってそういう苦情が出ているということになれば、冬期間ですね、降雪があつて等々ということになりますと、より今以上の不公平感、不満等の声が出るのではないかと申すので、その見直しについてももう一度、関連質問みたいになりますけれども、お伺いしておきます。

もう1点、23ページの宅地建物除染事業業務、るる説明がございました。先ほど、課長答弁にもありました、伊達市、福島市の除染状況等々も答弁の中にありましたけれども、この除染にかかわる委託業者等についてはどのように考えているのか、お尋ねをしたい。

もう1点でございますが、先ほども佐藤八郎議員からもありましたけれども、教育費の中で負担金補助金、あるいは需用費の1,500万円、1,000万円等々、新聞報道等によりますと年々ふえているということでもありますけれども、今まで我が村にあっては、このような報告はされてこなかったのかなというふうに理解しているところなんです、ふえている状況にあるというような報道もありましたけれども、本村においてはどのような経過になるのかお尋ねをしたい。以上。

村長（菅野典雄君） 見守り隊の自動車借り上げということで、調査もした、いろいろ不公平感がある、もっと早くできないのかということでもあります、これにかかわらず非常にあちこちから、この不公平感の意見がいっぱい出ています。

確かに我々、こういう公の機関でありますから、少しでもやはり公平さを保つというのは原則的に大切であります、こういう状況の中で一人一人、あるいはそれぞれの場所でその不公平感をそれぞれ出していくということが、私らは努力はしなければなりませんけれども、出していくという話になりますと、今いろいろそれにまつわる逆の話がいろいろ出てきております。「そういうことを言っていていいのか」とか、あるいはどんどん、やはり金に対する執着が多くなってきているのではないかと、あるいはその他ですね。ですから、一生懸命これからは公平感を保つためにはやらせてはいただきたいというふうに思いますが、何せそういう声を聞いたときに、じゃあ、それを直しましょうという形で、この災害時、有事のときにいいのかどうかということも、まあ、もちろんこれは

国や県に対しては当然でありますけれども、村の内の中ではある程度のその違いは、お互いにこういうときだから力を合わせて、それぞれの状況は容認してという形になっていかないとなかなか大変ではないかと、このように思っています。

ただ、いずれにしても、皆さんから出ている声でございますので考えていきたいと思いますが、ただ、途中でそれができるかどうか、今のところなかなか難しいというのが担当のほうからの話でありますので、その辺ご理解をいただきながら、考えてはみますけれども、なかなか難しいというときには、来年度に向けて精力的に、不公平感を少しでもなくすように努力をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければというふうに思っております。

産業振興課長（中川喜昭君） 除染事業の委託業者の件でございますが、今回モデルということで村内20行政区を該当させていきたいということで、先ほど菅野義人議員のほうにも答弁した中身と重複しますが、今回はモデルということで、どのような除染の方法があるかというような解明と、あとは本格的に除染になった際の、やっぱり除染のリーダー育成という部分も兼ねているかなというふうに思います。そういう意味では、今後本格的になった際に、やはりそういう方々が数多ければ、宅地等を含めた部分がいち早く進むのかなというふうに思っております。

ただ、今回、モデルということでありますので、とりあえずは私自身考えるのは、村内の業者の方々にお願いできればというふうに思っております。それで、細部までは聞いておりませんが、他の市町村のほうでも除染の作業をしているというような話も聞いておりますので、その辺もきちんと聞きながら村内業者の方、あと、本格的になった際の雇用の場の確保という兼ね合いからも、そのような考えを今のところしておるところでございます。

あと、先ほど、佐藤八郎議員のほうから予算的な部分の話があったかと思うんですが、積算基礎につきましては、1カ所100万円、行政区当たり2戸で20行政区ということで、あと消費税を足して4,200万円というような積算をしておりますが、先ほどからの答弁で申し上げるように、1戸100万円のできるかという部分を考えれば、かなり厳しい部分もあるかと思えます。いろいろな広さが出てきたり、そういう部分がありますので、20行政区はぜひ行いたいと思えますが、それぞれ2戸ができるという部分までいかないかもしれないという部分ではご了解をいただきたいというふうに思っています。以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） 25ページの一連の支出科目でございますが、こちらにつきましては、従来、準要保護児童生徒支援事業ということで、いわゆる低所得の世帯の児童生徒に対する支援事業ということで取り組んできた事業でございますが、今年度につきましては、飯館村が計画的避難区域に指定されたということで、保護者の所得に関係なく児童生徒全員がこの支援事業の対象というふうに認められましたので、今回予算に挙げさせていただいているところでございます。児童生徒全員の給食費、それから学用品費、校外活動費、修学旅行費、その他新入学用品費等々の費用について、全額国のほうで見ていただけるという制度が今回適用になったということでの予算のお願いでございます。

ちなみに、こちらについての財源については、歳入のほうで13ページのほうに、国の補

助金のところでそれぞれ提示をさせていただいております、基本的に村の分の持ち出しはないような形になってございます。以上でございます。

9番（大谷友孝君） 見守り隊の皆さんが希望する個々の声には、こたえていくというのは、今まさに大変だろうというふうに思います。

しかしですね、ここ何カ月間やってきた、雪も降らない、まあ、確かに草がかぶっていた道路のあれもあるという悪条件の中では、それなりの声も出てきているんだろうというふうに思っておりますけれども、まあ、ことしはどうなるかわかりませんが、雪が降って、除雪がすぐに間に合えばいいわけでありましてけれども、なかなか今のような巡回はできない状況になってくるんだろうというふうに思います。そのような悪条件が重なっていった中では、より以上の苦言が呈されてくるのではないかという思いでありますので、せめて2段階、3段階程度ですか。やっぱり隊員の方々、まさに本部といいますか、屯所としているところ、いちばん館からの距離でございますから、隊員それぞれがある一定の自覚は持っているのではないかなというふうに思いますけれども、もう一度お尋ねをしたい。

村長（菅野典雄君） 再度の質問でありますので、担当のほうで今いろいろ調べましたが、庁内の課題に挙げさせていただくということで、答弁にさせていただきたいと思っております。

9番（大谷友孝君） 除染のモデル事業でありますけれども、課長答弁ですと村内業者をお願いをしたいということで、私らもこの村内業者をお願いをしたほうがいだろうというふうには思っているんです。ただ、殊この除染後の水洗いにしろ、汚泥の除去にしろ、後の始末も出てくるわけですね。こういうものについては、ある一定程度のやっぱりその知識といいますか、除染に関する考え方といいますか、その技術も含めて、資格のある者でなければ後々心配がされるのではないかというふうに思うところであります。

お話を伺いますと、福島市あたりで検討されているのは、秋田県あたりの業者で開発された技術でありますけれども、1戸当たり30万円から50万円程度じゃないかという、まあ、町場の住宅ですから、本当に限られた面積だというふうには思いますけれども、そのような事例も耳にするわけでありまして。以前にも村長が言ったように、1業者、すべて違う技術なり、そういう方法等々で実施をされていますから、一概に30万、50万という金額は決められない、求められないものとは思いますが、この除染後の始末等々も含めれば、それなりの業者に委託をしていかざるを得ないのではないかというふうに思いますので、もう一度。

村長（菅野典雄君） これから除染がどんどん進む、進ませなければならぬというふうに思っています。それで、どうするかということではありますが、当然今、前に答弁しましたようになかなか村内の業者、あるいはいわゆるいろいろな事業所など、仕事なくなっているわけでありまして、仕事をやっていただくということが大切でありますし、そのためには、それなりの研修なり何なりもやはりしっかりと受けていただくということも大切だろうというふうに思っています。

ただ、あくまでも、今までの道路をつくるとか建物を建てるのとは全く違うスタイルでありますから、そういう意味で、今ご指摘がありましたように、いろいろな専門的にやっ

ておられるという方、あるいは今まで何度か経験して、やっぱりそこに問題点、課題を、「こういうふうにしたんだ」というお話も当然あるだろうというふうに思いますから、やはりそういう方も一部入っていただきながら、何せ少しでもきれいになるように、あるいは経費のかからないように、安全に近づくようにと、そういうものをやっぱり臨機応変にしていかないと、何かこだわり過ぎるということになりますと、後で「もっといい方法があったのではないか」ということも考えられますので、その辺は今ご指摘いただきましたように、そういう方もどこどこかに入れて、「いや、実はあちらのほうはこういうやり方でやったために安く上がったよ」とか、あるいは「安全に処理されたよ」とか、こういうことをやっぱりしていきながら徐々に、そうでない方もそこを覚えていく、あるいは学んでいくという形をしていかないといけないのではないかと、このように思っていますので、そういうほかの、今申しましたように「何で秋田県とか何々県とかの業者が入っているんだ」という話もあろうかと思いますが、そのときにはそういう中での考え方だと、今ご指摘のいただいたようなところの考え方だというふうに、ぜひ考えていただければと、このように思っているところであります。

9番（大谷友孝君）では、この教育費については、計画的な地域が解除されるまでこの制度が適用されるという理解でよろしいでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君）この制度につきまして、今年度については国からの指示がございしますが、次年度以降の計画については今のところ示されておられません。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君）ほかに質疑ありませんか。

8番（大和田和夫君）先ほど、義人議員からご質疑のあった21ページの消防団員の掛金ですか、保険の。その内容の中で、災害等々、そして退職も含めてというような答弁がございました。その「退職」というのはどのようなことなのか、伺っておきたいと思えます。

総務課長（中井田 栄君）この制度の中には、退職報償金の支給というのもあって、団長以下団員まで、勤続年数に応じて支払われるといった内容になっております。（「違う、退職後も加入できるという、退職後も加入できるのか」の声あり）

失礼しました。退職後ではなくて、退職も対象になっているということです。（「退職後は入らないのかって」の声あり）ええ、退職後は入れません。消防団員のときのみといったことであります。（「退職後って言ったから」の声あり）失礼しました。退職後ではなくて、私の舌足らずで、消防団員のときのみで、退職後は入れません。以上です。

8番（大和田和夫君）そうしますと、1,900円から2万4,000円の掛金ということで、この掛金で今後ずっと継続というんだか、していくのか、それも確認しておきたいと思えます。

総務課長（中井田 栄君）その辺、今回ご承知のとおり、震災によって消防団員が最前線にいられて、不幸にもですね、不幸に遭われたということで大分掛金が上がったというふうには聞いております。したがって、今後このような掛金でいくかどうかというのは、ちょっと今のところはわかりませんが、今回組織のほうから指示があつて、このような形で今回掛金を上げてほしいといった内容でありますので、今後のことについては、また確認はしたいというふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第61号 平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤長平君） 日程第15、議案第61号「平成23年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（大和田和夫君） 修繕料ということで、田尻の濁度計の老朽化によるものということでございますが、約200万円の予算計上であります。随分高価な計量器のようでありますが、どのようなものなのか、伺っております。

産業振興課長（中川喜昭君） おただしの濁度計でございますが、今回老朽化によりまして誤作動が時々起こるとのことでの更新という形になります。

濁度計の目的といいますと、田尻浄水場でありますけれども、雨等で水が汚れた際、この濁度計がそれを感知しまして、取水の遮断をするというのを役目としておりまして、濁った水をろ過池に入れられないということでございます。

高価なものということでありますが、今すべてコンピューター等でシステムが組み立てられておりまして、高価のものになっているという状況であります。種類のにもいろいろあるわけではございますが、やはり瞬時に感知ができるものとか、あとはその許容範囲が狭いものということになりますと、やはり高価なものになってしまうということでございます。やはり機械でございまして、年数的には前の濁度計が5年程度と聞いておりますが、やはりその程度で更新の手続をしなければならないというような状況でございます。以上でございます。

8番（大和田和夫君） それでは、この修繕料の工事分、そしてこの計量器ですか、そういったこの内訳をちょっとお知らせいただきたいと思っております。

産業振興課長（中川喜昭君） 一応、見積をいただいておりますが、一応濁度計本体と、あと取り付け・撤去一式という見積をいただいているところでございます。内容的には、ちょっと資料を持ってきておりませんので、今準備いたします。（「じゃあ、後でね」の声あり）

8番（大和田和夫君） この際でありますから伺っておくんですが、水道水についてであります。現在、水道水を利用されている方は、村に残った企業の方々でありまして、ほとんど配水管の動きがないといった、つまり、言葉は悪いんですが「死に水」の状態になっているのかなと思うところでありまして、そんな中で一時帰宅をされる方々がおられます。そして、そこで帰宅したときに水道水を使われる方があるわけでありまして、ちょっと心配される点がございますので、月に一、二度は排泥を行って、何ていうのかな、生きた水というのか、そういうふうにしておくべきと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） おただしのとおりでありまして、水が使っていない状況にありますと、そこでいわゆる「死に水」になるというのは性質上出てくる部分でありますので、現在、担当が毎日、飯館のほうに行っておきまして、あと、委託業者のほうと組みになりながら排泥作業を定期的に行って、死に水対策をしているところでございます。

それで、排泥に当たりまして、必ず塩素が出る状態を確認しながら作業を行っているということでもありますので、ある程度末端で塩素が出れば死に水にはなっていないという状況が確認されますので、そのような対応で現在作業をしております。以上であります。

8番（大和田和夫君） 健康に結びつくものですから、ぜひ安心・安全に飲めるように提供していただきたいと思っております。

あとは、水道水というのか、冬期間の水道の管理はどのように考えておられるのか、これもこの際ですから伺っておきます。

産業振興課長（中川喜昭君） 大和田議員おただしのとおり、私どもも冬期間の水道管理をどうしたらいいかという部分、庁内的に課題として挙げさせていただいております。というのは、普通に家に住んでいれば、電源が入っていたり、そういうことで凍結防止とかをそれぞれお願いしているところでございますが、現在のところ、土日、一時立ち入りしても1週間があくということで、その対応策としましては今後まだ詰める部分がありますが、例えば時折帰る方につきましては、不凍栓バルブの水抜き栓できちんと水管理をしていただく、そういう周知ですね。あとは、もう帰らないよというような方につきましては、その家の方の立ち会いのもとに水抜きをさせていただいて、乙栓をとめるというような管理も一つの方法かなというふうに考えております。それぞれの家の事情がありますので、今後その辺の文書をまとめさせていただいて、周知を図って、冬期間の水道の凍結防止等を図る段取りを今しておりますので、決まった際にはそのような周知の中で、住民に周知をしていきたいという考えでおります。以上です。

先ほど、濁度計の交換修繕ということではありますが、一応濁度計につきましては、本体価格で150万円ということ、あとはその据えつけ・調整等、あとは諸経費込みで、税込みでこの金額になっているという状況でございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号「平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「平成23年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第70号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第16、議案第70号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第71号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第17、議案第71号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第71号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第72号 飯館村まで子育てクーポン交付に関する条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第18、議案第72号「飯館村まで子育てクーポン交付に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 討論なしと認めます。

これから、議案第72号「飯館村まで子育てクーポン交付に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第72号「飯館村まで子育てクーポン交付に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第73号 飯館村税条例の一部を改正する条例

議長(佐藤長平君) 日程第19、議案第73号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(菅野義人君) この地方税法施行令の改正に伴って、村の条例も改正していくということで理解しておりますが、いわゆるこの項目の適用を巡って、地方自治体のこの情状酌量の部分というのをどのように理解して応用できるのか、その辺についての考え方について答弁を求めます。

住民課長(大久保昌憲君) 今回、過料を引き上げる改正ということではありますが、現実的には、この不申告に対する過料というような形での対応は難しい状況であります。それで、ほかの市町村についてもちょっと調査をしてみたんですが、現実的には過料を課せるような調査はできないということでありまして、現実的には対象者はいないのかなというようなとらえ方をしております。裁量というんですか、裁量は、法律でありますので裁量はありませんが、現実的に対応は難しいという状況であります。以上であります。

7番（菅野義人君） そうしますと、今回はこの金額の改正についての提案なのですが、今までこの改正前、この地方税法の改正前でも、飯館村においては適用するケースがなかったというふうに理解してよろしいでしょうか。

住民課長（大久保昌憲君） はい、そのとおりであります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 喫飯のため休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時56分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時11分）

◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） この際、事務局長に諸報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

休憩中に、議会運営委員会及び総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会が開催され、それぞれ委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長に報告されております。

議会運営委員長に大谷友孝議員、副委員長に菅野義人議員。

総務文教常任委員会委員長に大和田和夫議員、副委員長に佐野幸正議員。

産業厚生常任委員会委員長に佐藤八郎議員、副委員長に松下義喜議員。

以上のとおり報告がございます。

以上であります。

議長（佐藤長平君） 引き続き会議を開きます。

7番 菅野義人君、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号「飯館村税条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号「飯館村税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程20、議案第74号 平成23年度飯館村一般会計補正予算（第7号）

議長（佐藤長平君） 日程第20、議案第74号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 13ページにおける災害対策費、これは燃料費、消耗品費、自動車借上げ、村内継続企業と、こういうふうに補正が7,877万1,000円あるわけですが、この具体的数字の根拠と、成果をどのように求めていくのか、伺うものであります。

産業振興課長（中川喜昭君） 13ページにおかれます需用費初め、負担補助金関係までの根拠という部分であります。まずは燃料費でございますけれども、まず今回、「いやしの宿いいたて」のほうで、村民の方々にご利用いただきながら健康の保持、あとはストレス解消等を図っていただくということで、とりあえずでありますけれども、仮設の方々をまず、いやしの宿へ送迎しながら利用していただきたいということでございます。

それで、まず、バスの運行計画でございますけれども、一応毎週月曜日から金曜日ということで、それぞれ月曜日から金曜日まで仮設のほうに迎えに行き、あと送るということでございます。月曜日につきましては松川第一、火曜日につきましては伊達東・国見・水曜日につきましては松川第二、木曜日につきましては相馬仮設、あと、金曜日におきましては明治・飯野・松川小学校等の仮設の方々ということでございます。それで、施設のほうには朝、迎えといいますか送るということで、10時ごろから使っていただいて午後3時までご利用いただく中で、その後送るという形で考えているところでございます。燃料費につきましては、それらの距離で換算しまして、また、燃料単価を出す中で47万1,000円という額を出させていただいております。

次に、需用費の消耗品であります。今回のモデル事業と、あとはモデルの除染事業等による消耗品ということで、マスク、手袋、あとは防護服等、購入して推進を図っていくということでございます。これらの消耗品については、これから決めます除染マニュアル等の中で必要なもの、例えば防護服、マスクはどのような形で着用すべきかという部分もマニュアルの中で書かせていただいて、今回はその模範となるような部分を考えていきたいということでの消耗品の活用を考えておるところでございます。

次に、使用料及び賃借料の自動車借上げでございます。これにつきましては、バスについては「きこりバス」を利用させていただきたいということで、そのきこりバスの借上げということで、一応車検、あと車両整備代を込みまして月5万円の借上げということで、今後6カ月間ということで30万円を計上させていただいております。

あと、19節の補助金でございます。一応、今回説明にもありましたように、村内で操業継続をしている事業所の従業員の方々の健康保持ということで、企業の中で除染をしたいという企業に対しての支援ということで補助金を支出していきたいということでございます。それで、継続の9事業所のほうに声をかけましたところ、一応5事業所で除染をしていきたいということがありまして、それらの事業費の2分の1の補助ということで考えまして、補助につきましては5,000万円までの上限と、限度額というふうに決めさせていただいて、5事業所で7,500万円という算定になっております。以上でございます。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、消耗品は除染作業を進めるための消耗品ということではないでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） おただしのとおり、今後進める除染に使う消耗品というふうに

考えております。以上であります。

10番(佐藤八郎君) どんなものを、どれだけで300万円というのだからわかりませんが、その辺もかなり流動的なのかな。これからこのマニュアル云々でつくっていくということで、一応このぐらいがということなんでしょうか。それで十分、作業者の健康が守られるのかどうか、どの辺までのお考えなんでしょう。

産業振興課長(中川喜昭君) 今、議員がおただしのおりであります、まずはこの消耗品の目的は、今回モデル事業を始めるに当たって、そこで働く方々の健康管理がやはり必要ということでありまして、今回のモデル事業を進めるのは、ある意味、今後の本格的除染に対しての一つのモデルになるかと思っておりますので、今お話がありましたように防護服、これも種類がいろいろございます。それで、それらのどの防護服だといいいのかという部分もありますし、マスク、手袋もどのようなものがあるのかという部分も今後調査していく部分もありまして、その300万円の積算という部分というよりも、これらを準備しながら健康の保持に当たっていきたいということで、300万円程度で進めていきたいという考えでございます。以上であります。

10番(佐藤八郎君) 村内の継続企業除染、5社が希望があったということで、これは具体的にはどんなことをやるんでしょうかね。作業としてはどうか、どんな除染の仕方を考えられているのか。その5社、それぞれ違うのかどうか。

産業振興課長(中川喜昭君) この今回の予算を計上するに当たって、希望される事業者のほうから見積等をいただいております。それぞれ企業規模が、敷地面積から建物の面積等が違いますので、それぞれ内容を見ますと異なっておる状況でございます。

例えば、どんなものが主にあるかといいますと、まず、屋根の洗浄ですね。あとは、排水口の洗浄。あとは、舗装工ということで、舗装をすべてはがして新たな舗装をするというふうな工法をとっているところが大部分ありますが、あとは緑地の除染ということでの表土はぎ取りとか立木の伐採等、それらが主なもので、そういうのが5業者からも挙がっているところでございます。以上であります。

10番(佐藤八郎君) それぞれの5社が、それによってどのぐらいの放射線量を低く抑えようという目標値は定まっているのかどうか。

産業振興課長(中川喜昭君) 今回の見積を見ますと、やはり主なものの工法については、今答弁したものが主でございます。

それで、これがすべてそのまま、これでやってくださいという部分もありますが、私の今の考えでは、村の除染マニュアル等をこれから決める中で、やはり「必要最低限こういうものはしてほしい」とか「こういう処理はしてほしい」という部分が出てくるかなというふうに思っております。ですので、今後これらを事業者のほうと詰めなければならないという部分が出てくるかと思っておりますけれども、まずは村のマニュアルをやはり参考にしてもらうような除染をしていただくという部分が大切ではないかなというふうに思っております。

線量につきましても、先ほど午前中の答弁でお話ししましたように、そこだけやればすべてきれいになる、まあ、やった時点では線量は下がるかと思っておりますけれども、やはり周

りの線量等もありますので、その現場としてどのぐらいの数量があつて、モニタリングをして、どの辺まで下げればいいのかという部分も、やはり先ほど話したように学識経験者等の話の中で決めていければというふうに思っております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 長泥で家屋をやった結果、さほど、なかなか思ったように下がらなかったというデータが、今回のメンバーであらする先生のほうからも報告がありましたけれども、そういうことを考えた場合、屋根、排水口、緑地、こういう周りのものやっても、それほど下がらないなり、また、ちょっと離れたところにそういうものが存在して、また戻るといことが考えられるんですけれども、そうしますと、7,500万円が何のためだったかみたいになるので、その辺はどれだけの効果を求めているのか、よく見えないんですけれども。

産業振興課長（中川喜昭君） おただしのおおり、その場所だけ、除染すれば一時的に下がるという部分はあるかと思いますが、後から周りのバックグラウンドといいますか、そういう部分からのまた戻りが出てくるかなというふうに思っております。例えば、今回の除染でやっぱり出てくるのは、庭とかですね、結局建物の周りの、その大きな周りというのが、最終的には戻るとい部分もありますが、現実的には建物の間にあるアスファルトを除去すれば、その部分は下がってくるという部分もありますし、あとは壁等もあります。あと、雨どいの泥等の撤去等も出てきます。ですから、多分にして、その場所が5あったものが、やはり若干といいますか、3とか4に下がればある程度の効果があるのかなというふうに思っております。

それで、今回事業所等をやるわけでありまして、やはり周りの除染についても早急にしていく中で、最大なる効果になるかと思っておりますので、今後の本格的除染も含めまして、下げるとい考えでいるということでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

9番（大谷友孝君） 13ページの消耗品費、モデル事業の消耗品だとい説明がありましたけれども、それであれば、議案の第60号で計上すべき経費ではなかったのかなというふうに思っておりますけれども、まず、この消耗品費、今回7号で計上になったとい経過をお知らせいただきたい。

産業振興課長（中川喜昭君） 先ほど、午前中の議論の中で、4,200万円のモデルの部分であります、積算で1戸当たり100万円とい積算をしているところでございますが、その中で消耗品の項目も見ております。それで、実は今回、その100万円を算定するに当たって、伊達市さんのほうでやっている部分なんかも参考にしていたところなんです、その消耗品が安いといか、低額でありました。それを参考にしてしまったとい部分もありまして、現実的に実際これからやっていく中で、もっとかかる部分があるといことでありまして、今回、その消耗品の選定に当たっても、村がある程度指導できる形でとい考えで、今回消耗品に挙げさせていただいたところでございます。以上であります。

9番（大谷友孝君） 消耗品も込みでの計上だったといことでありまして。項目があるわけですから、その詳細については、一定の割合での割り振りは必要なんだろうといふうに思っております。

また、燃料費、あるいはきこりの送迎バスを借り上げて、仮設の方々をいやしの宿に送迎をするということでございますけれども、この送迎について、月曜日から金曜日ということで一定の日程が組まれているようでありまして、その仮設によっては定員を越した申し出があるような場合、どのような調整を図っていくのか、その辺もお聞かせいただきたい。

産業振興課長（中川喜昭君） 今回、バスの利用をしていただく方につきましては、バスの乗車人数の都合で25名というような形で設定させていただいております。それで、一応、申し込み制というような形で、それぞれの仮設のほうに説明をしているところでございますが、できるだけ多くの方々に利用していただきたいということで、例えば3回使って、初めての方がいれば初めての方を優先していただくというような形で、オーバーする場合は調整させていただくというふうな考えでおるところでございます。

9番（大谷友孝君） この負担金補助及び交付金の中で、村内企業の除染の支援ということでございます。交付要綱では2分の1だとし、事業主体当たり5,000万円を上限とするということであります。5社の申し込みがあるということでございますけれども、この上限を5,000万円とするという要綱の作成に当たって、当初考えられたこの事業費、総額はどの辺に設定されてあったのか、お尋ねをします。

産業振興課長（中川喜昭君） 要綱をつくる際には、この中でも今回の原発事故で放射性物質を受けたものということの一つの定義と、あと事業所につきましては、避難区域の特例として国から認められた事業所と。あと、除染については、もう原発事故で出た放射性物質の除去、あとは線量を低下させるということが定義として挙げております。

それで、一応、事業費としての見込みとしましては、9事業所ですね、見ればかなりの面積を有している、あと、建物の棟数もあるということで、こちらの概算としては1億円程度以内であれば除染の実施ができるかなという見込みで、事業費の1億円という考えをしたところでございます。それで、その2分の1ということで5,000万円というふうに見込んだところでございます。以上であります。

9番（大谷友孝君） 1事業所については1億円でしょうけれども、この支援事業の原資、例えば復興、1事業者1億円であれば、9社があれば9億円ということになりますよね、単純に。そういう考え方だったのかどうかというお尋ねなんです。

産業振興課長（中川喜昭君） おただしのとおり、先ほども言いましたように敷地面積の多いところ、建物の棟数が多いところということで、大きいところで一応1億円というふうに見込んでおまして、あと小さい敷地とか、建物の面積が少ない部分もありましたので、事業費の上限は1億円程度あればよろしいかなというふうに見込みまして、あと、今回の計上をするに当たっては、それぞれの事業所のほうに、このような内容で支援するので、除染を実施するかどうかという部分も聞く中での計上ということでもあります。以上であります。

9番（大谷友孝君） 飯館は計画的避難区域でありますから、国が責任を持ってやるということとは発表があるわけでございますけれども、国の事業を待っていたのではいつになるかわからないということで、村単ということで取り組んでいることは、これは企業にとっても、

村民にとっても望ましいことなんだろうというふうに思います。

当然、この費用については、東電あるいは国に賠償を求めていくというのが筋なんだろうというふうに思いますけれども、この賠償を求めるとき、村は村、この補助対象になった事業所は事業所であるという請求になるのかどうか、お尋ねをしたい。

副村長(門馬伸市君) これから損害賠償のほうの請求に入るというふうに思いますけれども、基本的には企業は企業で、例えば今回一部負担、2分の1しますよね、その部分について請求をします。あと、村は今のところ、自治体の損害賠償の項目がないんですね。ですから、これから原賠法の中でどういうふうな措置がされるのかわかりませんが、今までどおり、今まで村のほうとしては、特別交付税の積算根拠の中に今まですべて経費を挙げております。ですから、今回この予算に取った村の補助金の7,500万円、これ以上かかるかどうかかわかりませんが、今回の部分についても特別交付税の積算根拠の中に入れて、国のほうに要望をしていく予定でございます。

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

1番(松下義喜君) 今の関連でございますが、5事業所が除染を受けたいというような申し込みだというお話なんですけれども、特老を初め4企業が残られる中で、その企業に対しての、希望がないからやらないというようなことなのか、そうではないのか。やっぱり同じ、企業を残してきて働いている方々がたくさんおられますので、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいなと。

副村長(門馬伸市君) 先ほど、産業振興課長がお答えしたように、九つの事業所にはそれぞれ聞いております。それで、全額であれば、村が全額持てばみんな「やります」と言うんでしょうけれども、村としてもその財源に限りがありますから、全額村でやるというわけにはいきませんので、2分の1、議会にかけて、2分の1の補助でやりたいんだという話をして、それぞれ聞き当たった結果、あとの4社についてはやらないと、負担が2分の1であればやらないということで、五つになったということでもあります。

1番(松下義喜君) では、特老なんかはどうなんですか。かなりの村民も働いているんですから、飯館の。

副村長(門馬伸市君) 五つの中には特養も入っています。(「もう一つ、どこ、あと」「ここ、書いてなかった」「わかりました」の声あり)

議長(佐藤長平君) ほかに質疑ありませんか。

7番(菅野義人君) 先ほどの答弁の中に、村の除染マニュアルと、この事業とのつながりについて、私、ずっと考えていたんですが、いわゆる除染マニュアル、除染の方法が、モデル事業が、今補正で組んで先行していく。そこを積み重ねたときにマニュアルが出てくる。一方では、事業としても組まれている。これは、一方では村内の企業の要望に沿っていくという点もあると思うんですが、そのマニュアルと、この事業の整合性という、タイムラグ、それがちょっと私、よく見えないものですから、再度答弁を求めます。

産業振興課長(中川喜昭君) 先ほどの答弁の中で、マニュアルをつくってからというような感じの答弁をしたような部分ということでもありますけれども、マニュアルづくりにもある程度の時間がかかるかなというふうに思っております。ただ、事業所さんのほうでは幾ら

かでも早く除染をしたいという希望もあるかと思えます。

そういう意味では、マニュアルのほうで最低限ですね、先ほども言いましたような水処理とか、重点項目の部分がやはりあるかというふうに思いますので、ですので、会議の中で学識者の方々に、今回この事業所でやる部分について、マニュアルをつくるのと同時進行になるかと思いますが、大切な部分について打ち出していきたいという考えでございます。

7番（菅野義人君） そうしますと、現実的には2面の作業を、両方やらざるを得ないと。一方では、後々の宅地の除染を含めてマニュアルを模索してつくっていく。もう一方では、この事業の中で、幾らでも工場の線量を下げていく。この作業を同時にやっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） 今のところ、そのような考えでいるところでございます。それで、例えば今度、事業所のほうを進める部分での残土といいますか、放射性物質が出たものの処理を、ではどうするかという部分があります。それで、村でやればある程度、場所等の検討をしなければならないんですが、例えば会社でやれば、ある程度その責任は会社に出てくるかなというような、今のところのイメージではいるんですが、しからば、例えば敷地内に置くというような場合にはどのような管理が必要なのかという部分などもやはり学識者の方々に聞いていかないと、なかなか私らの判断ではできない部分がありますので、そういういろいろな課題等が実際にやる中で出てきますので、それらを今度はマニュアルづくりの中でも出していければということで、同時進行という思いでいるところでございます。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

2番（飯樋善二郎君） それぞれ質問がありましたから、大方は理解したところですが、一つだけ最後に伺っておきますが、この除染作業をだれがやるのかということですね。業者に委託するのか、自社でやるのか、それともほかに方法があるのか、これだけで終わります。

産業振興課長（中川喜昭君） 業者等につきましては、今のところそれぞれの事業所で企業の、企業といいますか、業者のほうから見積をいただいておりますので、その金額で今回の補助の額も計上しておりますので、その業者のほうにお願いする形になるかなというふうに思っております。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） その際、多分除染後に残土処理の問題が出てくると思うんですが、これは今、村では最終的にどう仮置き場をしていくかというのは決まっていませんね。その間の処理方法は、どういうふうに考えていますか。

産業振興課長（中川喜昭君） 残土といいますか、発生土等、あとコンクリートのがら等が出るかなど、今のこの見積の中を見ますと出てくるかなと思いますが、今お話ししました仮置き場等は、まだ決まっていない状況もありますので、とりあえず今回はそれぞれの事業所の一面に置いてもらう形の指導しか今のところはできないかなど。今後の検討もあるかと思えますけれども、今のところは思っております。

それで、実は、伊達東さんで除染をして、その保管状況をちょっと見に行ってきた際には、やはり遮へいをする意味で、そのがらの上にビニールシートをかぶせて、土のう袋と

か、あと、フレコンバック等に入れて、その周りに今度は土のう袋、砂を入れて遮へいをしているというような状況もちょっと見てきましたので、そういう部分で、その保管をしていただいた後の遮へいをするという管理の部分も、それは先ほどからお話ししているマニュアルの中で打ち出しして、あと、学識者の先生方の話を聞いて、それらの指導をしていきたいというふうに考えております。あと、仮置き場が決まれば、そちらに運ぶというような形では考えております。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） その際、今、村ではコンクリートの容器の中に入れることを第一に考えているということで今進んでいます、その工法が果たしてベストなのかどうか、費用対効果も含めて、例えばコンパックなどの方法は考えているのか、もう一度。

産業振興課長（中川喜昭君） 除染計画書の中でもお話ししていますように、今のところ、村での仮置きする部分では、農水省の実証から出たコンクリートボックスという考えで費用等も計上させていただいておりますが、実際にそれがそのまま進むかという部分も、これから国での考え方、あとは村との協議の中で決定されていくものかなというふうに思っております。

それで、今回の事業所関係のそういう発生土なりのものについては、フレコンバック等を使ってですね、多分、今それぞれ市町村でやっている部分も、土のう袋とか、あとはフレコンバックというような形で、後から移動しやすい形で保管しているという状況もありますので、そのような形でとりあえず仮置きという形になるかなというふうに思っております。以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号「平成23年度飯館村一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第75号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤長平君） 日程第21、議案第75号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これから、議案第75号「教育委員会委員の任命について」を採決します。

お諮りします。

本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議案第75号「教育委員会委員の任命について」は、同意することに決定しました。

◎日程第22、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(佐藤長平君) 日程第22、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これから、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。

本件は適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は適任と認め、答申することに決定しました。

◎日程第23、閉会中の継続審査について

議長(佐藤長平君) 日程第23、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第24、閉会中の所管事務調査について

議長(佐藤長平君) 日程第24、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、相馬農業高等学校飯館校の進学状況並びに仮校舎に関する調査及び要望活動について、産業厚生常任委員会から、いいたてホームの経営状況、見守り隊並びに村内企業の運営状況及び課題等について、それぞれ所管事務調査の申し出があります。

ます。

お諮りします。

各委員会から申し出のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のとおり、許可することに決定しました。

◎日程第25、議員派遣の件について

議長(佐藤長平君) 日程第25、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤長平君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(佐藤長平君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第9回飯館村議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

(午後1時50分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年10月5日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

” 会議録署名議員

松下義喜

” 会議録署名議員

飯桶善一郎

” 会議録署名議員

北原 経